

く其心事を試みらるべしとありしに、秀忠、仰せはさる事なれども、秀忠の存念は、諸大名を悉く國に歸し、一兩年休息の上、江戸へ參勤致すべしと申付くべし、若し其中に野心の輩ありて、國元にて籠城の色を立てなば、早速に馳向ひて踏潰し申すべし、とかく天下は、一陣致すにあらざれば、治り申すまじと申されしかば、家康大に悦び、實は其一言を聞かためたにこそ、前の如くは申しつれ、さては天下は安泰なりと申されたりと。此事を大久保彦左衛門忠教が三河物語に、此時家康悦びの餘り、手を合せて秀忠を拜み、偕は天下は安泰なりと涙を流して悦ばれたりとあり。但し忠教は此時御鎗奉行にて、江戸に在りしなれば、現に見たる事にはあらざれど、何れ確かなる人の話を録せしものなるべければ、家康が秀忠を心配せしと、又此一言によりて始て大安心したる一斑を知るに足る。

因みに云、家康病大漸に至りて、藤堂高虎を召し、汝は秀吉の時代より何くれ予に心をよせたる懇志は、死しても忘れず、同じくは死しても猶現世の如く、常々傍にあれかしとは思ひつれど、汝と我とは宗旨も違へば、死後はさる事も成るまじとありしかば、高虎涙ながらに御前を退き、次の間に至り、天海僧正に向ひ、唯今御直に斯る仰を承りて候間、唯今より我等改宗すべければ、何とぞ和僧の御弟子になされ、天台宗の血脈を御授けたまはれしかと申しければ、天海も尤も

の事なりとて、直ちに天台宗の戒を授け、弟子として、剩へ僧都號をまで授けしかば、高虎大に悦び天海と共に御前に出で、先程か様の仰せを蒙りて候程に、早速に宗旨を改め、天海僧正の弟子となり、僧都號をまで授りて候へば、此上は來世までも永く御奉公仕るべしと申しければ、家康大に悦び、それにて安堵したり、其方たち二人、來世まで永く予が左右に在りて、將軍が子孫の守護神となるべしと、堅く御誓約あられたりと、藤堂氏の諸記録、及び東照大權現御縁起などに見えたり。こは家康程の英雄、殊に神儒佛の學問にも通曉せる名將の言としては、餘りに愚夫愚婦に似通ひたる話にて、殆ど確説とは受取られずと雖も、藤堂高虎が天台宗に改宗して、天海の弟子となり、法名も、他の大名の如く大居士、大禪定門などを用ひずして、大僧都といふ沙門の號を用ひ、且つは後年江戸上野の邸を天海のために寄進し、こゝに東照宮を勧請して、其神體のまします奥の院の左方に天海、右方に高虎を配享せりといへば、此説も虚妄にあらざるべし。又家康病大漸に及び、急に駿府町奉行落合小平次を召し、常に秘藏せる三池傳太が鍛へたる脇差を渡し、これにて死刑に當る罪人あらば、生胴を試し來れと命じ、やがて小平次は牢屋に至り、罪人を試して脇差を返上せしに家康其切れ味はいか々と尋ねしに、小平次、流石は名刀の事とて、眞に瓜を切るが如くに候ひきと申しければ、家康も悦びて其脇差を抜き、二振三振打振り見て、

我死せば、此脇差を以て神體として神に祀るべし、我は關東の守護神となるべしと遺言して、程なく薨去せられたりと、東照宮御實記に見えたるは、いかにも家康の家康たる所、餘人の如く、病氣平癒を神佛に祈願するなどの女々しき事は毫もなく、今はの際までも勇氣凛々たる、眞に敬服の外なし。されば此説を以て前の説に参照する時は、是れは勇壯にして、彼れは女々しく、殆ど別人の如く思はるゝを以て、前の説は頗る疑はしと雖も、或は英雄人を欺くといふ俗諺の如く、其人々によりて其いふ所を異にしたるにて、高虎のかねく、宗旨信仰の人となりを知れるを以て、病中一時の戲言は遂に事實となりたるにもやあらん。

天海僧正と崇傳長老との衝突、家康の神號

家康の葬祭と崇傳天海——東照大権現——黒衣宰相——偽書の二三

〔家康の葬祭と崇傳天海〕 家康病大漸に及びて、本多正純等を召し、我死後は駿河久能山に葬り、位牌は祖先以來の例に任せ、三河の大樹寺に安置して、七々日の法會を營むべしと命せしを、日ならずして更めて、我死後は先づ久能山に葬りて神と崇め、三年の内に下野日光山に改葬すべし、又死後の祭祀は、他の神官僧侶に託せず、常に昵近して心安く召仕ひたるものなれば、榊原内記照久を

して奉仕せしむべしと命じ、程なく薨去ありしを以て、遺命の如く久能山に葬り、神に祝ふ事となりしが、榊原内記は元より武人の事なれば、祭主となすべしとの遺命はあれど、其祭祀の仕方など毫も知らざりしかば、幸ひ神龍院梵舜駿府に在りしを以て、正純、崇傳等と相議し、梵舜に命じて神道の祭儀を内記に教授せしめて、凡べて吉田流即ち唯一神道派の祭儀を以て久能山に葬り、畢りて將軍を始め、諸役人、諸大名以下、諸士の輩まで參拜せり。さて天海僧正登城し、秀忠の御前に召されけるが、其席には本多正純、金地院崇傳も伺候しありて、正純より、大御所様御遺言の如く、御葬儀も相濟み、先づ以て珍重に存じ奉ると言上せし詞の下より、天海、いや此度の御葬儀は御遺言に違背候上は、定めて大御所には御満足には思召さるまじと言上せしかば、一度皆喫驚せしが、中にも崇傳は居丈高ウツタカになりて、僧正は何事を申さるゝぞ、狂氣にてもせられしかと咎めしに、天海は、和僧が何を知り、差出口を申さるゝぞと返答しければ、正純も天海を咎めて、御前を憚らず過言を申し、不届きなり、急度流罪にも申付くべし、罷り立ち候へと叱り付けしかば、秀忠も奥に入られ、天海も悄然として退出したり。然るに秀忠は、天海が御遺言に違背せりと申すには、何さま子細ある事なるべしと思ひ、正純に命じ、天海を召出して其子細を尋ねさせしに、天海は、大御所御在世の時、愚僧に御尋ねありしは、古來死後に神と崇められぬる上は、一向に神職のものゝみ宮仕

ひして、出家は社殿へ宮仕ひ叶はざるもの、如し、こは甚だ片寄りたる事なり、凡そ天下を治むるものは、常に此片寄りといふ事を慎むべきなり、予も死後は神に祝はれんかと思ふが、斯く片寄らぬ祭祀はなきかと上意あり、依て愚僧申上げ候は、唯今の上意は唯一神道の事にて、即ち明神の祭祀を仰せられたりと存じ候が、外に兩部習合とて、山王權現の如く、神道、佛法兩様を祭祀執行候事は、天台宗に御座候と委しく申上げ候處、甚だ御感悅あらせられて、さらば予の死後は其兩部習合の神に祝はれ申すべければ、其方心得居りて、右の如く執行ひくれよとの上意なりき、されど其節愚僧は、未だ此山王一實の法の傳授を得申さるに付、追付け、上京の上、禁中へ奏聞して此傳授を申受くべく存じ候處に、俄かに大阪の一亂差起り、よりて大御所より禁中へ、秀頼征討の繪旨を下されたしと内々奏聞せしに、何かと御滞りあらせられしを、大御所酷く御憤りありて、既に承久の古例に倣ひ、隱岐國へ主上を遷し奉らんとありしを、愚僧より、さ候はば、結局大阪方へ勢付きて、味方大事に至るべし、愚僧先づ上京して取計らひ申すべしと申上げ、直ちに上京し、勸修寺家に就きて、大御所御憤りの次第逐一内奏申上げし處、主上にも殊の外に驚き思召され、よくこそ内奏致したれと叡威の餘り、此御賞として何なりとも望み申すべき由御内意仰せ下されし時、愚僧より、出家の身なれば何の望みも御座なく候、唯常々の願望は、天台宗に於て、唯受一人の法と致し來り候山

王一實の祭祀法を、相傳仕りたしとこそ存じ候へ、あはれ此度の御賞として、座主の宮へ仰せ下されて、天海に傳法下さる、様、これのみ願望に候と申上げしに、重ねての御内意には、唯受一人の法を他人に相傳の事、縦ひ座主の宮へ仰せ下されしとて、中々御受けは申上ぐまじ、幸ひ主上には先年御相傳あらせられたれば、それを天海に御相傳あるべしとの御事にて、やがて院中(後陽成天皇)へ召され、御親から御相傳下され候、さて此度御祭祀に就ては、定めて愚僧へ仰付けらるべしと存じ居り候に、さはなくて、吉田流の神道を以て御葬祭申上げられ候故に、御遺言に違背と存する旨、委細申述べしかば、流石の正純も大に驚き、早速此由言上せしにぞ、秀忠の驚き一方ならず、急に天海を召出して、事の次第を一々尋問ありし上に、いかにも大御所には、神道、佛法ともに御歸依の事なれば、御遺言の趣は、恐れながら御尤も至極の御事なり、さらば唯今より山王一實の法を以て、天海祭祀を奉仕すべしと命せられたり。(東叡山秘説)こゝに於て金地院崇傳は、神龍院梵舜を執して祭祀を執行はしめ、したり顔にて居たりしに、天海が此一言のために、忽ち高慢の鼻を挫き折られたり。されば崇傳いかに口惜しかりけん、此顛末を細川忠興に報告して「大御所様御葬禮等の儀、上野殿、我等など、神龍院へ申談じ、一切神道の式を以て相濟し候處に、此程に至り、僧正より兼々大御所様と御約束の儀も有之候と申上、僧正の神道に相改め候事に罷り成候、僧正の神道おかしく

候」云々と、本光國師日記に見えたり。

〔東照大權現〕 さて天海は祭儀執行を命ぜられしかば、早速に久能山に登りて、家康の本地は薬師如來なりとて、假りに薬王權現の神號を上り、やがて上京し、禁中に奏請して神號を申し下し、乃ち東照大權現と勅賜ありたり。然るに崇傳の徒ら之を非難して、權現とは權りに現はれたる神にて、眞の神をいふにあらず、正しき眞の神なれば、明神とこそ崇め申すべけれど、口々に言ひ觸らせしかば、老中の面々も遂に閉捨てになり難くて、一日天海を召しよせ、世には斯く／＼に申すものありて、權現の方、明神よりは一格下りたる如くに申すものあり、此儀いかゞ心得候やと尋ねたりしに、天海は聞くと等しく、いや明神より權現の方よく候、大御所様は勿論權現にてましませば猶以ての事、東方薬師如來の御化身なれば、權現に崇め奉ること御尤もに候と答へしに、老中の面々押返して、いや道春なども、明神の方は權現より宜しき様に申し候はいかにと申されしに、天海、いや／＼權現の方一段よく候と申し、を、老中の面々、其子細はと問ひしに、天海は、子細も何も入り申さず、あの豊國明神のさまを見られよ、(大阪落城後、神號、勅祭をも止められしは、前段大阪落城の條にあり、それをいふなり)あれにても明神はよいと思はるゝやと反問せしかば、老中の面々あつと計りに感服して、又二言といはざりきと。

因みに云、世に家康は薬師十二將神中の寅の神の化身なり、故に天文十一年寅の出生なり、此時三河國秋葉山鳳來寺の、峰の薬師の十二神中の寅の神像、忽然と失せたりしが、元和二年四月十七日薨去あるや、何れより來りけん、寅の神像舊の如く佛殿に立たれたりと同寺の縁起に見えたりと、元より採用するに足らざる妄説にて、こは天海が本地薬師如來なりといひ囃せしより附會したる説なるべし。但し東照宮は、後世まで本地堂に薬師如來を安置し、例年四月十七日、日光山に於て祭典執行の時は、將軍家の代拜として高家衆を差遣す例なるが、翌十八日には、本地堂に於て祭典の結願を執行し、此日も亦右の高家衆、將軍家の代拜を勤むる例なり。

さて翌年に及び、日光山へ改葬するに當り、天海は衆僧を供して久能山に登り、自ら鍬を取りて掘りしは、遠く大織冠鎌足を多武峯に改葬の例に因りしなりと、即ち三月十五日に事始めありて、四月十六日に日光山へ葬り、翌十七日法會執行ありて、秀忠親しく弟義直(尾張)、頼宣(紀伊)、頼房(水戸)と共に參拜あり。これよりして長く祭祀は、天海が申立てたる如く、上野寛永寺に於て掌る事となれり。

因みに云、世に天海を指して黒衣宰相と稱し、常に家康が政務の顧問に備れりとなし、既に上野寛永寺の院家の中にてすら、之を唱道して誇り顔なるものありしが、予は、此説は金地院崇傳と

取違ひたるならんと思はる。何となれば、予が(勿論淺見なれど)調査したる所にては、天海の政務に預れる事は、一二件の他にこれと指すべき所なし。蓋し當時天海は駿府に在らず、常には武藏入間郡仙波の喜多院に在りしなり。此寺は其頃關東天台宗の大本山として、東叡山と山號を附け、京師の比叡山と對峙したる程の勢ひなり。後ち寛永に至り、江戸上野に寛永寺を建立して、天海これに住持となるに及び、此東叡山の號をば寛永寺へ移して、喜多院は往古の山號星野山と改めたり。さて天海が日頃抱懷せる所は衆生濟度にありて、政務の如きは、俗人の行爲として之を卑しめ、且つ家康をさへ此衆生の中に算へて、常に諸の惡行をなすものとす、これがために佛に供養して其罪障を消滅せしめ、所謂救ひとらせて、一は鎮護國家の護持を以て己れが任となせるにて、黒衣宰相などよりは、遙かに高尚なる思想なりしなり。されば駿府政事録に天海登城の事多く見えたり。之に反して崇傳は、彼れ自身も政事家を以て自ら任じ、其所掌は専ら社寺の支配及び外國通信書札の立案にありと雖も、其範圍を出で、あらゆる事に關係せしは、彼が日記の本光國師日記に詳かに見えたり。

又世に、東照宮御遺狀百箇條と題せる書あり。こは家康病中幕府百年の後鑑に備へんため、諸般の事を訓戒したるにて、頗る貴重の書なりといふ人あれども、こは全くの大偽書にて、書中に

就て考ふるに、元祿頃の偽作ならん。其故は、諸有司の條に、御前詰、桐之番などいふ詞を載せたり、是等は皆五代將軍の中頃に出來たる役名にて、其以前にはなき所なり。諸其作者は何ものなるか、先輩も考ふる所なしと雖も、或は越後家(今の津山松平家)の浪士が物したるにやあらん。其故は、處々に越後家の事を、殊に重々しく書きなしたればなり。さて何が故に斯る偽書の出でしかといふに、崇傳が板倉勝重に家康病中の様子を報告せる書中に「御跡の事など御懇に仰られ候が、何れも御尤の御事のみにて、大御所様には凡人に無_レ御座_レは申まで無_レ之、全く神佛の御化身と拙老式も存る事に候」といふ文書二通あり、想ふに此書を見て偽作をなせしならん。

又東照宮御遺訓と題せる書あり。こは秀忠の出頭人(後世の御側御用人の如き役)井上主計頭正就が、秀忠の使として駿府に祇候せし時、家康親しく訓戒したる由を卷首に載せ、さて和漢古今治亂の由りて來る所より、治國安民の大要、吏務の心得など、凡そ數十條ありて、今之を此書の卷首にある如く、家康が親から訓戒したりとして考ふる時は、中々一日二日にて云ひ盡さるべしとも思はれず、況や諸所に經史若くは佛典の語を引用したれば、博覽の人と雖も、數刻の間に云ひ遂ぐべしとも思はれず。夫のみならず、正就に斯る至重の訓誨を垂れしならば、第一に井上家の家譜などに其事を書き載すべき筈なるに、其事なし、從來諸大名は、代々將軍家の御内書とて、

數行に過ぎざる書札にてすら、何々に付き御内書を賜りなど、大行に書上ぐる例なれば、井上正就に於て實にこれありしならば、夫こそ諸大名中に絶無の榮譽なれば、必ず書上ぐべき筈なるに、單に他の出頭人たりし諸家と同じく、毎度御懇の上意を蒙りとあるのみなり、將軍家の出頭人に、大御所が御懇の上意あるは通常の禮儀なり。且つ駿府政事録や、本光國師日記などにも、斯る事のありし由を載せざれば、こも亦後の偽作なり。

又廓山上人大阪奉行私記と題せる書あり。こは増上寺より出でたりともいひ、傳通院にありしともいへど、何れも確かならず、想ふに廓山は、家康の眷遇を受けたる増上寺源應(觀智國師)の高足として、傳通院より増上寺へ住職したる人なれば、斯る説も附きしならん。さて其記載は、廓山が黒本尊を奉じて、大阪冬夏の兩役に家康に隨從したりとて、盛んに黒本尊の靈驗を書立てしは、其要旨なり、以て其書の性質を推知すべし。殊に笑ふべきは、大阪陣に黒本尊はいふまでもなく、廓山が隨從せりとは虚偽も亦甚だし。此書中にも家康の言行を載せたれども、斯る偽書なれば、毫も採用するに足らず。

又幕府の法令類を纂輯せる憲教類典などに、家康薨去の時賜りたる宣命ケンメイを載せたれども、こも亦後人の偽作にて、其偽作者は、宣命などはいかなる書き方とも知らざるものと見えて、一見噴飯

に耐へざる程の拙作なり。殊に其時駿府へ下向したりとて、勅使の名字及び時の關白等の名字を載せたれど、悉く自家が出放題を書立てたるにて、半文の價值もなし。

第三章 創業守成の過渡期

二代將軍秀忠

秀忠の生立ち及び性行

〔秀忠の生立ち及び性行〕 秀忠は家康の第三子。生母は西郷左衛門清員サキカミが養女、實は三河の郷士戸塚五郎太夫忠春が女にて、於愛と稱せしが、後に西郷殿と稱せられたり。(此人天正十七年五月に逝去せり、其墓は駿府の龍泉寺にあり) 小字は長丸と稱す、よりて於長様オサマと稱せられたり。(當時男兒にても、敬ひて於の字を名の頭に附けて呼ぶこと行はれたり。こは主人の子弟のみに限らず、主君の覺えめでたく時めける人々にも、皆此敬語を用ひたり、即ち織田信長の近臣森蘭丸をば於蘭、長谷川竹をば於竹、又家康の近臣井伊萬千代をば於萬と呼びたるなど、其例甚だ多し) 秀忠に兄二人あり、第一を岡崎三郎信康と稱し、武勇は乃父に亞ぐ程にて、末頼母しき人なりしが、謀叛の嫌疑にて、織田信長の内意によりて切腹したり。第二は於義丸オサキといふ、天正十四年家康、秀吉と和睦の時、人質として大阪に至り、後ち秀吉の猶子となり、下總の結城晴朝ユキキの養子となりて、結城秀康と稱せり。是の故を以て、秀忠は第三子にして嫡嗣チキとなられたるなり。

因みに云、家康が嗣子を定むるに最も考慮を費し、果ては老臣にまで諮詢せる事諸々に見えて、其説々には、大久保相摸守忠隣、本多佐渡守正信などは、秀忠公こそ然るべしと申上げ、本多正純は、御長子の事なれば秀康卿こそ然るべけれど申上げたりしに、井伊直政は、自分の聲なればにや、第四の御子下野守忠吉卿に心を傾けたりなど記載あるも、予は此説々を大に疑ふものなり。何となれば、天正十八年に、豊臣秀吉、相摸小田原の北條征討の擧あるに當り、秀吉の出馬に先きだち、家康より秀忠を秀吉の許に送りて、自身二心なきを證せられたれば、(此以前既に其長子秀康は秀吉の許に質となれり) 秀吉其厚志を悦び、優遇して程なく駿府へ還され、さて北條滅亡して、此年家康に關東八州を與へ、十二月廿九日には秀吉、秀忠に首服を加へ、從四位下、侍從となし、秀の字を與へて秀忠と名づけ、尋で武藏守と名乗らせたれば、此時既に嫡嗣に定まれるは言を待たず、しかも此年秀康は、秀吉の猶子として、下總の結城家の養子となりたるなれば、此人を呼戻して家嫡に立つるなどは、なるべきにあらず。此時弟の忠吉といへば、未だ八九歳の幼兒なり、誰か年長の兄を斥けて、此幼兒を嗣子といふものあるべき。又家康自身としても、既に秀吉の覺えめでたき秀忠あるに、何を苦しんで嗣子の諮詢などあるべきや。想ふにこは關原役に、秀忠、信州上田の眞田がために暇取りて、肝腎の天下分目の合戦に會せず、戦ひ終りて大

津まで參陣せしかば、家康は其緩漫なるを怒りて、一時は父子對面だもせざりしかば、從軍の面々は下々まで罪を待ちし程の體なりしかば、此時所謂下馬評定に、秀忠は廢嫡せらるべしなど、内々に私評せし事ありしを、後の好事者が色々の説を附會して、斯る説を作りしならん。正純が秀康を立てんの言を此時の事とせば、此時秀康は家康より總大將の采幣を許されて、下野小山に駐まり、上杉景勝の押へたる大任に當れるに、秀忠はへまなる事を仕出來したれば、家康の怒りに乗じて廢立を謀りしならんとせば、甚だ都合よきも、如何せん、實録は之を許さず、家康怒りて秀忠の對面を拒絶せし時、正純は家康を諫めて、此度中納言様の御運參は、全く私の父正信が不調法より出でたるにて(實に然り)、中納言様には少しの御誤もなく候間、急ぎ父正信を御成敗ありて、中納言様を御赦免下され然るべしと再三申して、漸くに家康の怒りを釋きしは事實なり。但し此諫言を、後に秀忠聞きて、再生の恩なりと謝せられたるを、安藤帶刀直次は、いかに主のためなればとて、親を殺せとす、むる子のあるものか、見よ、上野は遠からず身上を果すべきぞと評されたりと諸書に見ゆれど、所謂大義には親を滅すといふ觀念は、戰國時代の武士には最も刻骨銘肝せる程なれば、安藤直次の評言としては疑ひなき能はず、想ふに是れ亦後に正純が罪蒙りに因り、名を直次に藉りて、或る漢學者の作りし説ならん。又井伊直政の忠吉に心を傾けたり

といふも此時にて、直政は忠吉の舅の因みより、家康の託を受けて之を伴ひ、關原の戦ひに先手に向ひ、先鋒たる池田、福島の陣を、下野殿との一言を以て通り抜け、烈しき戦ひして、忠吉も其身も手負ひしたるに、大津の陣營へ秀忠參着せし時、家康對面なきより、悄然として退出せる際、直政は氣の毒と思ふ様子もなく、秀忠に従ひたる榊原康政に向ひ、此度大殿の御怒りには、各々も其心得あるべし、我らは下野殿を御供申し、御主も我らも形の如く手を負ひたりといひしかば、康政眼を赤らして、斯る時こそ、日頃の御奉公振りもあるべき筈なるに、心ありげなる一言なりと問返されて口を閉ぢたりとの話は、關原記の一本に見えたるも、これも附會したる説なるべし。

さて慶長十年四月に家康の讓りを受けて、征夷大將軍となりしと雖も、諸事は皆家康に決し、自身は江戸城にありて、表面形式上に過ぎざりしが、されど此長日月の間こそ、即ち政事修練ともいふべき歟。さるからに其忍耐といひ、果斷といひ、事々のやり方は家康の時の如くなりしは、一は其性行に因るとはいへ、事苟くもせざる所は此修練の効ならん。且つ其表面は温厚律義に見えて、内心の陰險峻刻なる所、實に乃父其まゝなり、其律義に就ては、

台徳院様、一年駿府へ御出でなされ、數日御逗留の時、權現様より阿茶の局へ御内意には、秀忠

は年若の者にて、數日此地に逗留あるは定めて徒然なるべし、其方の心得にて、年若き女を一人、見舞ひに遣し候へとありしかば、阿茶の局承りて、侍女の中より花といふ十七歳の女を見立て、これに右の御内意を申含め、御菓子を持たせ、御内使の由にて、御庭口より密かに遣す事となし、台徳院様へも、此旨内々に申上げ置きしかば、台徳院様には急に御上下を召され、御待受けあらせられしに、花參り候へば、御自身立ちて御庭の木戸を開かれ、さて花を上座へすゝめ、謹んで御菓子を御頂戴ありてけるに、花其ま、座に在りて、歸る様子もなきを御覽せられ、花、御使は濟みたり、早歸り候へとて、御自身先きに立ちて、先きの木戸を開かせられ、御歸しありしかば、花も手持不沙汰にて罷り歸り、斯くと局に申し、局より御聽きに入れしかば、權現様には、偕々將軍は律義なる人かなと、御威心あらせられたり、(駿河草 等取意)

此説必ずしも實説とは思はれざれど、能く秀忠の風采を寫し得たる話なれば、参考に資するに足る。又

台徳院様、一年御上洛にて、御參内の折、主上御對顔畢りて、供奉の諸大名各々龍顔を拜し奉る間、公卿の間に御控へありし、此間數刻なりしに、台徳院様には始終御首を下げられて聊かも御行儀を崩したまはず、脇目だもなされざるに付、公卿、殿上人等、其御律義を感じ奉る、此事其

後叡聞に達せしかば、主上にも深く叡威あらせられ、それより御崇敬も一層厚くならせられたり云々、(同上)

此事を諸書には年を書せしもあれど、彼是同一ならざるを見れば、其何年の參内なりしかは確と定め難しと雖も、是れ亦参考に供する價ひあり。

禮式の修正と服制

禮式と武人——服制

〔禮式と武人〕 既に大阪を滅したれば、又武を用ふる所なし、否武を弄すべからず、依りて先づ諸法度を制定して施治の大綱を示しつゝ、次には禮式を修正して治平を表彰せんは、至當の順序なり。茲に於て元和元年の冬、來正月の儀式には官位相當の禮服を用ふべしとの令を發し、同時に年中式日出仕の服裝を定められたり。是れ蓋し彼の漢の高祖が創業の初め、諸將沙上に戈を横へて、互に武功を私議せる輩が、一朝叔孫通が禮を制するに當り、一人の仰ぎ見るものなく、高祖をして、今にして始て天子の尊きを知れりとの歎を發せしめたる古例に倣ひしは、言を待たず。然るに昨日までは質素朴實の家風の下に養成せられ、武具ブツの吟味以外には考へのなき關東武士の中には、俄か

に狼狽したる向きもありし様子は、本光國師日記に、或人の頼みに依りて、烏帽子借用を或大名に頼入りたる書簡の案文をのせ、又明良洪範などいふ普通の書籍にも、或人が熨斗目を所持なきより、井伊直孝の許へ、着替への熨斗目あるべければとて、借用を頼入れしに、直孝より、着替の熨斗目は所持なし、但し婚禮の時着したる子持筋熨斗目一枚あり、之を用立つべしと返事せられたりとあるにても知らる。

〔服制〕 さて諸書に、此時將軍家の事を、御束帯と記せるものあるは誤りなるべし。家康、秀忠共に束帯をせしは、任大臣拜賀の参内と將軍宣下の拜賀参内とのみにて、其他の参内には衣冠を用ゐられしは、當時の記録に見えたる冠袍等の品目にて知らる。朝廷に對し奉りてすら右の如くなれば、況んや下風なる大名諸士に對するに、束帯するの理あらんや、蓋し下僚に對するには、略服を用ふるは一般の通習なり。但し後世の將軍に至りては、束帯を用ふるは、將軍宣下の後、紅葉山東照宮参詣（こは拜賀の式に擬せしなり）と、毎年四月十七日の同所参詣とのみなり。左に服制の概要を述べて参考に資せん。

正月年頭の賀儀に於ける装束

將軍家 烏帽子（風折を用ふ） 懸緒（ひねりを用ふ） 直垂（色緋又は紫を用ふる事もあり、秀忠は好みて蒔黄を用ひたりといふ） 小刀（長さは

定らず、大概一尺三寸以上なり、こは古の打刀に鑄を入れたるものなり、故にこじりは切りこじりにて、下緒とて長きを用ふるは其故なり）。こは正月に限らず、將軍宣下及び毎年参向の勅使謁見にも此服装なり。其他五節句及び四月一日、六月一日、八月一日、（これを俗に三朔といふ）嘉定（六月十六日）等は長上下にて、夏季は帷子、其他は熨斗目、下着は白綾を用ふ。其他臨時のや、式立ちたる事には、總べて麻上下（長袴にあらず）、但し法會結願の日、東叡山、又は増上寺へ参詣の時は衣冠を着せられ、和蘭陀甲比丹の入謁には羽織袴を用ひられ、又朝鮮聘使入謁には正月の如き服装なり。但し熨斗目は、色紫を用ひらる。

諸大名の侍従以上（武家の侍従は堂上家と異例にて、從四位下に叙せざれば侍従に任せず、夫より家柄によりては從四位以上にも進む。但し高家は堂上家の如く、從五位下にて侍従に任せらる。總べて侍従に任ずるを、武家にては俗に公家成といふ。是より飛鳥井家へ蹴鞠入門を申込みて、紫の組懸緒を同家より免許せられて、冠又は烏帽子に之をかくるなり。蹴鞠入門と申すは唯名のみにて、金何程と、定れる入門料を納むるのみ。實は此組懸緒の免許を得るためなり。）は 烏帽子 直垂（色は緋又は紫及び蒔黄を用ふるを得ず、唯會津松平家のみ蒔黄を用ふるを得） 白小袖（但し三位又は参議以上は白綾を着するを許す）。餘は將軍の條に同じ。將軍家束帯の時に其席に與る輩は衣冠を用ふ。又熨

斗目は、色紫を用ふるを禁ず。

四品(従四位下を斯くいふ、四位と戸位と、音相近きを忌むに出でたり。四品は元來親王家の叙品なれば、憚りあるに似たれど、古に菅原文時卿を世に菅三品と稱へし例に因れりといふ。)は

烏帽子(風折に) 狩衣(色の禁は直) 指貫 白小袖 餘は上に同じ。

諸大夫(従五位下を斯くいふ。武家にては従五位上及び正五位下などに進まず、近く維新前に諸大名の中にまゝ、従五位上に陞りし人あるは例外とす。)は 風折烏帽子 大紋(地は麻布を本式とす、故に本名は布直垂なり。其製、直垂と異なる事なし。唯直垂は地精好を用ふ、これは地は麻布にして、且つ背肩及び袖に家紋を大きく染出すを以て、俗に大紋といふ、其色一定せずと雖も、淺葱色を用ふ。) 下衣は熨斗目に白無垢。但し「しゝらのしめ」とて、織皺のあるは、四位以上ならでは、武家にては用ふるを許さず。其他は前條に同じ。

布衣(布衣は、其製狩衣に同じ、地は麻布を用ふ、故に本名は布狩衣なり。幕府の有司にして従六位下に叙せられ、又は叙位なきものに准ずる輩に、特に命じて之を着するを許す、よりに此輩を布衣以上といふ。布衣は布狩衣の略稱なり。) 下衣以下總べて前條に同じ、但し指貫は淺葱色の平絹を本式とす。

侍烏帽子(俗に納豆烏) 素襖(こは御小性、御小納戸等の官位なき輩、及び御番衆等着用す、其製大紋に同じ、唯胸紐は革を用ふ。) 其他總べて前條に同じ。但し布衣以上の輩長上下の時、半上下を用ふ。

長上下 こは旗本土の番衆以下、無位無官の輩の所謂大禮服なり。但し大名と雖も無位無官の人は、之を以て大禮服となす。下衣は熨斗目、帷子等、其時節に因る。唯下着の白無垢は、諸大夫以上にあらざれば着するを免さず。

麻上下(長上下に對して牛上下ともいふ常の務の仕立なる故也) こは一般に通用したれど、之を細別すれば、旗本土にありては番衆以下、諸藩にありては一樣ならざれど、大概中士より、他は庶民に至るまでの所謂大禮服なり。下衣は熨斗目、帷子等、其時節に因ると雖も、熨斗目は、士分は以上ならでは着するを許さず、其以下は、服紗と稱へて現今の紋付を着す。又幕府は於ては、元和より寛永の頃まで、諸役人日々の登城出仕に、麻上下に服紗、夏は帷子を着用したり。以上は禮式に係る服制なり。

諸大名の壓伏及び懷柔

軍役上の定員——城郭の制限——浪人と虛無僧——大坂城代——江戸城の増修——御數寄屋政策——
雄藩君臣の優待

〔軍役上の定員〕 諸大名を歴伏せんには、其爪牙を抑制するを以て第一義となすはいふまでもなし。蓋し當時諸大名は、戦國の風習として、一人にても士卒を多く扶持するを以て専務とす、これは世間の人持と稱へられて、自家の強勢を示し、以て萬一に備ふるがためなり。これによりて所謂人好き大名と稱へられて、世人の目を嘲せる輩も多々にして、此輩は何れも名高き侍にして浪人したりと聞きては、相競ひて原祿を以て之を召抱へしが、中には千石の侍を一人召抱へんよりは、百石の侍を十人抱ふるこそ、結句得あらんなどいへりし人好き大名もありしなり。然るに幕府の爪牙たる旗本大名(所謂譜代)及び旗本土にありては、自分自分が三河以來一騎當千を誇り來れるより、他人は自己に及ばざるものと見下し、斯る人好きなどもせざるより、古老の輩追ひつゝに死去せるに隨ひ、壯年者は比較的弱兵なりしは、大阪の役に於て既に實驗あり。茲に於て兵力平均の法を定め、是に因りて諸大名が、爪牙たる士卒を多分に扶持するの風習を矯めんと、元和元年に、將士の軍役を左の通り相嗜むべしと令して、士卒所用の定員を定めたり。其略は、

千石二十三人、鎧二本、弓一張、鐵炮一挺 千百石二十五人、鎧三本、弓一張、鐵炮一挺
 千二百石二十七人、鎧三本、弓一張、鐵炮一挺 千三百石二十九人、鎧三本、弓一張、鐵炮一挺
 千四百石三十人、鎧三本、弓一張、鐵炮一挺 千五百石三十三人、鎧三本、弓一張、鐵

炮一挺 千六百石三十五人、鎧三本、弓一張、鐵炮一張 千七百石三十七人、鎧四本、弓一張、鐵炮二挺 千八百石三十九人、鎧四本、弓一張、鐵炮二挺 千九百石四十一人、鎧四本、弓一張、鐵炮二挺 二千石四十三人、鎧五本、弓一張、鐵炮二挺 三千石騎馬二騎、鎧五本、弓二張、鐵炮二挺 四千石騎馬五騎、鎧十本、弓二張、鐵炮五挺 五千石騎馬五騎、鎧二本、鎧十本、弓三張、鐵炮十挺 六千石騎馬五騎、鎧二本、鎧十本、弓五張、鐵炮十挺 七千石騎馬六騎、鎧二本、鎧十本、弓五張、鐵炮十五挺 八千石騎馬七騎、鎧二本、鎧十五本、弓十張、鐵炮十五挺 九千石騎馬八騎、鎧二本、鎧十五本、弓十張、鐵炮十五挺 一萬石騎馬十騎、鎧三本、鎧三十本、弓十張、鐵炮二十挺 二萬石騎馬二十騎、鎧五本、鎧五十本、弓二十張、鐵炮五十挺 三萬石騎馬二十五騎、鎧八本、鎧七十本、弓三十張、鐵炮百三十挺 四萬石騎馬四十五騎、鎧十本、鎧八十本、弓三十張、鐵炮百三十挺 五萬石騎馬七十騎、鎧十本、鎧九十本、弓五十張、鐵炮二百挺 六萬石騎馬九十騎、鎧十五本、鎧百十本、弓五十張、鐵炮二百挺 七萬石騎馬百騎、鎧十五本、鎧百十本、弓五十張、鐵炮二百挺 八萬石騎馬百十騎、鎧二十本、鎧百十本、弓六十張、鐵炮三百挺 九萬石騎馬百二十騎、鎧二十本、鎧百十本、弓六十張、鐵炮三百挺 十萬石騎馬百七十騎、鎧二十本、鎧百十本、弓六十張、鐵炮三百五十挺

(これより以上は右に准ずる事なり)

一旦右の如く定めしに、翌元和二年に至りて、五百石より一萬石までの軍役を、左の如く改定したり。こは旗本土の軍役の少數なるは、即ち將軍旗本勢の手薄なるより、之を増加したるなり、よりて特に諸士軍役の事とあり、諸士は即ち旗本土なり。

五百石鐵炮一挺、持鍵共三本 千石鐵炮一挺、弓一張、鍵五本、騎馬一騎 二千石鐵炮三挺
弓二張、鍵七本、騎馬三騎 三千石鐵炮五挺、弓三張、鍵十五本、旗一本、騎馬四騎 四千
石鐵炮六挺、弓四張、鍵二十本、旗二本、騎馬五騎 五千石鐵炮十挺、弓五張、鍵二十二本、
旗二本、騎馬十四騎 一萬石鐵炮二十挺、弓十張、鍵五十本、旗三本、騎馬二十五騎

右の如く軍役の定まれる上は、諸大名も、今や、すは戰場といふ時に、人に勝れて人數を多く召連れ、口頃の心掛けを諸人に示して、天晴將軍の御威に預からんと願ひは、無用の事となりしかば従て人好きも入らず、夫よりは從來の家臣をいたはりてんと保守の念を生じけるもの、即ち戰國進取の氣勢の挫折なり。

〔城郭の制限〕 これのみならず、幕府は令して、諸國一國に一城を限り、其他は悉く毀却せしめたり。こは戰國の際、各自に封疆を固守する必要より、所々の要害の地に城又は砦を築き、然るべ

き士卒に守らしめたるもの、いつしか城となりて、しかもこれが守衛に當れる士は一廉の城將にして、あはれ今にも敵の寄來るあらば、一步も此城下を通さじと、平生力瘤を入れて萬一に備ふるものは、即ちそれだけ尙武の氣風に富み、従つて其藩々に於ける士氣養成の根軸たりしものにて、之を幕府が偃武に汲々たる眼より見る時は、眞に無用の長物なり、故に此令あるは、時勢上當然の處置といふべし。されば諸大名にありては、既に軍役に定員あり、又我が居城の外の支城を毀却する等、皆勇武の幾分を滅殺せられたれば、もはや前日の如く、肩肘を張りて勇武を競ふは得策にあらざるを覺り、此上は一意幕府の命令を體して、其所爲に倣ふに至れり。茲に於て海内舉げて保守の氣運に趨行したり。

〔浪人と虚無僧〕 右の如く保守の氣運に赴くに従て、一時世間の呼物たりし彼の名ある士の浪人こそ、今は容易に仕途に就き難き時世とはなりたれ。されど諸藩共に武功の古老は漸次に死亡し、壯年者は此保守の渦中に生息して、父祖の氣性と全く地を換へしかば、父祖が往時の武功は、全く其家々には傳説を失ひて、反りて他人より之を聞きて、始て知るといふ如き奇觀、往々にしてあり、況んや彼の戦場の鎗合せ、或は城乗、鎗下、退き口、殿などいふ、あらゆる武功の形式をや。茲に於て續々と輩出したるものは、所謂武者修行又は武邊者と稱へられて、世間を徘徊せるものこれ

なり。こは皆彼の名ある士の浪人等の、仕途を得ざるより、諸國を遍歴して、自己の長技若くは經歷を吹聴して傍ら仕途を求むるにて、中には今に至るまで、弓馬、刀鎗、砲術等の流祖として傳ふるものも少からずと雖も、(本朝武藝小傳を參看すべし)其大半は、各々勝手次第の歌法螺を吹きて、一時を欺罔せし輩なり。そは彼の大坂陣に板倉勝重に使はれて、城中へ間牒に入りし小畑勘兵衛景憲が事に徴しても察せらる。景憲は、大坂冬陣に豊臣家の徴集に應じ、甲州武田家の浪人と名乗りて城中へ入りしは確かなれど、景憲果して武田家の浪人なりしや否やは確かならず、假りに一步を譲りて武田の浪人なりとすとも、武田勝頼の滅亡は天正十年なれば、慶長十九年までは三十三年なり、然るに彼れ、徳川氏が大阪平定後に至りて、まさか景憲が間牒の功に依りて冬陣の和睦は成れりとも言ひ難ければ、其後幕府よりは彼れに何の沙汰もなきよりして、彼れ自から武田家の軍法を知れり、しかも信玄が秘策をも明らめたりとて、元和より寛永の間に於て、盛んに江戸に於て軍學を教授したるもの、即ち甲州流の兵學なり、然れども信玄時代に於て、小畑勘兵衛なるもの、いかなる役目を奉せしかは詳かならず、されば自身もこれには困じけん、自ら高坂彈正を祖述せしかど、此高坂も、甲越の境目たる海津城の要害を成りしは確かなれど、信玄が帷幕の謀臣たりしや否やは詳かならざればなり。(浪人の事は詳かに家綱の代に述ぶべし)しかはいへ、歌法螺にても吹立

て、世間を徘徊せるものは猶可なり、其他は悉く普化僧と成下れり。これよりして世に普化僧即ち虚無僧なるもの(古き職人歌合せには菰僧とあり)多く成行きしと見えて、往時普化宗の關東本山なる寺院(維新後廢せられたり)には、慶長十九年幕府より下されたる宗門法度書とて、本多正純、板倉勝重等連署の文書あり、其第一條に、「普化宗門之儀者、勇士浪人、一時之爲隱家、可爲守護不入」云々とありて、之を以て徳川幕府二百六十餘年間、堂々と門戸を張通したるが、今に於て此法度書なるものを當時の諸實錄類に參照して研究するに、偽物の證掩ふべからずと雖も、當時幕府が浪人の隠れ所たるを以て、大目に見たるならん。さればこれにても、當時浪人の多數なりしは察せらる。

〔大阪城代〕 さて幕府は、右の如く諸大名を弱むると同時に、自家を強うするに汲々たるは、亦以て治術の妙用なりとす。先づ元和元年大阪平定後、六月に家康は、其外孫(奥平信昌の次子にて家康長女の所生なり)松平下總守忠明に封を加へて十萬石となし、大阪城を賜ひしが、海内無比の名城を、外孫の親とはいへ、大名に與ふるは危険なれば、間もなく忠明を大和の郡山に移し、大阪城を以て幕府の持となし、尋で西國、中國等の諸大名に課して、冬夏兩役に破損したる箇所を悉く修補せしめ、工竣りて後大番頭を遣して之を守らしめ、後に譜代大名の中より内藤紀伊守信正を選

抜して、大阪城代となしたり(元和八年)。此職たる、單に大阪城を守るのみに止まらずして、兼ぬるに關西三十餘國の總鎮たる重職なり。故に此職に補せらるゝ人は、其領邑も大阪附近に於て皆悉賜はり、妻子は元より、一家中を擧げて大阪城に移ることにて、名こそ大阪城代なれ、實は城主なり。其主意とする所は、萬一の變ある時に、大阪城を以て死所となすなり。當時は斯る重職なりしが、太平打續きて後は、單に所司代の候補者ともいふ如き一の閑職となり、從て領邑の移さるゝといふ事もあらず成行きたり。

〔江戸城の増修〕 又江戸城に於ては、元和三年に紅葉山邊の要害を増築し、同六年には天守を築かれ、翌年又北の丸を築き、同八年には本城の要害を増築し、寛永元年には西丸の要害を改築し、同七年には江戸城一般の外郭、石垣、堀等を修築す。斯く駭々として要害の工を起すに、悉く諸大名(多く外様大名なり)に命じて、此手傳ひをなさしめたり。

されば諸大名より見る時は、自己の居城は、いかに要害悪しとて、修造などは中々思ひもよらず、結局要害淺まになさるを得ざる勢ひなるに引替へて、幕府の居城は年々に要害堅固になり、且つは三河以來武功の將士、雲の如く之を擁護せるを見ては、いかに野心勃勃たる輩も、中々手のさすべき様なし、且つは家康程の英雄すら、大阪の城攻めには困じ果てたる前例あれば、斯る堅固の城

に誰か乃向ふべき。されば幕府の威勢は日一日と旭日の昇るが如く、諸大名の雌伏も亦日一日と草の風に靡くが如く成行きて、知らず識らずの間に太平の氣運に進向したり。

〔御數寄屋政策〕 右の如く、諸大名の歴伏に力を用ふると同時に、亦これが懐柔にも力を用ひたり。初め家康、秀忠のために古老の將士を選みて、御話衆と號して、時に近侍して往年經歷の事實を語らせ、以て武事修練の一端となし、が、家康薨後元和二年十二月に、更に其人員を増加せり。其人々は丹羽長重、立花宗茂、毛利秀元、細川玄蕃頭興元、三好因幡守一信、猪子内匠頭一時、佐久間備前守安政、戸川肥後守達安、九鬼長門守守隆、脇坂淡路守安治、毛利伊勢守高政、谷出羽守衛友、平野遠江守長泰、朽木信濃守入道牧齋、佐久間駿河守正勝、前場善右衛門勝秀入道半入、皆川山城守廣照入道老甫等なり。何れも織田、豊臣の二氏に歴仕したる人々にて、小身にこそあれ、何事ぞあらばと、理想ながらも内々時機を待つといふ面々なれば、此輩を御話の衆といふ名義を附して、隔日若くは三四日を隔て、登城せしめて、閑話の友となし、其他伊達政宗、上杉景勝、細川忠興、佐竹義宣、島津家久、蜂須賀至鎮、鍋島直茂等の如き、雄藩古老の輩の在江戸の時は、時々召見して特に優待し、且つ籠絡の手段にや、秀忠壯年の頃は嘗て沙汰なかりし茶の湯に事寄せ、時々茶會を催し、自身に茶を點じて此等の諸大名に饗しけるが、尋で春冬二季に茶會を催して、在江

戸の諸大名を順次に召し、自身に茶を點じて饗するを例とせり。徳川幕府に於て、將軍自身の點茶を諸大名に饗せるは、此一代に限れり。

されば上の好む所、下これより甚しきありとの古諺の如く、これよりして江戸中茶の湯の流行せる事年一年と甚しく成行き、猫も杓子も茶の湯を飯ぶ事となりしは、本光國師日記元和四年々末の條に「此一兩年以來數寄(茶の湯の事を斯くいふ)の流行甚しく、拙老なども日々の様に招かれ云々、隨而諸家より墨蹟(禪家高僧の書にて、俗に茶掛^{チヤケ}とて茶席に掛くるを斯くいふ)の鑒定申來る事も甚しく、但し大かたは賈物にて」云々とあり、以て其一斑を知るに足る。されば其師家としては、大名には片桐石見守、(石州流の祖)小堀遠江守、(遠州流の祖)其他佐久間大膳亮、今大路延壽院法印元朝等最も著れて、各々千利休の高足といふを以て、大名、旗本土より市人の輩まで、其手寄手寄にてこれらの門弟となりしかば、世間は、彼の武邊沙汰よりも此方に風靡せり。

されば諸大名も、亦此優待に感じてか、將軍家を自分方へ招請、即ち御成^{オナリ}を願ふ事となれり。但し是より先きに伊達、上杉、蒲生等へ秀忠御成の事ありしかど、こは眞にたまさかの事にて、唯一回に過ぎざりしか、茲に至りて年々歳々に諸大名(勿論雄藩のみなり)より御成を願ふ事となりたり。其始めは、元和九年二月に尾張家に御成ありて、先づ初めに茶の湯、即ち數寄の饗應あり、畢りて能樂を

催して饗しけるが、此式いづれにても費用する事となりて、其度毎に御相伴として尾張義直か、紀伊頼宣等の弟の内を一兩人に、丹羽、藤堂、立花等の内をも召連れらるゝを例とせり。されば秀忠に於ても、遊宴の事とはいへ、將軍御成の事なれば、前以て金地院崇傳に命じて吉日を選ばせなど苟くもせざるにて、其中にも立花宗茂の邸、及び堀丹後守直寄の邸(直寄は僅かに八萬石を領せしも、家康特に懇遇ありて、常にいひし言に、今にも何事ぞあらば、井伊直孝を以て旗本の一の先きとなし、藤堂高虎に二の先きをさせ、堀直寄に横鎗を入れさせなば、向ふ所破れざるはなからんと褒められし程の人なり)に御成ありしは、一時世間に傳へて羨みし程なり。斯る勢ひなれば諸大名も、何某の許へ來る何日に御成ある筈なりと聞くや、大名となく旗本土となく、其數日前より各々相争ひて其主人の邸を見舞ひ、當日には何れも勝手^{カッテ}へ詰めて(手傳ひなり)、折を以て將軍に謁見せんと願ふ輩亦數多なり。されど多人數を勝手に置くべき様もなく、近親の輩二人に限れるを以て、其他の人々は其最寄^{モヨリ}に待受け、路傍に蹲踞して、將軍の通駕を拜する事となりしかば、將軍も斯くと見るや、輿中より大聲に夫々の名を呼びて、會釋ありたり。(將軍の直に名を呼びて會釋ありしも此一代に限れり)中にも丹羽長重は、いつにても諸人に抽んで、第一番に五郎左(舊名五郎左衛門尉と稱せり)と聲を掛けらるゝを以て、人々も羨みしといふ。蓋し丹羽氏は、關原役に少しの行違

ひより、石田方と見なされ、加州小松十二萬石を没收せられて、僅かに奥州にて一萬石を與へられしが、そのかみ世に聞えし長秀以來の古老、一人も主君を離れず、辛苦を冒して隨從しありしを以てこれらを安撫せんとの手段なるべし。

〔雄藩君臣の優待〕 諸大名の在江戸の時は、右の如く優待せるのみならず、雄藩の面々が、江戸を立ちて歸國するとか、又は國許より江戸へ着するとかに當りても、必ず其日には秀忠鷹野として郊外に出で、其大名の封邑により、品川とか、千住とか、板橋とか、其通行の方面に出で、其大名の來るを待受け、懇ろに之に慰勞するを例とせり。されば諸大名も之を以て此上なき光榮とし、江戸を去るの日は、此優待に感じて殆んど去るに忍びざるの思ひあらしめ、又江戸に來るには、途中より江戸入りの日を指を屈して算へつゝ、將軍家に郊外に於て謁するを一の樂事と思はしめたりといふは、左もあるべき事なり。

當事幕府は、諸大名のみならず、其家臣までも優待したり。上杉景勝の家老直江山城守兼續が、主家の用務にて登城せるに、老中たる本多正純、土井利勝など、これと應對するに、いつも懇慫に手をついて、山城殿あゝ召され、かう召されと申すに、山城は、上野これでよくおじやるかなど、の挨拶なりとは、續武家閑談等に見えたり。其他仙臺の片倉小十郎景長、毛利の益田玄蕃頭元祥、加

賀の奥村攝津守など、何れも主家の用務にて登城の折は、老中の面々何れも同輩の會釋なりしといふ。是れ亦左もあるべき事なり。後世の眼より見て、此説を非なりとする學者もありし様なれど、そは時勢と幕府當時の情勢とを察せざるなり。

これのみならず、前條に述べたる幕府が江戸城修築の工事に就ても、諸大名に手傳ひを課するより、各々士卒を選んで之を勤めさするを以て、將軍家も親しく工事を巡視して、懇ろにこれら士卒を慰勞せられたるは、佐竹の家老澁江内膳が、其主義宣に報告したる書簡に「炎天の時節、殊に雨天にても將軍様日々普請場へ出御にて、私式にまで御詞をかけさせられ候事度々にて、冥加恐ろしき程の事」云々とあるにても察せらる。又其御成の様子は、

江戸御城御普請の時、諸大名衆へ御手傳ひ仰付けられ、何れも家老中より老功のものを選びて總奉行となし、それに人數を預けて、日々御普請場へ出づる事なれば、右の面々の骨折を思召され、台徳院様には、日々又は隔日に御普請場へ出御成されけるが、始ての日は何れも恐れ入りて、御先供の來て御成といふより、一同下座平伏して罷在りしが、其節御側衆を以て、何れもそれに罷りある家老ども始め、兼て名字御存じもなきものもあるべければ、家老共の分は、銘々自身に名字を申上げて、御目見え申上げ候へとありて、各々其通りに致されけり、さて還御の後、御老中

へ仰出されしは、今日普請場へ御出でなされ候は、下々いか様の働きたいし、骨折り候やをとくと御覽あるべき思召しの處に、其方ども申含め方の行届かざるにや、何れも普請の手を止めて平伏いたし居り候は、甚だ然るべからず思召し候間、向後も折々普請場御見廻りも成さるべきに付、下々は決して普請の手を止むるに及ばず、御成に構ひなく立働き、唯頭立ち候もの、み御禮申すべし、但しそれも家老共の外は無用にいたすべしとの事にて、其後は御成と難も、一同は常の如く普請に取掛り、唯家老の面々のみ、土の手を洗ひしまでにて、泥によごれたる股引に、脇差許りの體にて御目見えいたされ候を、結句御機嫌にて、骨折りなど、御詞をかけられけり(校合雜記 等取意)前條に述べたる如く、威武を十分に皇張して諸將の頭を抑へながら、一方には斯る例外の眷遇あり、所謂恩威並び行ふ妙手段、感服の外なし。廣大なる土木工事も、僅々滿一年に及ばずして、いつも竣工せるは、實に是に因れりしなり。さてこそ諸大名も、其成功を我れ先きと競ひしも亦故なきにあらず。其中に、

淺野但馬守殿(幸長の息光辰)江戸御普請御手傳ひの時、總奉行を家老の龜田大隅に申付けられしが、淺野家の請取りたる丁場は地形悪しく、水場にて、折角築立てたる土居も、大雨ふれば一夜の内に堀の中へ土流れ落ちける程に、外々よりも仕劣りに見えて、何となく笑止の體なり、元より

丁場は、初めにくじ取りを以て定めたる事なれば是非に及ばず、或日雨上りの時に、台徳院様普請場へ成らせられけるに、淺野家の丁場の右の體を御覽じて、いかにして斯く同じ事のみ骨折りするぞと上意ありしに、大隅謹んで、人にて候は、某あの齋の嘴を以て下知仕り候は、一歩もくづれ申さず候へども、土は性のなきものなれば、某も力及ばず候と申上げしかば、台徳院様にも左もあるべしとて御笑ひなされ、結句御機嫌なりしと、此大隅は若年より聞えたる勇士、其鎗は齋の嘴の如き鎌の付きたる十文字(一本には此三字なし)なれば、斯くいひはやしたるなり、さて御普請出來の後、諸家の家來御普請に掛りたるものを悉く御城に召され、吳服、御馬、金銀など、それ／＼の品に應じて下されけるに、大隅に下されたる馬は黒の斑馬なりしかば、大隅、御老中方へ向ひて、某は主人方に於て、若年より少しづゝの働きも仕り候もの、此御馬は二毛なれば、頂戴いたしかね候と申しければ(二毛は逃げと通ふをもて嫌ひしなり)、尤もなりとて、鹿毛の馬と引替へて下されけるとなり。(上同)

こは一場の戲言なれど、中々凡庸の者にては言ひ出す事能はざるなり。元より將軍家御座城の普請なり、殊に諸家と一列になりて、一樣の事を勤むるなれば、其總奉行たる人は、選みに選みて出されしは、此他常山紀談等に、一二右に類せる説を載せたるにても知るべし。されば天下の間和氣洋

洋たる有様は、中々後世にては思ひもつかぬ事にて、創業の名主は古今概ね此類なり。但し寛文頃より以後は、斯る輩なきにもあらざれど、小なるは御當地(江戸即ち幕府向きの事)不案内の田舎士とて笑はれ、況んや幕府より下され物などに就てとかくをいふ時は、亂心として咎めを受くるに至れり。

松平忠輝竝に福島正則の配流

忠輝の配流——正則の配流——城地の授受方

〔忠輝の配流〕

忠輝は家康の第九子、幼名を辰千代と稱す。母は山田氏、阿茶の局なり。

此山田氏の素姓を述べんに、元來駿河の農民の妻にて、若年の頃美人なりしかば、其村の代官何某、これに懸想し、折々人を以て、夫と離別いたし、我ら方へ妾に出でよといひ込みしも、一向聞入れざるより、代官一手段を考へ出し、其夫近隣のものゝ田地の境界を争ひ、(一書には年貢未進ともあり、何れにしても冤罪なれば、正説はなしと知るべし)訴訟となりしを幸ひと、彼れを非分におとして斬罪に處し、さて其跡式を關所とて官に沒收せしかば、妻子も揚り物とて官へ捕へたりしを(當時の制度は斯くありしなり)、代官方へ引取りて妾にせんとせしを、此女いかにし

てか其許を逃れ出で、幼少の女子一人を携へて駿府へ出でける、折節東照公鷹野の歸りに、其の馬前に伏して右の次第を詳かに訴へしかば、公も驚きて、女親子は城中へ連れ歸り、やがて彼の代官を呼出して一々に糾問せしに、女の申すに相違なければ、彼れを磔に處し、それより女を水仕として、湯殿番などに召仕はれしに、いつしか手を掛けられて、文祿元年に男子出生ありしは即ち忠輝なり、(一説に松千代といひし男子と双生なりともいへり)(以貴小傳、柳菴)

慶長十一年四月に、從四位下、少將に叙任せしめて、此年、伊達政宗の女と婚姻あり、時に信州川中島にて十二萬石を領せり。尋で十五年閏二月、越後高田城に移されて二十五萬石を領せしが、是より先き守役とせられし大久保石見守長安と、忠輝が異父同母の女婿にて、忠輝が家老職たりし花井主水と、兩人相謀りて家政を恣にせしかば、國政大に亂れたりしに、やがて大久保長安が日頃の惡事露はれて、子及び家臣らまで夫々刑せられ、從つて花井主水も之と同じく刑せられて、漸く家康の旨に悖りしに、忠輝は元來母氏の素性賤しき故か、又は諸書に見ゆる如く性來暴慢なる故か、徳川氏譜代の將士中、一人として此人に懸意を致せし人なく、殆んど孤立の有様なりしに、大阪夏陣には大和口の旗頭として、伊達正宗を先手に出陣せしかど、途中、伊達勢のために先きが支へたりとて進軍せず、既に戦の始るにも戰場へ顔出しもせざりしかば、幼少の頃守役とせられし(諸家

系圖などには准父とあり)皆川山城守廣照が見かねて、自身忠輝の陣所に至り、出陣を勧めしかど前路梗塞を辭柄として敢て進まず、とかくする間に大阪城は落城となりければ、忠輝は遂に戰場へ顔出しはせざりき。(予大阪戦記類數種を参照して此事を考ふるに、こは伊達政宗の陣將たる片倉小十郎景長が、伊達の一手を以て大和口の大部分を占めて、功を樹てんがため、故らに後軍の進路を塞ぎたる如し。こは片倉に限らず、何れも戰場にての功を樹てんと欲する人の常套なり。されど之を通り抜けて、互に功を勵みあふも亦勇士の常套なり。但しこは數戰を経歴したる老功にあらざれば、なす能はざる事なり。)

初め家康が、若輩なる忠輝を以て大和口の旗頭となせしは、先手は忠輝が勇たる伊達政宗なれば、必ず關原役に於て井伊直政が、其聲たる忠吉(忠輝の兄)を輔導して、殊功を樹てさせたる如くならんと期し、即ち之を以て、我等が子は何れも斯くの如く乃公に肖たりと竊かに誇らん下心なりしが如し。然るに豫想に反したる結果となりしより、大に不興して早々越後へ歸らしめしに、其歸途に於て、旗本土が二三人乗打したりとて、公子の尊を笠に着て、其無禮を咎めて忽ち之を切殺したり。此中に家康が秘藏の勇士長坂血鎗九郎が弟あり、長坂家傳、大阪御陣諸手聞書等に据れば、此人亦兄に似たる勇士にて、今度の戦ひにも一廉の手柄をあらはしたる者なれば、兄の血鎗大に忠輝の無

情を憤慨し、家康に事の次第を直訴したり。茲に於て家康彌々怒り、將軍直參の士を、一言の届けもなく、私として切捨つるは叛逆に同じ、我等存生の中すら斯くの如くなれば、死後將軍の代とならば、いかなる事を仕出さんも知られずとありて、先づ屏居を命じたり。忠輝大に驚き、謝罪のため江戸に馳せ参りしに、幕府より江戸に入るを止めしかば、上州藤岡に於て屏居して罪を待ち居たるに、程なく家康の病氣と聞かや、忠輝も駿府へ駈付け、先づ同所三枚橋に落着き、父公の安否を伺ひたり。然るに家康の命として、更に伊豆の三島に在りて命を待たしめしに、追ひ／＼に忠輝が日頃暴虐の所業逐一に露顯しければ、越後の封を褫ふべき旨遺命ありたり。(忠輝が日頃の悪行は、諸書に記載あれども、多くは小兒の普話的のたぐひにて、證とするに足らず。又長坂某を切捨てにせし事も、大阪御陣覺書的一本に、此時忠輝の供の中より、乗打の無禮を咎めて、名を名乗れと再三申し、かど、唯一さんに逃出せしより、遂に切捨てたりとあり、是れ或は事實ならん。日頃の悪行といふ詞を種にして、當時種々の風評行はれしを書留めたりと見ゆるは、獨り忠輝のみにあらず、福島正則を始め、幕府より日頃云々の咎めを蒙れる輩の行狀を記せるものは、總べて牽強附會の説のみ。甚しきは幕府の命令をさへ偽作せるもあり。史家の尤も心すべき事なりかし。)これによりて元和二年七月越後の封を褫ひて、忠輝は、上州藤岡の屏居より、(家康薨去の後再び藤岡へ歸れり)

伊勢朝熊に配流せられたり。

右の如く忠輝の罪状の明確なるは、大阪陣の怠慢と、長坂某即ち旗本土を私に切捨てしとの二事なりと雖も、此二箇條は、當時の制度上より觀察すれば、何れも大罪たり。蓋し忠輝は執袴公子の常套として、少壯血氣にはやるの外、殆んど事理を解せず、知らず識らず此大罪を犯し、ならんも、幕府はこを幸ひと、法度の重んずべきを諸大名に示さん好材料とせしにて、苟くも法度を犯すものは、假令將軍家の同胞と雖も斯くの如しと、暗々裡に示威的處置に出でしにて、(次の福島正則の條と参照すべし) 前段に述べたる如く、飽くまで諸大名の懐柔に勉むると同時に、一朝法度を犯すに於ては斯くの如しとの標準を示せるものといふべし。

〔正則の配流〕 福島正則は、いふまでもなく豊臣氏の一族として 且つ驍將として、徳川氏に憚られしは勿論のことなりといへども、彼れは關原の役に於て、徳川氏のために盡し、も、亦第一にあり、これによりて家康も安藝、備後二箇國を與へ、且つ自己が姪女を養女として、其子正治に嫁せしめ、(久松松平康元の女にて、家康のためには異父同母季弟の女、又正治は父に先きだち卒去せしを以て、徳川氏に歸れり) 又官は參議にまで昇進せしむるなど、頗る懇遇ありしも、是れ皆假面的の好意にして、其實は豊臣氏亡ぶると同時に正則をも斃さんとの念は、蓋し家康が寤寐に忘れざ

る所ならん。さればこそ慶長十七年に、家康駿府に於て、伺候の大名等に歸國の暇を賜ひし時、正則は兼て家康の胸中を察してか、又は豊臣氏のために枉げて家康父子の歡心を得んとてか、唯一人、さ候はゞ是より江戸に參り、將軍様の御機嫌を伺ひ、其上にて歸國仕りたしと乞ひしに、家康殊の外に悦び、さて正則江戸に至れば、秀忠非常の悦びにて、優待甚だ渥く、ために正則も歸國の事を申出で難くなり、秀忠よりは遂に歸國の暇を賜はらず、其内に大阪の役起るに及び、家康父子より、江戸の留守居を頼むとの一言にて、空しく府下に封じ込められたり。既にして大阪滅亡後は、忽ちに優待の假面を脱して、其前日の如くならず。遂に家康薨去の前には、將軍は心を置くなど、苦言をいひて、正則に涙を流させて悦ぶ等、所謂笑中に刃ある待遇にて、要するに事に觸れて正則不滿の念を起しなば、それによりて取柄とすべき事もあらんと、彼の大阪に對して行ひたる手段を用ひしと思はる。されば當時正則が身上を察するに、世間の武士仲間には、一族なり、主君たる秀頼を見殺にし、且つは其後殉死もなさで、厚顔にも關東に這ひ回りて、世間を憚からずなど嘲笑せらるゝに、幕府より繼子扱ひにせらるゝといふ、眞に面白からざる月日を送りしなれば、折々は不平漏らしに、家來共を叱り散らせしならん。それを諸書に、怒りに乗じては誰れ彼れの見分けもなく、手討にするなど、記載しあれども、こは前に述べたる如く、あらぬ噂を書留めたと、一は又幕府に大功ありし正則を、

何の罪もなきに封を褫ひたるは酷なりとの評を避けたため、ある一部のえせ忠臣らが書きなしたる偽説もあるべし。まこと正則さる暴虐人ならば、何とてこゝまでに立身出世すべき、又何とて尾關石見、福島丹波、大崎玄蕃、吉村又右衛門、可兒才藏等の如き名士が服従すべきぞ。是れ正則の事を研究するには、最も用心すべき點なりとす。されば其行状はいかんといふに、正則は、いふまでもなく萬夫不當の勇將なれど、思慮に於ては眞に天真爛漫ともいふべく、今少し惡しく評すれば、愚直といふも不可なし。其一二を擧ぐれば、

福島正則の事を、世上にては至極暴悪人の様に申す様なれど、それは酒興の上の事にやあらん、平生は至極穩かなる男にて、應山(近衛信尋)の時、此第(近衛家)へ毎々心安く参りたる者なり、或時正則が京の邸にて、應山を茶に招かれしに、折節朝の事にて、應山の待合ひに入らるゝや、主人正則出迎に出づとて、中く丫りの戸を明くるに、顔に蜘蛛の巢のかゝりければ、これはと驚く様子を見て、應山には、後刻必ず掃除のものゝ、厳しき仕置にあふべし、不便なりと思召し、態と、偕々今少しにて残り多かりし事よ、予が待合に入るに、間もなくあれなる松が枝より、一つの蜘蛛ひ下りけるが、いかにするぞと思ふまに、其中く丫りの門まで絲を引き、やがて巢を作りはじめたり、「蜘蛛の振舞かねてしるしも」の古事も思出でられて、いと興に入りて在りしに、念な

う主人のために、其たくみもやぶられつる残り多きよと仰せられしかば、正則も、偕々有難き御意を承りたりとて、一入満足ありしと、(槐記)

此槐記は、近衛應山の玄孫たる家熙が、其侍醫たる法眼山科道安への話を、道安の筆記したるものなれば、確説なるはいふまでもなし。

福島正則は在江戸せられても、とかく關東の酒は口に合はずとて、いつも領國備後の三原酒を取りよせて呑まれけるが、一年例の如く船にて江戸へ酒を積み送りけるが、此船海上にて難風に逢ひいづくともなく漂ふ内に、一つの島に流れ着きたり、さてこゝは何所ならんと思ひ、誰ぞ人もがたと待ち居しに、やがて島人二三人來りたれば、こゝはいづくぞと聞きしに、八丈島なりと答へたり、さては江戸にも程遠からずと安堵し、上陸して濱邊を見廻り歩きしに、一人の老いたる男出て來りて、其方は此島には見かけぬものなり、いづくより來れるぞと問ふ、これは福島左衛門太夫が船に乗りたるものなるが、難風のために流れ着きたりといひしに、彼の老人、さては福島が内のものか、船には何を積みたるぞと尋ねける間、主人の飲料として酒を積みて江戸へ赴くなりと答へけるに、彼の老人、さらば其酒少し我らに得させんや、これは浮田秀家がなれの果なり久々にてよき酒をのみて、昔今の憂さをも慰めんと思ふなりと申し、かば、彼の上乗の者大に驚

き、急に容ちを正して、借は承り及びたる中納言様にて御座候や、存せぬ事とて無禮を仕り候段は、幾重にも御免下さるべし、昔ならばいかで我ら式のものへ、御詞など掛けらるべき、御酒の事は委細畏りて候、さりながらこれは主人の物にて、私の物にはこれなく候へば、多くは差上げかね候、一樽差上げ申すべし、やがてこれより持たせ進すべければ、先づ御宿を見置きたしと申すに、彼の老人、さらばとて先きに立ちて歩みけるまゝ、其後に付きて行きけるに、いかにもいぶせきわら小屋に入りて、これこそ我が内よといひけるにぞ、彼の上乗の者も、昔を思ひ出して涙を流し、さて船に歸り、急ぎ酒一樽に魚少々取副へ持たせて、再び彼のわらやを音づれ、先程も申す通り主人の物なれば、多くは心に任せず、少分なれどもこれにて御堪忍下され候へと申しければ、老人は涙にくれて悦びける、さて程なく順風にて、船は恙なく江戸へ着しければ、彼の男酒を悉く臺所奉行へ引渡して、後早速目付役の許へ行き、八丈島にて浮田秀家に逢ひ、酒を所望されし様子を物語り、さて申しけるは、昔ならばいかで中納言様の我ら式へ斯る言仰せらるべきと思へば、一入御痛はしく存ず、さりながら君の物を、私に人に送るは有間敷き事とは思へど、餘りの痛はしさに、所詮斯る所へ参り合せたるも、我らが運の盡きたる所、此上に濟まぬ事ながら一樽を参らせ、後江戸へ参りて此事つぶさに申上げ、ともかくも御仕置に任すべしと存

じ、一樽を進じて候、右の通りに候へば、此上は、いか様とも御法に任せ下され候へと申し、かば、目付役の者も仰天して、何様平生物堅き主君の事なれば、たゞは濟むまじ、先づ此由を申上げければ、其方は堅く閉ちこもりて罷在り候へと申し、太夫の前へ出で、彼の上乗の者が申しつる通りを述べけり、太夫つくく〜と聞きて、其ものはいかにせしぞと尋ねける間、堅く押込め置き候と申しければ、彼奴早々連れ來れと申しけり、目付役の者、借こそ彼奴め、たゞ事にては濟むまじ、若しも御手討などの事もあらば、取付きて留め申さんかと思ひ煩ひしが、太夫とく連れ來れとせき込みて申しけるまゝ、是非に及ばず、座を立ちて彼の上乗の者を呼出し、主君の御氣色、必定たゞ事にて相濟むまじ、此上は覺悟致され候へと申しけるに、彼の者、其儀は我ら初めより覺悟したりし事なれば、御心を痛めらるゝに及ばずと、わるびれもせず、目付役の後につきて、太夫の前へ出でけるを、太夫見るや、それ近く参れとありけり、すは手討と覺悟して、差し居たる脇差を、遙かのもとへ投げやりて、太夫の側近く進みて畏りけるに、太夫より、汝八丈島にて浮田秀家に逢ひて、酒一樽やりたりと申すか、其様子を明白に申せとありければ、彼の男、始中終の事より、自分の覺悟までも、残る所なく申しけり、太夫はらく〜と涙を流して聞き居たりしが、やがて借々汝はうゐ〜よきとか可愛とかの意なり〜奴かな、主人の物なれば、私

として與へ難しと斷るともそれまでなれど、さありては、太夫は平生吝嗇ものなる故に、使はるゝ者までも吝嗇なりと、彼れにさげすまれんも無念なり、さりて多くの中より少しづゝ取りて遣したりとて、我ら何とて知るべき、然るに汝はさる賤しき事はなさで、一樽を與へ遣して神妙に子細を申すこと、下郎には見上げたる仕方なりとて、厚く賞して、士に取立てられたり。

(校合雜記
等取意)

以上は其質實の一斑を知るに足る。さるからに大阪の役起るや、彼れはいかに煩悶憂苦せしかは、大阪御陣起るや、福島は、御供を願ひ申すは、此度の事は決して秀頼の存念より出でたる儀にては、毛頭御座なく、全く大野修理など輩者が、諸浪人にそゝのかされて斯る仕合せに罷り成り候なれば、某御供に加へられ候は、早速大阪城に踏込み、若輩どもを成敗仕り、秀頼に無事を勧め申すべき間、平に召連られ下され候へと、再三願ひ申されけれども、兩御所には御許容なく、江戸には三河殿(忠直)、上總殿(忠輝)、を差置かれ候が、何れも若輩の事故、何事ぞこれある時の差引き御頼みありて、江戸へ残されしは深き思召しのある事とぞ、果して福島は、密かに國元の家老どもへ人を遣して、今度大阪と御手切れとなりて、兩御所御馬を出されし上は、萬に一も秀頼公御運開かるべきは思ひもよらず、我らは江戸に留め置かれたる上は、いかに思ふとも力

及ばず、汝らは悴を守立て、急ぎ大阪城に駈入り、秀頼公の御先途を見届けれ候へ、勿論斯くと世上に聞えなば、我らは御成敗にあひ申すべきも、其段は厭ひ申さず、我らは我らの心得ある事なれば、我ら身上に懸念せず、早々思立ち候へと申遣しけるに、廣島にて家老中、何れも尤もと同意して既に其用意せん計りなる時、大崎玄蕃、尾關石見などは、主公の、秀頼公を一筋に思ひたまふは尤も至極の事なりと雖も、我々も主公を一筋に思ふは同前の事なれば、何とて主公を見殺しにして大阪へ入城なるべきとの異見にて、家中の面々も、大半は右に同意せしより、遂に其事は止みたりしが、福島丹波が計らひにて、大阪の屋敷にありける米二萬石を、城中へ送りしとなり、(大阪陣諸説
集等取意)

こは大秘密の事を、餘りに明白にさらげ出したる説にて、疑はしけれども、正則が質實なる、或は斯る命を下しゝも計られず。殊に米を城中へ入れしは、程過ぎて其事露顯せしが、大阪陣の近き年代には其事なかりしに、正則配流の罪案中に此事を載せられたり。又

大阪兩度の御陣に、福島正則は江戸に留め置かれしが、冬陣に家來を密かに海道筋へ、何人となぐ出し置きて、日々の様子を告げ越させて聞き居けるが、いつも城方中々堅固に持ちこらへ、寄手も攻めあぐみたる様子なりなど聞きては甚だ機嫌よく、偕もく若輩どもの、さりてはよく

するぞ、それも其筈よ、太閤の御心をこめて造られたる城なればとて、日々之を開きて悦び居られしに、ある日、大阪も御和睦と相成り候と申し來りたりと告げれば、正則手を打ちて、南無三してやられたりと、聲を揚げ大息つき、歎息せられたりと、(上同)

大阪御陣起るや、福島正則は所々へ人を出して、様子を聞合せ居られしに、或日上方へ遣したる家來のもの歸り來りて、委細の様子を物語り、さて申しけるは、某今度程世に面目なしと思ひ候事は候はじ、其故は、先年關原の時には、海道筋より京、伏見、大阪邊まで、福島が内のものと申せば、大夫殿の御家來衆ぞ、聊爾するなど、馬を引く下郎までも、馳走ぶりを申し候へば、自然と肩身も廣く、誠に悦ばしく候ひしが、今度は、伏見にて福島が内のものと申して候へば、何福島が今度の様はなど、いひ置る程なれば、一夜の宿さへ心よくうけがひ申さざる程にて、何となく人々に面を見らるゝ様に思はれて、肩身をせばめて罷り下り候と申しければ、正則は涙をはらくと流し、何のいらひもなかりしと、(上同)

此秀頼を見殺しといふ嘲笑は、是等他人の口のみならず、遂には自己の家來の口よりも出づるに至りしは、

福島正則、ある時側に召仕ふ茶道が、何事か過ちありとて、例の短慮を起し、手討にせんとして、

脇差を抜きはなすを見て、彼の茶道驚き逃出しながら、秀頼公を見殺しにしながら、家來を手討にするとは腹の分らぬ殿なりと、高聲に繰返ししく申しければ、流石の正則も涙ぐみて、其まゝ奥へ走り入り、衾を被きて打伏したりと、(上同)

萬夫不當の正則も、斯く情義といふ利器を以て、四方より攻立てられては、所謂死ぬに死なれぬ悲境に沈み、今ははや自暴自棄に終るか、將た厭世の發心か、此二途よりたどる地なきは、實に氣の毒といふも餘りあり。これぞ幕府にとりて、正則を潰すべき時期に達せりといはん。恰も好し、正則、廣島城大洪水のため破損せるを以て、之を修繕せしかば、幕府の許可を得ず、私に修繕せしは國家の大禁を犯せりと云ふを以て、城修繕の所を破却せしめたり。これを福島家臣の記せる書には、元和四年五月に、太夫殿御暇出候て歸國の砌、本多上野殿直に被仰候は、廣島城大水に破損仕、住居も難成程に付、普請仕直し申度、但二三の丸の分は、少々以前の塀石垣等も改め申度候間、此旨被仰上被下候様に、御頼み被成候處、上野殿、委細承り候、折を以可申上にて候との御挨拶の由、さて歸國の後、其秋も太夫殿より、右之通被仰上被下候様にと、飛脚を以て申遣し候へども、上野殿より、又其節も折を以て可申上との返事に有之、然處明る正月二十四日より、廣島城普請に取掛り、矢倉塀打こわし、石垣築直し、二月中に大分の普請大半出来に付、三月九

日にはや參勤とて、太夫殿廣島を御立被_レ成候て、三月下旬に參勤被_レ成候て、早速御老中まで被_レ仰入_レ候へども、御目見は無_レ之候て、何れも不審に存候、(中略)

四月二十一日、酒井雅樂頭(忠世)へ、本多上野介殿、土井大炊頭殿(利勝)、安藤對馬守殿(重信)四人御寄合有_レ之、久貝忠左衛門殿、堀田勘左衛門殿、(二人は目付役)兩人上使として、太夫殿方へ御越有_レ之候て、上意には、御法度をやぶり、廣島城普請何とて被_レ仕候やとの御尋に付、太夫殿御請には、其座に上野殿も御入候やと、御聞被_レ成候へば、上使衆、中々上野殿被_レ居候ての御尋と被_レ仰候、そこにて太夫殿被_レ仰候、儲は上野殿も其通り被_レ仰と候は、もはや此申わけは不_レ罷成_レ候、私しは切腹するより外は無_レ御座_レ候と申候へば、上使衆、それはともかくも、御受の儀は何と被_レ申上_レ候やとの仰に付、(中略)太夫殿、不斷内事に付、諸家へ使者につかはれ候新兵衛と申もの呼被_レ申、其方直に上使の御供仕、參り候て、太夫御受の次第、無_レ相違_レ申上候様、重々申含め候て新兵衛を遣し、(中略)新兵衛は前々より御老中様にも御存のものに付、(中略)右の太夫殿御受に被_レ仰候通りを、少も無_レ相違_レ被_レ申上_レ候へば、四人の御老中、何共ものは不_レ被_レ仰、互に顔見合せ候のみ、少し間御座候て、土井大炊殿被_レ申候は、太夫殿も又何とぞ御受の被_レ申上_レ様も、御座可_レ有と計り被_レ申候、(中略)

同二十五日晝時分に、右の兩人上使にて上意には、左衛門太夫儀、我らへは忠節無_レ之候得ども、權現様へ忠節被_レ致候間、今度之儀は御赦免被_レ成候間、新規に普請仕候所々、早々破却仕候へとの上意に付、太夫殿御受には、上意の如く、權現様へは似合_レの御奉公仕候へども、御當代には未だ何の御奉公も不_レ仕候處、御赦免被_レ成候段忝と被_レ申上_レ、上使衆被_レ歸候と、早速御老中へ御出にて、今度廣島城普請仕候處に、今日其御咎め御赦免被_レ爲_レ成、忝存、御禮に罷出候と被_レ申、(中略)さて早飛脚にて廣島へは、新規普請の所破却仕、矢倉門まで打こわし、石垣は上石三ツ並に致し、こわし候様にと被_レ申付、云々、

かく廣島城修築は、正則國家の大禁を犯し、なれど、其内容は決して幕府へ無斷にてせしにあらず、本多正純まで兩度まで申出で、折を以て御聽きに入るべしとの返答に安心して普請に着手したるなれど、正純が之れを御聽きに入れざりしは、彼れが得意の權略にて、彼の大阪城の外堀埋立の事に参照せば、思ひ半ばに過ぎん。但し全く將軍家の許命に接せずして、工事を起し、正則も大早計に過ぎたれど、當時權勢隆々たる正純に申し、なれば、よし幕府に於て咎めの沙汰ありとも、正純よき様に執成すべしと思ひ過まりしならん。

右の如く、正則の罪狀定りしに、之を罰するに當り、將軍江戸に在りては仕悪き事情ありてか、或

は正則、幕府の命に應せず、暴發しなば、危険なりとの事か、又は正則の家臣ら、廣島城に據りて命令に抗しなば、征討の兵を出すべき都合のためか、是の年(元和五年)五月、俄かに秀忠上洛あり。さて二條城に於て、老中及び井伊直孝、藤堂高虎等を會し、正則の處罰の手段を下問ありしに、衆議は、正則を呼び上せて罪狀を申渡し、若し申開くべき辭あらば其言上を聞くべく、若し又幕府の咎むる所無理と思はば、急ぎ廣島へ歸り、籠城すべしと申渡す方然るべしとありしを、直孝一人は之を不可とし、正則が日頃懇意なるもの一兩人を上使として、江戸へ遣はされ、正則へ直に上意を申渡す方然るべし、正則もさるもの、何ぞ此期に及びて暴發などすべき、未練の振舞ひはなかるべしと申し、に、高虎之を危み、とやかく争ふ所ありしも、將軍家は遂に直孝の言を採用ありて、正則が内室の兄なる牧野駿河守忠成に、正則の豊臣氏の時より懇意にしたる花房志摩守正成を差副へ、左の奉書を齎らして江戸へ遣はしたり。

今度就國替、爲上使、牧野駿河守、花房志摩守兩人被差遣之候、上意之趣、委細兩人可爲(一本に有)演説候、恐々謹言、

六月九日

安藤對馬守

重信華押

板倉伊賀守

勝重同

土井大炊頭

利勝同

本多上野介

正純同

酒井雄樂頭

忠世同

福島左衛門太夫殿

牧野、花房の兩人、江戸に至り、直ちに正則の邸(芝愛宕の下にて、舊伊豫松山久松家の邸は其所なりきといふ)に至り、上意を申渡したり。其趣は、今度廣島城普請之儀、御法度に背き候に付、破却被仰付候處、手間取候様子、不届に被思召、依之城地被召上、替地之儀は、津輕に於て可被下との旨なり。

因みに云、此時の上意を、諸家興亡記及び鶴の毛衣等には、今度廣島城普請之儀、先達而以繪圖

面、委細依頼願、早々被_レ仰付候處、云々との奉書を載せたれど、既に幕府に於て、許可を得ずして城普請したりとの罪案を以て此事を斷行せしに、先達而以繪圖面云々とありては、前後矛盾せり、こは後人の僞作せしものなるべし。又武家盛衰記などには、此時正則へ申渡したる簡條書とて、第一に關原の役に、伊奈圖書に押して切腹致させ候事を始め、種々平生の濫行を數條書き列ねたるものあれど、こは全然後人の僞作に相違なし。殊に上使は永井右近太夫などあるは、廣島城受取りの上使と混同せり。抑も伊奈圖書が切腹の事は、實に已むを得ざる武士の意氣地より出でたる事なり。そは關原大捷の後、正則より家康へ言上の事ありて、使者を三井寺なる家康の本陣へ遣しけるに、伊奈圖書昭綱が固め居たる番所を馬上にて通りけるを、圖書が部下の足輕ども之を咎め、棒を以て叩き立てけり、彼の使者大に怒りしが、御用の使者なればと、其場は堪忍して、滞りなく使者の用を済して後、今日途中に於て斯様くの事に出會ひ、多勢のため不慮の恥辱を受けしは、福島が内の者として、諸人の見る前、士の一分立ち難く候へば、切腹仕るべき由正則へ申しけるに、正則つくづく聞きて、不便には思へども、其方が心入れを聞けば尤もの事なり、此上は望みの通り切腹致すべし、跡は我ら引受けたる上は、心易く存すべし、必ず伊奈圖書が首を取りて弔ふべしと申す、偕彼の者切腹するや、正則其首持たせ、之を内府(家康)に御覽に

入れ、御詫申すべしとて、三井寺さして急ぐ途中にて、井伊直政に出逢ひけるに、正則これ幸ひと、彼の首を見せて、事の次第を申しければ、直政、其儀ならば、我等に御任せあれ、よきに計らひ申すべしとて、正則をば歸して、直政、家康の御前に出で、委細を述べしに、家康中々承引せざりしを、直政切りに諫めて、遂に伊奈に諭して切腹せしめ、其首を持參して、正則に見せて事落着せり。此時直政が伊奈に諭し、言に、此返報は必ず我等が胸にもあれば、御家のため枉げて切腹あるべしといひしとの説に附會して、福島の配流は、さては伊奈圖書切腹の返報なるべしと、(勿論それらを含みしには相違なし)さてこそ罪案簡條書をものせしとは思はる。

此時正則、上使に對して、大御所御在世ならば一應申上ぐべき事もあれど、御當代に對しては申上ぐるに及ばず、いかにも上意の趣畏りて候と御受けを申し、座を立ちて奥へ入りしが、や、ありて長上下の袴計りを着け、無刀にて髻切り、兩人の女子を左右に手をひき、再び上使の前に出で、牧野に向ひ、某斯くなりし上は、各々と刺違へてんと思ひ、先づ兩人の女子を片付け、其上にて存じて候が、幼き兒らを引寄せて見れば、いづくに及を立つべしとも思はれず、餘りの不便さに今は思ひ止りて候、此上は、妻と此兩人の女子とは御邊に相頼み候間、ともかくも計らひ給へと頼みたりとは、英雄の末路、眞に哀れ至極といふべし。

因みに云、前の諸書の中に、此時正則、上使に向ひ、正則徳川家に對して忠節を勵みしは、世の知る所、假令ひいかなる過ちありとも、七代までは御免しを蒙るべきになど申したりとあるは、本文に述べたる辭を附會したるものなるべし。

夫より邸中の武器類等まで、悉く牧野の手に渡し、全く自分主従のみの用具計りになして、いかにも謹慎の體なりしかば、幕府に於ても氣の毒とや思ひけん、八月に至りて、津輕は遠郷なればとて、替地として越後魚沼郡の内二萬五千石、信濃川中島(埴科郡)にて二萬石都合四萬五千石を改めて賜ひしかば、正則僅かに三十餘人の家臣を具して信州に赴き、固く屏居し、尋で子息備後守正勝も、僅かの家臣を俱して此地に至り、これも固く屏居しけるが、元和九年十月に至り、正勝父に先きだちて卒去せり。尋で寛永元年七月に至りて、正則も卒去せしが、遺言にて火葬にしたりしを、罪人の事なれば、正則の死を聞くや、幕府より檢使として堀田勘左衛門を遣せしに、はや火葬にしたる後にて、死體の檢すべき様もなく、空しく立歸りて其由言上せしかば、檢使を待たず火葬せし段不届とありて、封地を褫はれたり。(福島家譜)

因みに云、正則が庶腹の孫の京師にありしを、五代將軍綱吉の時、正則の功勞を思召されて幕府へ召出され、采知二千石を賜はり、代々福島市松と稱して旗本土たり。

〔城地の授受方〕

さて正則が廣島城地を召上げらるゝに就て、上使として安藤對馬守重信、永井右近太夫直勝の二人を遣はし、城受取りとして毛利甲斐守秀元、加藤左馬助嘉明、森美作守忠政、本多美濃守忠政を遣し、其他蜂須賀阿波守至鎮、池田宮内少輔忠雄等に命じて、萬一に備へんため兵を出さしめしに、廣島にては、家老福島丹波、尾關石見、長尾隼人、大崎玄蕃等より、上使の途中まで使者を出して、各々様城受取りとして御出での由なれど、此城は將軍家より、我等ども直ちに御預り申し、にあらず、主人左衛門大夫より預りたるにて、主人命令なくては、決して御渡し申し難し、強ひて御受取とあらば、武門の習ひ已むを得ざれば、我々死後裸城ハダカノカシラにて御受取りあるべし、但し上使の御計らひを以て、主人左衛門大夫よりたしかに城を渡すべしとの墨付スミツキ(證文なり)を御取り成され候て、それを證據に御受取りこれあるに於ては、一同本望の至りなりと申出でしかば、上使の面々も、理の當然なれば、尤もと承引し、急ぎ江戸表へ使を馳せて、正則より、たしかに城を渡すべしとの一通を受取り、それを以て城を受取る事となしたり。

此時又家老中より、上使へ使者を以て、左衛門大夫墨付到來までは日數のある事なれば、上使の御同勢は、其間廣島城下より三里以外に御滯陣あらるべく、若しさもなく城下へ御打入りに於ては、いかなる行違ひの生ずべしとも計られずと申出でしかば、これ亦尤もの事なれば、其意に任せたり。

さて其間に家老の面々の計らひとして、近傍より大小四百餘艘の船を借集め、これに婦女子及び銘々の雑具等まで積載せ、各々心次第の所々へ送り遣はし、さて城中には、番所番所にそれ／＼の武器を飾り立て、目録と在番の人名とを紙に認めて、壁に張付け置き、書院には床に掛物を掛け、前に卓を置きて名香をたき、上使の入城を待居たり。やがて江戸へ遣はしたる上使の使ひ歸り來りて、正則より家老中へ宛てたる、城を相渡すべしとの墨付を差出せしかば、其旨上使より家老の方へ申遣はし、明日城受取りあるべしとの案内ありしに、家老の中にて、城を渡すべき以前に、大夫殿の墨付を拜見してこそ然るべけれ、若し偽書にてもあるならば、後日の批判如何すべきとの議もありしに、福島丹波等、其儀は一向苦しからぬ事なり、若し偽書にてあらば、天下の將軍が福島左衛門大夫の城を受取るに苦みて、偽書謀判をしたるにて、其批判は我等が身の上にあらずと申したりと。其日即ち八月十四日になりしかば、上使の兩人は城受取りの諸大名を率ゐて、廣島へ打入り、城中よりの案内を待ちて入城せしに、城受取りの面々は、式の如く小具足に身を固めて入城せしに、福島の家臣等は麻上下にて出向ひ、城門番所番所に於て右の方に列立し、受取りの人数を左の方より入らしめて、互に一禮したる後、福島の家臣等は、直ちに城を出でたり。さて書院に至る玄關に、家老の面々出迎へ、廣間に於て門矢倉及び藏々所々の鍵を目録を添へて相渡し、且つ在合ふ雜穀の

類までも、城付きの分は残らず帳面を以て上使に相渡し、徐かに下城したり。又此時福島家臣の取扱ひ方に就て幕府よりの命令は、

國替に付ての條々

- 一、武具其外諸道具、替地之所へ可_レ相越_二事、
- 一、竹木一切不可_レ剪採_二事、
- 一、先納は可_レ留置_二事、(先納は年貢^{ネンギョウ}の先納にて、昔は往々ありし例なり。)
- 一、種借之事、從_レ藏出候無_レ疑、於_レ借付_二は可_レ返済_二事、(種借^{タネカシ}は豊産物の種を借したるにて、藏よりとは領主の藏より借したるをいふ、但し借の字、昔は貸借共に通用せり。)
- 一、借物は可_レ爲_二互之一札次第_二事、
- 一、未進分可_レ棄捐_二事、
- 一、未進方に取仕ふ男女之事、未濟同前、可_レ棄捐_二事(昔は年貢未進の者ありて、いかにしても取立つべき見込のなきものは、其未進年貢の代りに、其者の妻子などを無給にて引取りて、奴僕に使用する例なり。)
- 一、家僕之儀、主從可_レ爲_二相對次第_二事、

一、其年之切米於三相殘^ニは、如^ニ約束可^ニ相勤^ニ事、但切米可^ニ辨濟^ニは、可^レ任^ニ其其之覺悟^ニ事、(切米^トは雇人の給料なり、即ち給料受取済みにて、猶勤むべき日數のあるものは、兼ての約束の如く勤むべく、但し之を辨濟するは、本人の心次第との事なり。)

右可^レ相^ニ守^ニ此旨^ニ者也、

元和五年七月二日

黒印(將軍家なり)

上使中

右の如く、幕府に於ては、表面は何處までも國替、即ち轉封といふと雖も、其實は將軍家へ謁見を許されざる程なれば、まして他人に面會などならざるは勿論、猶此上にも御咎めやあると恐れ入りて謹慎せる事なれば、信州の領地といふも名のみにて、其實は此地へ配流したるにて、其四萬五千石といふは配所の捨扶持^{ハツツ}なれば、自ら之を收納するにもあらず、幕府代官の手より時々仕贈りを受くるのみなり。故に正則父子に隨從したる僅少の家臣の外は、悉く浪人となりて、其内名ある士は、紀州家を始め、諸方へ抱へられしと雖も、福島丹波一人は、忠臣二君に仕へずといふ古言を守り、京師に閑居して一生を終れり。

因みに云、是より先きに、所々城受取りの事ありしと雖も、福島が家老中の如く、主人の墨付を證據にして城を渡すべしとか、或は城中の取片付け、武器の渡し方等まで、元より一定の規則なき事とて、人々の思々に仕來りしなれば、其中には、諸士の下城するに、雜人^{オウニシ}原と一所となりて混亂するさま、目も當てられぬ哀れさ、見苦しさなどもありしに、福島の家老中の處置は、毫も斯る事なく、萬づ行届きたる仕方にて、流石は福島家の家老なりとて、一時世上に喧傳せられしかば、これよりして城渡しの仕方は、何れも福島の家老が仕方に倣ひしより、遂に一般の例規の如く成り行きたり。又此仕方を吉村又右衛門が方寸より出でたりとか、大崎玄蕃が計らひなど書ける書類もあれど、そは其部下の輩が、各々の組頭を最肩する心より書きなしたるものなるべし。又廣島城は、是の年、紀伊の淺野長晟^{ナカマツ}を加封して、こゝに移す。

女御入内

御内寵問題——將軍姫君の入内——御附武家、中宮御所の條々

〔御内寵問題〕 家康の生前に、秀忠の女を以て入内^{ウチノイ}せしめんとの願望を御免許ありしを以て、近々入内の儀式を擧げんと、元和五年、秀忠上洛の序でを以て、攝關家を始め武家傳奏等に屢々會して、其準備に係る諸事を議するに當り、二の難問題ともいふべき事件を見出したたり。即ち其一是、

武家傳奏たる勸修寺兼賢が内大臣に陞りし事なり。こは先きに禁中諸法度を定めたる其箇條中に、任大臣の事は、其家其人を選ぶべしとの事あるは、即ち朝廷のみにて決すべきにあらで、幕府へも御下問あるべき意味を包含したるに、此人の任大臣は、幕府へ御下問なきのみならず、其家柄は、名家とは申せ、攝家、清華の列にあらず、尤も先代に其例ありとはいへ、久しく中絶したる事なれば、旁々以て不都合なりとの不満なり。其二は主上の御行狀に對し奉りたる事にて、是より先き主上には、内々女官の中にて於四つの局と稱せる、藪左中將嗣良の妹を御寵愛ありて、皇女御降誕あらせられしを、其まゝ宮中にて御養育あらせられしは、不都合なりとの件なり。此第二件は、近衛家、藤堂家の文書記録に据れば、秀忠の怒り殊に甚しく、恐れ多くも主上にも、一時御遁世あらせらるべしとまで、御憂慮あらせられたり。されどこは古來禁中御内々の慣習ともいふべき事にて、主上に御内寵の多きは寧ろ御當然の御事とて、攝關家を始め公卿一般、誰一人蹙眉する者もなかりしに、今秀忠より假令ひ至尊の御上とは申せ、御婚儀以前既に御内寵の方ありとは、畢竟宮中の御不取締りにて、斯る御取締りのなき御中へ、我等が女を入内させせん事は思ひも寄らず、家康生前に於て、畏くも先帝(後陽成天皇)の勅許を蒙りし御事なれども、存する子細も候間、入内の儀は此方より御断りを申上ぐべしとの言上を聞きては、いかにも道理至極にて、一點の異議を申すべ

き様もなければ、諸公卿何れも辟易して如何ともすべき様なく、さりとて此まゝに、上として下より御行狀の上に就て御入内の御断りを受けさせらるゝは、前古未曾有の御事にて、御耻辱此上もなき事なれば、是非とも秀忠の怒りを申し宥めて、女御入内を舉行せざるべからずと、種々御詮議の末に、女院御所(中和門院)は近衛家の姫君(前久の御子)にて、此時の近衛家の當主たる右大臣シノブ信尋(信尹の養子)は先帝の皇子にて、主上とは御同母の御好みあるを以て、女院御所より御旨を近衛家へ下し、近衛家へは藤堂高虎、前々より藤原氏支流の縁故を以て親しく出入するを幸ひ、此高虎は家康以來、特に幕府に懇遇せられ、何事にも相談に加はるといふ、きゝものなれば、乃ち此高虎を近衛家に召されて、此度將軍立腹の條々實以て道理至極にて、一言も仰下さるべき御辭なし、畢竟するに攝關家の輩、老人にて前官の人ならず、多くは若輩にてあれば、主上御行狀の御上に於ては、女院御所こそ第一に御監督あらせらるべきを、日頃御多病の御事とて、御等閑にせさせらるゝとはあらねど、いつか斯る御事の出で來りしにて、又其まゝに宮中にて御養育あらせたまふも、假初めに皇女の御事なれば、なまじひなる方に御預けありてはとの思召しより、暫く女院御許にて密々に御養育おはせしなり、さればこそ今までも、此事は世上にも知り渡らぬなれ、詮する所は女院御所の御誤りなれば、そは幾重にも秀忠を申し宥むべければ、女御入内の御事は必ず相違なき様に、其

方より將軍家へ申しくれよ、又勸修寺が任大臣の事は、主上御外戚（後水尾天皇の御母は勸修寺家の姫君なり）の故を以て、御崇敬の叡慮より出でしにて、それを將軍へ前以て仰下されざりしは、畢竟役々の輩が一時の手落ちにて、全く將軍を蔑ろにしたるにあらずとの意味にて、懇々と高虎に御依頼ありしかば、高虎畏りて領承し、早速朝廷と幕府との御調和に取掛りしが、秀忠は以上の女院御所よりの御旨を拜承して、蓋し朝廷の我が思ふ壺にはまれるを歡喜したるなるべし。されど元より女院御所には、毫も御誤りなきは申すまでもなく、又女院御所の御誤りにて、宮中に御取締りなしとは、勿論口にだもすべき事ならねば、秀忠更に奏聞して、此上は宮中の御取締りこそ第一なれ、日夜主上に昵近し奉る輩が、畢竟不慎みなればこそ、恐れ多くも此度の如き紛議の種も生じたるなれば、其輩を一々嚴重に御咎めありて然るべしとありしかば、朝廷に於ても其旨御採用あらせられ、即ち尤も親しく奉仕せる萬里小路前大納言光房、數左中將嗣良、堀川左中將康胤の三人を流罪に處し、其外出仕を停められ、閉門謹慎に處せられしもの數人ありたり、是れ即ち是の年九月なり。やがて勸修寺兼賢も、内大臣を辭退したり。

蓋し此頃までは、京都の幕府を見ること、前代の豊臣氏を重視せしが如くならず、折に觸れては東夷として輕視したるは其筈の事にて、秀吉時代には大老の一人たりし徳川なれば、將軍となりても、

諸公卿が家康を候問せるにも、毎々膝組にて談話せるは、當時公家衆の記録に見えたり、要するに家康一代は、京都に對しては所謂御機嫌取り政略を用ひしが、茲に至りて青天の霹靂の如く、京中を騒動せり、是れぞ幕府が威權を朝廷に及ぼしたる最初なれ。是よりして諸公卿も、昨日までは同等の如く思ひし誤りを覺りて、始て幕府の畏敬すべきを知ると同時に、昨日までは朋友の如く思ひ睦びたる所司代板倉勝重は、是の年職を辭して子の重宗其跡を襲ひしに、此時勝重は、京中の兼て親交ある輩に告げて、今度上りたる所司代は我等が子なれど、上様の御目鑑にて上りたるなれば、油斷して、是れまでの我等が様に思ふならば、辛きめにあふぞと申したりと、板倉政要記（板倉家臣の筆記）に見えたり、是れ即ち幕府が京中の耳目思想を革新したる手段なり。

斯くして更に明年を以て、彌々女御入内あるべしと奏上し、所司代板倉重宗及び父勝重を以て、關白、傳奏衆に就きて右の準備、即ち御所向きの儀式等を協議せしめしに、何事も將軍の上意といへば、唯命是れ從ふといふ情況にて、萬づ滯りなく整備せり。此時板倉父子が幕府老中への右の報告書中に、「禁中向の事、何事も早速に埒明申候段、一入満足申候、申に不及候へども、此後とも御入目（金銀の事）さへ惜まず候へば、諸事早速に埒明申事に候、先日以來、此方より不申候に、あなたより色々申參り、夫にて一段力を得候事數多有之、御威光（將軍の）一入めで申候、云々とあるは、

以て其内情を知るに足る。

〔將軍姫君の入内〕 これによりて翌元和六年五月八日、姫君には江戸御發與あり、其月二十九日御京着、六月十八日女御宣下、即日御入内あらせられたり。此時御與守護の第一は藤堂高虎にて、こは家康在世の日、此事に就て専ら力を致し、を以てなり。其御行粧の盛んなるは、前代未曾有と稱せらる。中にも二條城より御所までの間、隙間もなく譜代大名自身、士卒を率ゐて警衛せしは、將軍の御成に准せしなりと。又公家衆の前驅數十人なりし上に、關白九條忠榮、左大臣近衛信尋、内大臣一條兼遐を始め、清華以下の公卿數十人、御車の後に扈從したり。但し關白以下攝家方の扈從に就ては、古來女御に對して、其連枝門流の外は扈從の例なく、別して關白の扈從は最も重き事にて、仙洞と雖も御免しある事なれば、況んや女御の扈從に於ては、曾て其例なきのみならず、反りて惡例を後世に残す事なれば、思ひも寄らずと、再三之を争ひしも、幕府いかで承引すべき、後ともかく、此度はとの一言にて、斯く扈從する事となりしなり。又此御入内の日、御輿、禁中の御門に入るや、其所に後宮に奉仕せる重き女官達出迎へ居たるに、先例は、此輩に對して御車の御物見を開かせられて、御顔を拜せさする事なるに、此日其事なかりしかば、女官達より、先例の如く拜顔を得たしと申出で、御車を留めしかば、藤堂高虎走り寄りて、女官達に向ひ、何者なれば御

車に對して無禮するぞ、女御様御事は、めでたく禁中へ入らせらるゝまでは、風にだも當つるべからずと、將軍家の台命を奉りて守護し奉る所なれば、其以前に於ては、假令ひ先例とは申せ、各々に對し物見を開くなどあるべからず、強ひて申すに於ては御車への狼藉、其分に濟し難しと、太刀の柄に手を掛け大聲に申し、かば、衆畏伏して遂に其事なく、これよりして以後も、此例廢止せられたりと、高山實録(高虎年譜)に見えたり。凡そ是等の事は朝廷を丸呑みにしたる處置にて、恐れ多き事には相違なきも、各々其人を得るにあらざれば、爲すを得ざる事どもなり。

〔御附武家、中宮御所の條々〕 右の如く御入内相濟むと同時に、女御様御附とて、秀忠近臣の弓削多攝津守昌吉を以て之に充てしが、尋で天野豊前守長信、大橋越後守某を以て之に代へ、且つ二人に、各々與力十騎、同心五十人を附屬せしめて、女御々殿に奉侍せしめ、即ち天野、大橋の二人は、女御々殿中内外の取締りを主として、傍ら日々の雜用をも承り、與力、同心を以て御門御門を守らせ、之を初めは女御様御用人と稱せしが、朝廷にては御附武家と稱せられしより、後は幕府に於ても、御附とのみ稱する事となれり。是れぞ御附武家の初めにして、爾後禁中にも御附武家を置き、仙洞にも同じく置く事となりて、名は御警衛なれど、其實は幕府よりの監察なれば、遂には此御附武家は、第二の所司代といふ如く、御所中に羽を延して、時には關白傳奏にも抗する程の權勢となれり。

されば此御附によりて、御所中の御事情、大小となく幕府に知れ入りしより、朝廷檢束の方に於ては、其きゝめくを捕ふるを得て、最も便利を得たるはいふまでもなし。殊に當時の所司代板倉重宗は、禁中御取締りを名として諸事に干渉し、別して前年の轍を省みて、女官の寵幸を遮り、苟くも君寵の聞えある女官は、用捨なく宮中を斥け、(或は妊娠の聞えある女官は、ある手段を用ひて水になしたりと、細川家の文書中に見ゆ)只管に女御の皇胤御出産ある様にと勉めたりしが、元和九年十二月十九日、めでたく皇女御降誕あり、(以後寛永六年までの間數人御降誕あらせられしが、何れも徳川氏の御所生にて、餘人の御所生は絶えてなし)幕府の悦喜知るべし。翌寛永元年十一月二十八日に、女御徳川氏を中宮に冊立あらせられ、中宮職を置かれ、武家傳奏なる三條西權大納言實條に中宮大夫を、同中院權大納言通村に中宮權大夫を兼ねしめ、其他亮、大少進等、夫々任命あり、中にも御附武家天野豊前守を以て、中宮權少進を兼ねしめられたり。そも中宮冊立は、源平以後久しく中絶したるを、こゝに興されしは、蓋し幕府の意に出でたるにて、そは此後又中絶したるにても明かなり。されば前の女御々附武家も、今は正しく中宮の職員となり、一層役威も高まりしは勿論、中宮御所の事は、其專決に歸せるが如きは、左の條例に徴しても一斑を知るに足る。

中宮御所御條目

條々

- 一、御門出入之事、おとこ女ともに酉の刻前をかざるべし、若六ツ過候は、警手判ありといふとも、通すべからざる事、
- 一、女上下共に出入は、權大納言局、右衛門督局兩人の判に、天野豊前守、大橋越後守兩人のうら判にて、出入可ニ申付ニ事、
- 一、洛中に親子兄弟有レ之女は、日歸りに暇、正五九月に出すべき事、
- 一、女上下によらず相煩候時、善惡を見分け、煩惡敷時は可レ出事、
- 一、寺社參詣は、堅く停止之ニ事、
- 一、攝家、宮方、御門跡、清華、其外公家の面々、並諸大名禮事に參上の時、女中罷出、可レ然方へは、權大納言局、新大納言局兩人の内可ニ罷出、猶板倉周防守(所司代重宗)に申談、可レ任ニ差圖ニ事、
- 一、寺社の輩は、總て禁中の御作法に任すべし、但是も周防差圖次第たるべき事、
- 一、くすし(醫師)の事、府内の輩は、豊前、越後常に罷在所まで、可ニ參上ニ事、
- 一、いづ方よりか故有レ之候て、女中出會候はで不レ叶時は、出羽、たくみ、河内、(局の名なり)右

の三人の内にて、出會可申事、

一、町人并諸細工人等、同女房共之事、用之事相叶候もの共、於罷出は、豊前、越後常に罷在所まで可通、但女に於ては、權大納言局まで可通事、

一、遊興見物等、一切無用たるべし、自然禁中御覽に於ては、格別之事、

一、諸公家中へ男女振舞之事、女は一ゑん無用たるべし、但相通すべき子細あるに於ては、周防守申談、可從差圖事、

一、自然不叶用事これあるに於ては、豊前、越後兩人は、奥まで可罷通事、

一、男女走り込のもの、一切御門を通すべからず、但し申しわけ有るに於ては、周防守所へ可引渡事、

一、賄方之事、別紙に有之、

一、局々への火の事、置いろり、石いろりに可申付事、

付かけ灯、豊前越後、右兩人見合可相渡事、

一、萬づ使もの事、權大納言局、右衛門督局兩人の墨付次第に、可相調事

右の旨を堅く可相守(略)

寛永三年十月

(將軍黒印)

これよりして幕府は、武家の威勢に御外戚の親を以て、所謂龍に翼の勢ひとなれり。

本多正純の配流

正純と諸老臣、阪崎出羽事件——正純の宇都宮増封——加納殿と正純——正純の嫌疑——最上義俊の削封と正純の配流

〔正純と諸老臣、阪崎出羽事件〕 本多正純は、家康存生の日には、父正信は秀忠附きの隨一として、

正純は家康附きの隨一として政局に當り、共に全盛を極めしが、家康薨去後間もなく正信卒去し、正純は駿府の後事を處置すると同時に、日光山改葬等の事を奉行して、暫く政局を遠ざかり、夫より江戸に至りしに、名は老中の列にあれども、以前駿府に在りし時の如くならずして、正信存生の日には伴食宰相たりし酒井忠世、土井利勝、井上正就、専ら政局に當れるを以て、諸大名も今は此三人を専らに推重しければ、正純は殆んど伴食の姿にて、將軍を始め敬而遠焉の取扱ひとなり、殊に酒井は、先きに正純父子が敵手たりし大久保とは、三河以來の舊交あり、又井上と土井とは親族なれば、二人一致して只管酒井を推立て、正純をば所謂繼子扱ひにする如き傾きとなり、且つ幼少

より家康の膝下に成長し、(一説に家康の落胤といふ疑はし)其仰せをうけて、安藤直次の許に政務の見習ひとして往來せしなど、極めて眷遇渥かりしかば、今は江戸の政局は、利勝一人にてといふ程の勢ひとなりしは、正純の最も不快とせしことならん。さる程に元和四年秀忠の女(先に豊臣秀頼に嫁せし女)が本多忠勝の孫忠刻ちよくに配するに當りて、一難事起りたり。そは大阪夏の役に、城方の運命旦夕に迫れる際、流石に家康は、秀頼の夫人は我が孫なれば、城と共に亡びん事を歎き、誰にても姫君を城中より奪出するものあらば、其者に妻に遣はすべしと揚言せしが、誰ありて城に入り奪出さんといふ者もなかりき、然るに城中には、姫君附きの女中に才覺のものありて、城中の混雜に紛れて、秀頼公御自害と揚言せしかば、此時まで淀殿は、姫君の振袖を膝下に踏へて、左手に脇差を持ち、今にも落城といはゞ、第一に姫君を刺殺さんと構へしが、秀頼の自害と聞くより、あわて驚き、未だ早し、止め申さんとて、座を立ちたる隙を伺ひ、姫君を伴ひ、城中を抜け出し、關東勢の中に駆入り、これは姫君なり、急ぎ大御所の御陣へ案内あれと呼はりしに、折節在合せたる阪崎出羽守直行、(或は成政、又孝親ともあり、初め宇喜喜家の家老にて、宇喜多左京亮といひしが、同僚と不和の事ありて宇喜多家を退きしを、家康招きて二萬石を與へ、本姓に更めさせたり)某御供申すとて、家康の本陣へ伴ひ來りしが、阪崎は徳川氏譜代の士にもあらず、且つは封祿も多から

ぬ故にや、曾て姫君を賜はるべき御沙汰もなかりしに、今度本多方へ御入與と聞くや、阪崎大に憤り、そも此姫君に就ては、先年、大御所云々の仰せありしは人の知る所なれば、某にこそ賜はるべきに、今本多方へ御入與とありては、阪崎は將軍家の御聲と成るべき程の器量なければこそ、本多方へ御入與あるなれと、諸人にうたはれては、世人に合すべき面目なし、此上は御入與の途中に罷出で、御輿を奪ひて姫君を害し奉り、某も切腹して所存を果すべしと、俄かに家臣らに下知して其結構しけるが、幕府の老中方此事を聞くや、こは容易ならぬ事ながら、彼れが憤りも尤もの事なれば、何とぞ穩便に濟せし、幸ひ柳生但馬守宗矩もとむら(此時目付役なりき)は、日頃出羽守と懇親なれば、宗矩を以て申し宥めんとて、柳生を阪崎方へ遣はし、種々に諭し、かど、元來思慮淺き人なれば、一向に承引せざりしかば、老中等も當惑の餘り、直行が家老の許に、いかにもして主人出羽守に切腹致させ候へ、(討ちて出せとの意)さ候はゞ、跡目の儀は相違なく立て下さるべしと、密に内意を下さんとて、既に奉書(命令狀)まで出來せしを、本多正純登城して此議を承り、誠に直行を討ちて出さば、正純は許りにて候や、縦ひ眞實なりとも、家人に主人を討てとの御下知はなるべきか、まして欺かんと事は存じもよらず、直行如きを御成敗あらんに、某に仰付けられなば、即時に踏潰し申すべしと

で、遂に此議に従はざりき、こは柳生宗矩も其席に在りて、親しく聞きたるを、後年木下貞幹（初め順庵、後ち平之丞と更む、幕府の儒官）に話しきと、鳩巢小説（幕府儒官室直清著）に見えたり。此一事にても、正純常に他の老中と和せざるを知らる。然るに阪崎が家臣ら、此評議を漏れ聞きてか、主人に酒を強ひて、酔臥したる隙に其首を切り、切腹したる體に刷ひて、幕府へ言上せしが、事忽ちに露顯して、家臣らは罪せられ、阪崎は封を褫はれたり。

〔正純の宇都宮増封〕 正純は右の如く、老中仲間には和せざれど、流石に家康以來の勳功は人の知る所、中にも關原のとき、家康、秀忠の間を調和せし事、大阪攻めの口實を作り、即ち鐘の銘の難詰に當り、續いで大阪冬陣の勝算なきを見るや、急に和睦を取扱ひ、城方の外郭を毀つべき約を變じて、總堀を埋立て、夏陣に輒く勝利を得べき便をなし、事、諸法度を、正純奉行して、公武の宿老、儒釋の碩徳に謀りて之を制定せし事、家康の遺命を受けて、日光山改葬を始め、三家へ遺物配分等を奉行して後事を完了せし事、福島正則の處置に就ては、一身の毀譽を省みざりし事（城普請を聞捨にして言上せず、他日正則を咎むべき種子を作れり）等は、其重なるものにて、細かに正純が功勞を計へなば、武功としてはなけれど、君家に盡し、は、決して彼の井伊直政、本多忠勝、榊原康政等に譲らざるなり。故を以て元和五年に、二倍の増封ありて、下野宇都宮城十五萬石を賜

りたり。（元は近江及び下野小山にて五萬石）

〔加納殿と正純〕 然るに此の宇都宮城は、江戸城にとりては、東北押への第一の要害なれば、關原大捷の後、家康は、譜代諸將の中にも、奥平家は、長篠の役に於ける信昌以來の武功の家にて、家臣にも勝れたる士多く、殊に家昌は外孫なればとて、之を選抜し、美濃の加納カノより一倍の増封にて、十萬石を賜りて宇都宮に移されしは、當時諸將士の中に於て名譽の事といひ囁かれしを、元和四年美作守家昌卒して、其子千福（後ち美作守忠昌）幼年なれば、要害の地の守衛心元となしとて、先代以來の功を賞して一萬石を増封あり、十一萬石として下總の古河城に移し、其跡を正純に賜ひしなり。其頃奥平千福の祖母は家康の長女、秀忠の女兄なる上に、長篠の役に夫信昌を扶けて籠城したる武功もあるを以て、世に加納殿と崇敬せられるが、此轉封を悦ばずして、奥平家の武功を以てすら、今増封ありて十一萬石なるに、正純は遙に超えて大祿を賜り、殊に何の武功もなき身として、奥平家に代りて要害の地に居らんとは奇怪至極なりと、世にも嫉ましく思ひて、宇都宮城を去るに及び、城中の竹木はさらなり、家中屋敷の疊建具の類に至るまで古河に持去らんとせしに、正純より、此時城請取り渡しに關する幕府よりの制法に、

一、城中の諸具、城付の分は、總べて在來る通りたるべき事、

一、竹木一切剪取るべからざる事、

とあるに違反せりと、酷く其非法を責めて、悉く之を取戻したり。こは加納殿自分は將軍の姉にて男子ならば將軍と仰がるべき身なれば、斯る事をしたりとて、誰咎むべきと思ひ誇りたるなれど、正純幕府の制法を楯に取りて、之を取戻し、は、蓋し餘人には能はざる所なるべし。

されば加納殿彌々憤りを増し、密かに正純が舉動に注目する事となりしに、是より先き慶長十九年に、本多正信父子のために大久保忠隣が罪蒙りし時、堀伊賀守利重とて二萬石を領せし人も、忠隣の姻戚なるをもて、之に坐して封を褫はれ、奥平家へ御預けとなり、こたびも共に古河に移りしが今本多、奥平不快の事出で來れるを機とし、密かに人を宇都宮に遣して、正純に報いんと其様子を探らせたり。

さて正純は宇都宮に入部せしが、要害の地を守るには武器は第一なるに、二倍の加増なれば、それだけの武器を備へざるべからずと雖も、此事明かに言上するに於ては、他家も亦之に倣ひなば、偃武の方寸に悖り、然るべからずと強ひて遠慮して、密かに和泉の堺に人を遣し、鐵砲を造らせ、(當時堺を以て鐵砲製造地となせり)之を箱入りにし、尋常の荷物の如く菴包みにして、中山道より宇都宮へ下したりしが、其當座は、知る人もなかりき。

然るに元和七年に至り、明年は東照宮大権現七回の忌辰なるを以て、秀忠日光社參あるに就て、例の如く宇都宮城に宿泊あるべしとの事なれば、正純其設けにとて、幕府に請ひて、城中の殿舎の建替へ及び二三の郭クワの修築に着手せしが、先きに宇都宮城を賜りし時、俄かの大身なれば人數もあるまじとて、鐵砲の者として、根來同心百人を幕府より附けられたるに、此同心等、自ら公儀よりの御附け人なりと稱して、正純に臣從せず、今度の城普請にも曾て出でざりしかば、正純の家老、彼の同心らを出し、各々は鐵砲の役にて、城の外郭の塀ひの挟間普請は、各々が受持つべき大事の場所なれば、其普請を勤むべしとありしに、同心らも尤も至極の事なれば、異議に及ばず勤めたり。後ち又、本丸の御殿は將軍家の御座所なり、各々は常々公儀よりの御附け人なりといはるゝからは御座所の普請も勤むべしといふ。是れ亦尤もの事なれば、異議なく勤むる事となりしが、其中一人、斯くさまざまに辭を設けて、家來同様に駈役するは、畢竟家老の武井九郎右衛門が取計らひなれば、普請を勤むるからには、彼れにも返報せんといひ出し、我もくと同意して、其後は何れも双刀を帯して普請場に罷出で、事の體尋常ならず、一大事をも惹起さん形況なれば、正純も捨置き難く、遂に彼等を會議し、其巨魁數人を斬殺して、城後の叢中に埋めたり。(今も根來塚とて、小なる古塚あり。又此事を、一日に百人の同心を百箇所へ使ひに出し、其行先きくと士を出し置

きて切捨てたりとあるは、探るに足らぬ妄説なり。斯くして無事に城の修築は竣工せしかば、翌元和八年四月十二日、秀忠日光社参のため江戸城を發して、十四日に宇都宮城に宿せられしに、此日正純は別して萬事に心を用ひ、第一に火災を氣遣ひ、宇都宮中に令して、將軍家御夜食濟せらるゝまでは火を焚く事を禁じたり。(後世將軍家御成の時に一般に火を焚く事を禁せしが、是時は未ださる事なかりしなり)されば老中土井大炊頭利勝は、先着として未だ日高き内に宇都宮に入りしに、供の内に病人出來、藥を煎するため火を用ひんとせしを、正純の家人堅く制止してければ、遂に利勝の同勢は、郊外に野陣を張りて火を焚きたり。(これも後日正純へ御不審の一箇條となりたり)やがて將軍家は宇都宮城に入りて宿泊あり、翌十五日日光山に到り、法會事畢りて、十九日日光山を發せられ、再び宇都宮城に宿泊あるべしと、今市町に到られし折柄、古河なる奥平家の姉君加納殿より、急使を馳せ、老中奥掛り井上主計頭正就到きて自筆の封書を上れり。秀忠之を披見あるや、俄に江戸表にて御臺所御不例の由告げ來れりと披露し、路を轉じて岩槻城に宿り、二十一日江戸城へ還られたり。

〔正純の嫌疑〕 さて正純の許へは、井上正就を使ひとして此由を告げ、且つ今度日光御参詣に就ては種々骨折りたれば、出府に及ばず、其儘在所に罷在り、休息致すべしとの懇命を下され、特に

内々にて正就到命じ、城中普請の様子を隈なく檢せしめられたり。こは先きに堀利重が、宇都宮に人を遣して探らせたる事どもを、逐一加納殿より訴へたるによりしにて、

- 第一、鐵砲を密かに製造したるのみならず、關所を欺き通したる事、
- 第二、宇都宮城の普請に與かりし、幕府より附けられたる根來同心を私に誅せし事、
- 第三、宇都宮城二三の郭の修築を申立てながら、本丸の石垣をも改築せし事、
- 第四、宇都宮城中の殿舎改築に就ては、怪しき構造ある事、
- 第五、御成間近に至りて、宇都宮城外堀へ菱ひしを入れし事、
- 第六、宇都宮城御着の日、夜に入ると雖も市中に火を用ふるを禁じたる事、

等の數條なり。よりにて正就宇都宮に到り、仰せを傳へて城中普請を檢せしに、殿舎の構造に別に怪しむべき所とはなけれど、唯殿舎の縁甚だ高くして、殆ど人の出入し得る如くなる事、(當時武家の住居は、縁の高きは人の忍び入る便ありて、不要害なりとて、一般に低く造る例にて、既に家康が慶長十三年に駿府城の殿舎を再造せし時、本多正純より、縁を常より高くなされ然るべしとありしを、いや／＼以前の通り、扇の丈より少し高き位に致すべしと、ありしにても知るべし)縁側の雨戸は、悉く中にくるゝ戸を造りはめて、外より人の蹴破りて押入る便ある事、(此雨戸の構造も、

今は地震用心の爲とて、普通にする事なれど、當時はなかりしなり。是れ全く正純が地震の用心にせしといへば、今時一般に用ふる雨戸は、正純より始りしか。次は城主の役とは申せ、伺ひも經ず鐵砲を製造し、剩へ公儀の御關所を破りし事、又伺を經ざる本丸の石垣を改築し、剩へ普請に與かりたる根來同心を、恣に誅殺せる事のみにて、元より野心反逆などいふ不審の廉は毫もなければ、上を蔑ろにしたる廉は通るべくもあらざれば、正就、江戸に還りて委細言上せしに、秀忠も、餘事はとにかく、關所破り、根來同心の誅殺、本丸の石垣改築、此三箇條は實に免すべからざる罪狀なれば、急度申付くべしとありしが、宇都宮城に在るまゝにて罪を正さんは、事の煩もあればとにや、暫く延引ありき。

〔最上義俊の削封と正純の配流〕

然るに此年出羽山形城主最上源五郎義俊の家老ら、黨を樹て、相争ひ、遂に幕府の裁定を仰ぐに至り、家老の面々は所々へ御預けとなり、義俊は家政不取締りといふを以て、山形城六十萬石を召上げられ、近江に於て一萬石を賜はり、山形城は鳥居左京亮忠政に賜ふ事となり、これによりて城受取り渡しの役を正純に命せられ、五萬石の軍役にて打立つべしとありしかば、正純は命のまゝに、此年八月山形に到り、最上の家臣らより城地を受取り、やがて後の城主鳥居忠政に引渡し、に、此席に於て正純に城受取り渡しの副役たる永井右近大夫直勝、目

付代たる使番伊丹喜之助康勝、(後播磨守)高木九兵衛正次(後主水正)より、江戸より上意ありとて康勝より、左の如く傳宣せり。

御奉公仕方不_レ應_二上意_一に付、宇都宮城地被_二召上_一、出羽國由利に於て、新規五萬石被_レ下_レ之との事にて、即ち出羽秋田の城主佐竹修理大夫義隆の許へは、急奉書を以て、由利郡横手に於て五萬石の地所被_二召上_一、代地は追而可_レ被_レ下との仰せを傳へたり。然るに正純は、右の命を承るや、私儀御奉公の仕方、上意に應せざる段、迷惑仕り候、此上は、五萬石の新地をも差上げ申し、千石拜領仕りたしとて、御請けを申さ_レりしかば、伊丹康勝は急ぎ江戸に歸り、此の由を言上せり。秀忠大に怒り重々上を侮蔑致す段、不届き至極、此上は佐竹修理大夫へ預け、深く愼ませ置くべしとありて、遂に出羽の横手へ配流せられたり。

因みに云、世に宇都宮釣天井、又は將軍夜中に宇都宮を遁れ出でたりなどいふは、例の軍談師等が作りなせるにて、古くより人口に膾炙する所なれども、採るに足らざるはいふまでもなし。さて正純出羽に配流せられてより、城主佐竹義隆深く氣の毒に思ひ、且つは家康以來の功臣にて其罪狀といふも野心反逆といふにも非ざれば、追つては御赦免もあるならんと思ひて懇ろにいたはり、配所の地數町の所は、自由に歩行などもゆるしたりしかば、正純、一日義隆の見舞はれし

時、昔し今の物語の序でに、關原の後、貴方の舊領常陸を召上げられしとき、大御所は、佐竹が此度の致し方は、敢て敵對せしにもあらざれば、所領の半ばを召上げられんかとありし時、某堅く申し支へて、出羽二十萬石を賜はる事となりしが、今日かくも御懇情を受くる事と知らば、大御所の御意の通りになすべかりしをとて、笑ひけりとなり(正純物語)。此後斯る事ども江戸へ聞えければ、正純御勸氣の身として、御政事向きの事を口外すとの譴めにて、佐竹の許へ幕府より本多上野事、用捨なく嚴重に愼ませとの命ありしかば、佐竹家にも、今は是非に及ばず、正純が住居の四方へ柵をしつらひ、守衛を嚴にし、僅かに明りを取るべきための外は、戸障子までも釘付けにしたりければ、正純も、夫より絶えて番の士にも面を合せず、深く籠り居て、寛永八年に至りて配所に歿せり。

松平忠直の配流と越前家の分封

幕府と忠直——忠直の配流——越前家の分封

〔幕府と忠直〕 松平忠直は結城中納言秀康の長子、慶長十二年閏四月秀康薨去の後、其遺領越前七十五萬石(當時世に之を百萬石と申したり)を相續ありしは僅かに十三歳なりしが、秀康は聞えた

る人好き大名にて、世に名ある士は、俸祿を惜まらず召抱へたりしかば、家老の輩は何れも一廉の人物のみなり、されば越前は尤も樞要の地なるに拘らず、斯る幼年の主にても幕府は掛念なく差置きしに相違なきも、其實は、幼主といふを以て轉封を命じなば、家老を始め一家中の面々、何れも頭を揃へて、假令ひ主人幼年なりとも、某ども斯く罷在る上は、御配慮に及ばずと申出づるに相違なく、萬一鎮撫の不手際ならんには、秀康猶子たりし由緒もあれば、隣國の大阪と一つになりても、其意地を通さんも計られず、よしさなくとも、一小亂の生せんは明白の事なればと、實は家臣鎮撫のために、斯く恩典を垂れしなり。然るに越前家は、秀忠に取りては兄の家なれば、秀康存生中は勿論、忠直の代となりても、舊の如く特別の待遇ありて、秀忠の第三女を以て忠直に配し、諸大名中に於て、隨一の家柄と世間にも持て囃されしかば、忠直も自然と自尊になり、自ら第二の將軍家の如く、世間を押し廻しつるに、諸大名も、幕府への追従に心ならずも此人を崇敬せるより、幕府老中等の諸事を危む懷疑心より見る時は、主人若年氣鋭なるに、家中の輩は世に名ある士どもを多く集めたるなれば、いついかなる輩が、野心を起して之を煽動なせば、幕府に矢を放たんも計り難ければ、折を以て其實力を滅殺(即ち諸弟に分封)せんとは、これはの頃幕府が越前家に對する方寸なりき。さるを越前家の家老輩は、先きに秀康大病にて九死一生といふ時、暇乞ひのためにとて、乳

母の局を駿府に參らせしに、家康大に之を哀しみ、且つは従前毎々餘の子に比して、すげなかりしを痛み、百萬石を賜ふ朱印を與へて、急ぎ歸りて秀康に悦ばせよとありしかば、局も急ぎ駿府を發し、歸國の途に上りしが、途中にて秀康の薨去を聞くや、此御朱印持歸りては恐れありとて、引返して駿府に到り、秀康の薨去を披露し、并せて朱印を返上せしを、最も残念がり、いかにもして折もあらば、彼の百萬石を申受けんと密かに意氣込みしは、全然兩者正反對にて、是れ忠直配流の導火線たりしなり。然るに端なく大阪の一亂起るに當り、越前家も勿論出陣せしかば、忠直始め、今度こそは天晴れの働きして前日の百萬石を取らんと思ひしならんに、幕府に於ては、故秀康は秀頼と義兄弟の因みもあり、且つ家臣の中には、豊臣秀次、及び關原役に石田方となりて亡びたる諸將の舊臣多く、東軍の中に於て尤も懸念せしは此越前家なれば、人並みより秀でたる働きの一二度ありしとて、格別に賞美もなきは當然の事にて、明くる年夏陣には、開戦の最初は不手際なりしを以て、家康は、三河守(忠直)は父(秀康)祖(家康)に似ぬ、うつけものといはれしかば、之を聞きたる越前家の面々、いかて猶豫ふべき、一舉に城を屠らんと、君臣必死を期して働きしより、一旦勝色なりし城方も、遂に敗れを取りしは、實に越前家と加州勢との働きに因りしなり。されば亂平ぎて後は、今度こそは彼の百萬石を恩賞にと思ひしに、案に相違して、家康、秀忠、諸將を召して、今度の戦

功を賞せられしに、忠直を第一に呼出して、厚く褒美の辭を盡し、其賞にとて、世に一品と稱へらるゝ名物、初花と稱する茶入を家康手自ら賜はりしは、諸將の眼よりは名譽の事と見たらんも、忠直自身は非常の失望にて、退出の時、家臣の輩に向ひて、今度の恩賞はこれのみぞとて、彼の茶入を投出されたり、之を見たる家臣等は、いかに失望したりけん、察するに餘りあり。是よりして忠直は、幕府全般より密かに忌まれ且つ疎んせられしなり。

〔忠直の配流、越前家の分封〕 されど流石に秀康の跡目なれば、官位も程なく陞せて、従三位の參議に至り、世に越前宰相殿と崇敬せられつれど、やがて叔父なる尾張義直及び紀伊頼宣は、幕府の待遇に於ても、官位の昇進に於ても、自己の上に出で、従て諸大名の崇敬も亦同じく、殊に尾張には成瀬、竹腰タケウデの二氏を附けられしが、其待遇も幕府の老中に等しく、頼宣も、亦元和五年に駿府より紀伊和歌山に移され、安藤、水野の二氏を附けられて、其待遇も右に等しきに引きかへて、越前家は、血統よりいへば嫡子の家筋といひ、功をいへば遙かに諸將士の上に在るに、其待遇すら尾張に劣れるは、抑も忠直が不平の元因にして、いかにもして其待遇だにも、せめては尾張の上にと、心中に望みをかけ居たりしも、幕府の制規即ち權現様御定めは、之を許さず、毎々尾張の下に就かされしにぞ、自然心面白からざるより、參勤の途中にて故なく遊びくらしめて、時日を遅引せしめ、果

ては參勤の途より、俄かに病と稱して歸國ありて、鷹狩、川狩に餘念なかりしなど、あらゆる氣隨我儘を盡して、これにても越前家に於ては、幕府より何等の譴めもなき家柄の重き故と、世上に光らかさのためなりしならんも、國家制法あり、いかに家柄なればとて寛假すべき、否家柄重ければそれだけ責も重かりしは當時施政の方針なれば、遂に元和九年三月に、忠直は亂心といふを以て、越前より豊後の日田へ遷されて、賄ひ料として五千石を宛て行はれ、且つ監守のため、幕府旗本の古老の輩を兩人つゝ、年々交代に日田へ遣はされたれば、哀れや昨日まで家柄と手柄とを頼み、我儘を振舞ひたる身も、今日は一の罪人となり、剃髮して名を一伯と更め、遂に配所に於て卒せり。さて越前は、忠直の子仙千代(後ち光長)に相違なく賜はりしが、こは一時忠直を豊後へ遷すまでの氣休めなり、程なく越前は樞要の地なれば、幼年にては御不安心との辭柄を以て、其七十五萬石を割きて、(寛永元年)忠直の弟伊豫守忠昌に越前福井五十萬石を賜ひ、残り二十五萬石を仙千代に與へ、成長の上追つて思召しもこれありとの沙汰なりしも、こは唯其母なる秀忠の女が氣休めまでにて越後の高田城に移されたり。これより秀康以來の古老の家臣等をも兩家へ分ち、こゝに越前家は尾紀と同等の實力となり、其待遇及び任官は尾紀の下にありて、世に越前家と稱せられ、一種別格の如き大名となれり。

因に云、これより忠直の夫人は、幼子仙千代を携へて江戸に移り、其領地の名を取りて、世に高田殿と稱せられ、幕府に於ても特に優待ありしより、世上にも崇敬せられしが、此人に就て種々濫行の話など書きなせる書あれど、こは悉く後人の偽作にて、一向に採るに足らず。中にも「吉田池れば」云々の俗語は、此高田殿の事などいふは最も妄の甚しきものなり。此高田殿には、旗本士など喧嘩口論して、幕府の掟にふれしもの多くかけ込みて、其助命を請ひしに、事の武士道に外れざるものは、高田殿の庇護にて助かりしもの少なからず。斯る事よりして、常に年若き男子を邸中に引入れしなど、あらぬ俗説の出でたるにて、此説も高田殿存在の頃は、誰いふものもなかりしが、天和の末、越後家(即ち仙千代光長)封を候はれしより、元祿に至りて、例の稗史作者どもが書き散らしたるより、世に實説の如く傳はれるなり。

秀忠の隱居政治及び二條城行幸

秀忠の讓職——二條城行幸——將軍家の尊嚴

〔秀忠の讓職〕 元和九年五月、秀忠は江戸を發して京都に上り、家光も亦六月を以て上洛す。さて秀忠は、七月十三日二條城に入り、やがて將軍職を家光に譲らん事を奏請せしかば、同二十七日、

兩武家傳奏を勅使として伏見城に遣はされ、家光を内大臣、正二位に陞せ、(權大納言正三位より、或は從二位ともあり) 征夷大將軍、淳和獎學兩院別當、源氏長者に補せらる。其儀、總べて家康、秀忠の例の如し。翌二十八日、父子儀仗を整へ、諸大名以下を扈從として參内あり、將軍職讓補の慶を奏す。これより秀忠を大御所と稱せしむ。是より先き秀忠、東照權現七回忌の祭典を畢へ、直ちに軍職を家光に讓るべしとの内旨を老中等へ示し、に、井伊直孝は、其時機にあらずと固く諫めて一旦其事寢みしも、茲に至りて之を遂行せしにて、大名、旗本士の中には、往々寢耳に水の思ひなせるもの少なからざりしとは、其筈の事にて、此時秀忠は年四十六、所謂人世有爲の齡ひなるに、家光は年二十、且つ秀忠の、實際政務を親からせしは元和二年以後なれば、僅かに七箇年なるが故なり。蓋し秀忠の此舉は、家康薨去後に於て、諸大名の懷柔といひ、法度の厲行といひ、大阪役後の經營(福島等)といひ、あらゆる事業は着々として歩を進め、從て海内の形勢は、日に昇平に向ふ、こゝに於て前途を託する嗣子の伎倆を試むと同時に、諸大名が、自身の如く之に服従するや否やを試むるは、最も必要の事にて、これをなすには、先づ將軍職を讓りて、之を表面の立物となし、自身は大御所として、裏面に在りて政務を採裁する事、猶家康が自身に於けりし若くするに如かざればなり。果して是より後は、諸事は、大御所様へ伺ひの上といふは、當時老中が諸大名に對して、

將軍の旨を下す時の序言なり。然れども或事に於て大御所より、將軍は血氣の事ゆゑ、何分承諾なければ致し方なしとは、大御所、老中より、諸大名へ向つての送口上にて、斯くして嚴にすべきは將軍専ら斷行して、眞に畏るべきを示し、寛にすべきは、大御所よりの助言として其恩に感せしめ即ち或は、法度のためには、將軍家は父公の助言をも聽用せずとし、或時は、將軍家の至孝なるは枉げて父公の旨に従はれたりと世に知らしむるは、實に妙手段といふべし。さて翌寛永元年、秀忠は西丸を修造して之に移り、本城は家光に讓りたり。

因みに云、此時西丸修造に當り、伏見城の殿舎を毀ちて、之を江戸に移せしとあるは、彼の關原の役に、鳥居彦右衛門元忠が屠腹して、首を敵の雜賀孫市に授けたる、伏見城本丸玄關の椽が、當時血の付きたるまゝ、忠臣の紀念にとて其儘になし置かれしを、元和九年に此城を毀ちて淀に移すに當り、此血付きの椽及び天井等を江戸へ下して、西丸大手の多門櫓(今の二重橋内の方の門)の天井椽に用ひ、江戸城の鎮守なりと稱へられしは、之を以て間接に譜代、旗本の名、諸士が登城の折々、之を仰ぎ見る毎に感憤の念を起させ、以て士氣養成の一助となし、にて、其用意に至れりといふべし。されど歳月の移るに従ひ、斯る肝要の記念物も、人の記憶を離るゝと同時に、次第に士氣も沮喪して、遂に元祿時代の淫蕩武士と成り下れり。

〔二條城行幸〕 既にして寛永二年、京都にては中宮御産にて、皇子御降誕あらせられ、徳川氏は彌々皇室の御外戚として、朝廷よりも以前にまさる御待遇となりしかば、右の奉賀のために翌寛永三年五月、秀忠江戸を發して、六月入京し、家光は八月に入京ありて、やがて參内ありしに、朝廷に於ても、此度の御慶事に就て、遠く藤原氏の先蹤を逐はせられ、秀忠を太政大臣從一位に、家光を左大臣從一位に陞せられたり。これのみならず、秀忠の次子忠長を從二位權大納言に、尾張義直紀伊頼宣も之に同じく、水戸頼房を正三位權中納言に、其他前田利常、島津家久、伊達政宗を從三位權中納言に、蒲生忠郷、越前忠昌等を參議に陞せらるゝ等、何れも幕府の奏薦に因れり。斯く朝廷より恩典を垂れられしに依りて、幕府に於ても、遠くは藤原氏外戚の先蹤、近くは足利氏、豊臣氏の例を逐ひ、一は外戚たるより、一は武將たるよりして、私第に行幸を奏請し、即ち二條城を以て私第に充て、九月六日、主上、(後水尾天皇)中宮、皇子、皇女行幸啓あらせらる。兩將軍、諸大名等は、或は車或は馬にて、御迎へ且つ供奉のため參内し、關白以下百官諸司と共に車駕に供奉して二條城に入り、翌日管絃の御遊あり、八日に和歌御會を張行し、題は竹契退年にて、兩將軍も詠進あり。殊に御宴の時、左の一の座は秀忠、右の一の座は家光にて、即ち兩將軍を以て關白の上座に就かしめられしは、此時始ての事なるが、以後例となりて、將軍職は關白職よりも重職となれり。九

日には能樂を御覽に供し、十日に還幸あらせられしが、凡そ此時幕府の結構は實に善盡し美盡して、前古未曾有と稱へられたり。即ち寛永二年十月に工を起して、翌年五月に終りたる二條城殿中修造の善美は、後ち寛永十八年に、之を日光東照宮の莊嚴に摸せしと世に傳へたれば其壯觀推知するに足る。やがて兩將軍京師を發して江戸に還り、大番頭二組を留めて二條城を守らしむ、是れ二條在番の始なり。

〔將軍家の尊嚴〕 右の如く朝廷よりの御待遇は、關白職の上にあるを以て、これより幕府の威嚴一層高まり、諸大名、旗本士は勿論、京都の公家衆に對しても、全く以前と其禮式を異にし、攝關家、親王家の外は、悉く諸大名同様に家隸扱ひとなれり。茲に其一斑をいはんに、從來攝關家、親王家等は、年頭其他事ありて將軍家へ書通するに、將軍家へ直ちに宛てたるにて、譬へば大樹公とか左大臣殿とかとなし、これを、これより悉く老中まで、書を以て其事の披露を頼む事となりて、將軍家へ直宛にするを憚る事となれり。其例を示せば、攝關、親王家は、

爲三年頭之御祝詞、以三何某(使者の名)申述候、依之御太刀一腰、御馬一疋、令進覽之候、此旨宜令洩達給上候、恐々穴賢、

月 日

華 押

老中連名宛

之に答ふる老中の書の一例を示せば、

從ニ二條殿御書拜見仕候、仍爲ニ年頭御祝儀、以ニ何某ニ目錄之通御進覽被レ成、則披露候處、被レ入ニ御念ニ候段、御氣色之御事に候、此旨宜々令ニ洩達ニ給上候、恐々謹言、

月日

老中連名

諸大夫連名宛

又將軍家よりの報書、(俗に之を御内書といふ)攝關、親王家への例は、

爲ニ年頭之祝儀御使者、殊太刀一腰、馬一疋到來、誠被レ入ニ御念ニ候段、令ニ祝着ニ候、尙(老中月番の名)可ニ申演ニ候、謹言、

月日

華押

宛名

右の如くにて、其以下へは、將軍家よりの内書には、御字を省き、結文の謹言を略して也と書す、老中よりの書は、勿論攝關、親王家以下へは、先方名宛はいふに及ばず、文言も、御書拜見を貴札令披露とし、御進覽を被獻として、其他これも御字は省き、今より見れば至極自尊を極めたる書き

方なり。書面上の禮すら右の如くなれば、まして相對する時の禮遇は、推知するに足る。されば關白近衛基熙が未だ若年の頃、始て關東へ下向の時、仙洞御所(後水尾天皇)へ參上して、御暇乞ひ申上げし時、仙洞の仰せに、關東へ始て下向にては、諸事此地(京都)の様子と異なり、別して大樹(將軍)へ對しては、先づ朕(上皇)に對する同様に心得べしと、御教示あられしと槐記に見えたり、以て其尊嚴を推知すべし。

東叡山寛永寺の造營及び上野宮の取立

寛永寺——輪王寺宮——宮取立に關する俗説

〔寛永寺〕 兩將軍が寛永三年の上洛よりして、彌々威勢赫々たるを見て、之と同時に自家の宗門を關東に發輝せしめんと企て、美事に成功したるは天海僧正なり。前に家康の薨去の條にも述べし如く、此頃まで天海は武州仙波の喜多院に在りしが、此地江戸を離れて、往復に二日程を費すは、老年の天海(時に九十二歳)頗る苦勞を感じ、ために時々將軍家の御機嫌伺ひにも出でかぬるを以て何とぞ江戸府下に於て然るべき土地を拜領し、之に草庵を營みて天海の老養所となし、時々登城して御機嫌も伺ひたく、よりに折を以て此儀御年寄衆(老中)まで執成しくれ候へとは、初め天海が藤堂

高虎に依頼したる大意なり、高虎即ち之を上聞に達せしに、秀忠も尤もの事なりとて許容あり。恰も此時西丸の殿舎造替へありて、舊殿舎の木材ありしに、之に白銀五萬兩を添へて天海に賜り、寺院造營の料に充てしめ、地所は、望みの所もあらば申出づべしとありしに、其頃現今の上野は、過半藤堂高虎の下邸にて、其地形、何となく高虎の領邑伊賀上野の城地に似たりとて、上野の下邸と號し、屏風坂、車坂なども、伊賀の上野の地名を移して名付けたりしを、こゝに於て天海は、此地は江戸城の鬼門に當れり、往昔桓武帝、平安京に奠都の時、比叡山は其鬼門に當れるを以て、傳教大師に勅して延曆寺を創建せしめ、日吉山王權現をも勸請して、鎮護國家の靈場となさしめたりき、其例に従ひ、即ち此上野に一寺を創建し、且つ東照權現を勸請して、關東鎮護の靈場となすべければ、此地を寄附あるべしと申し、に、高虎も大に悦び、早速此儀を上聞に達せしに、秀忠殊に悦びて、急ぎ其工を起さしむ。因りて寛永三年の冬、(或は二年ともあり、又四年ともあり、共に誤ならん) 寺院建立の工を起せしに、藤堂高虎は東照權現の社殿を造營して、昔日の恩遇に報いんと、即ち京都知恩院の大佛師を呼下し、高虎、天海等、嘗て家康に咫尺し、其容貌を盡せるを以て、之に差圖して神體を彫刻せしめ、又社殿は、水戸の東照社を摸して造立あり。こゝに於て尾張義直は常行堂を、紀伊頼宣は法華堂を、水戸頼房は輪藏を造營せしかば、堀直寄は文殊堂、老中酒井忠世は石

の鳥居、土井利勝は鐘樓、永井尙政は二王門等を造營ありて、僅かに三年を出でずして寛永五年に至りて、寺觀、社殿の莊嚴全く成り、因りて仙波喜多院の山號東叡山をこゝに移し、喜多院を舊號星野山に復せしめ、又寺號は、時の年號を取りて寛永寺と號せしは、比叡山延曆寺の例に因りしにて、即ち東叡山寛永寺圓頓院と號し、關東に於て天台宗無本寺總本山となして、幕府祈願所の第一と定め、翌寛永六年に秀忠、家光相踵ぎて參詣ありて、崇敬他寺に超越し、且つ關東最第一の大伽藍となれり。やがて天海は、山下の池水廣くして、比叡山に鶏の海あるが如しとて、幕府に請ひて此池中の小島に辨財天を勸請して、江州の竹生島に擬したり。

〔輪王寺宮〕 右の如く天海は、初めは養老の草庵を取立てんと申し條なりしに、其建立の地をトするに及び、俄かに平安京に擬して鎮護の靈場を申立て、これに東照社を建立して、遂に關東天台宗の總本山となすに至れるは、これ天海の天海たる所以にて、初めより斯る大行の企望を申立てなば、幕府、殊に諸事質素を貴ぶ秀忠なれば、早速の許容覺束なきを知るを以て、小より漸次に歩を進めて、斯の如く成功せしは、中々の老功といふべし。且つこれのみならず、所謂隴を得て蜀を望むの念を起し、更に其寺格を進めて門跡地となさんと企圖し、因りて皇子を自己の法嗣に申し下し、法親王即ち宮門跡を取立てんと企圖して、一面幕府老中に其意を述ぶると同時に、一面京都の

天台諸門跡方へも其意を洩らし、其願望成就の助力を請ひたるは、梶井御門跡(三千院)最胤法親王へ呈したる、天海が自筆の書(本書巻首に掲ぐ)に、

東叡山取立、頓而可掛(略)就之乍狂言、(狂言とは、狂人の言ひ草の様との意)是非以來は、皇子一人申請べきのよし、御年寄衆へも度々咄申候、云々

とあるを見て知られたり。蓋し天海が意は、東叡山に法親王を申し下し、京都比叡山天台座主法親王と、東西に相對峙して、益々天台宗の法幢を全國に輝かさんとの意に外ならず。そは慈眼大師(天海、諡號)傳記に、

大樹欲増東照大權現神威盛台宗、合意于師、奉請第二親王於上皇、爲日光山門主、然妙齡也、故未能東行、師預表聞於大樹曰、他日令此親王爲一品冠諸宗、

とあるにて知るべし。但し此時は、天海の企望は右の如くなりしかど、皇子は、前段に述べたる如く、中宮御所生の外は、女官、局等に絶えて御所生なければ、唯諸方に其意を洩らし、のみにて、未だ事實に顯れず。そも天海が此企望は、實に恐れ多き事はいふまでもなく、何の御由緒(朝廷に取りて)もなき一新寺院に、皇子を申し下さんなどは、言語道斷といふの外なきも、蓋し彼れが意は、中宮は正しく東照權現の御孫にて、其御所生は御曾孫に當らせらるれば、之を申し下して東

照權現の奉祀に備ふるは、彼の藤原氏が、御外戚の故を以て、其氏神たる春日社の別當職興福寺一乘院に皇子を邀へ奉りて、親王門跡となしたる例に倣ひしなるべし。既にして寛永六年に至り、主上(後水尾天皇)御脱履あらせられしより、同十年に至りて、始て御庶腹の皇子降誕(之を第一皇子となすも、實は第三にて、先きに中宮御所生の第一第二皇子、共に御早世ありしを以て、後ち御即位ありて後光明天皇と申し奉る、御母は京極局、園贈左大臣基任公の女)あり、同十一年に又皇子降誕(第二皇子、今の宮と稱し奉る、御母は上に同じ)ありしかば、同十五年、今の宮、御年五歳にならせられしを、家光奏請して天海の法嗣に申し下し、尋で天海が望みの如く、一品親王の宣下あらせられき。東叡山御門主略譜に、

守澄法親王、後水尾院第二皇子、(略)慶安二年八月三日、年十六、叙一品、明暦元年、於京都天台座主被宣下、十一月、被聽牛車、同二十六日、勅賜輪王寺號、而永爲當門室號、

とありて、一品法親王は、古來仁和寺御門主の外は、容易に宣下あらせられざる例なるを、新立の門主といひ、殊に僅か十六の御幼齡にて、一品に叙せられし上に、天台座主の宣下を蒙りたまひしは、實に幕府に對せさせられて、特殊の御沙汰なるはいふまでもなし。但し勅して輪王寺といふ寺號を賜ひしは、寛永寺は天海が定めたる寺號なれば、之を厭はせたまひたる意味もありしならん。

これよりして幕府の上下、天海を崇敬する事優渥なりしより、大名より庶人に至るまで、殆ど活佛イキボツの如く崇敬するに至れり。

〔宮取立に關する俗説〕 右の如く寛永寺建立より、親王門跡取立てに至るまで、全く天海一人の方寸に出でたる事なるを、世に家康の遺命によれりと言ひ傳ふるは東叡山御門主略譜に、

守澄法親王(中略)寛永十一年甲戌降誕、依兼有東照宮以皇子爲天台貫主(座主)之命、家光公爲猶子、慈眼大師在世爲繼嗣、

とあるに起因す。さて何故に幕府は、故らに家康の遺命と奏せしかといふに、こは表面禮容を整へしのみ、何となれば、幕府は前古例なき事を奏請するに、明白に家光が天海の請ひを容れてとは申さるまじ、殊に去る寛永五六年に涉り、大衝突(此事は次章に述ぶ)ありし上に、今又家光一己の志望に出でたりと奏請しなば、或は朝廷の或部分に於て反對を唱へ、ために物議紛紜を來して、事容易に成らざるも計られず、然るに家康は、假令ひ時の勢ひとは申せ、朝廷より特に東照大權現の神號を賜はり、格別に御崇敬もあらせらるゝ事なれば、茲には其遺命に依て、家光も亦之を惻願すと奏請せしは、辭に一層の重きを置くのみならず、家光敢て自ら恣にするにあらざる謙退の意をも表白して、敬上の禮、實に備はれりといふべし、是れ所謂欺くに其道を以てしたるにて、政略の妙手

段といふべし。されば朝廷に於ても家康の遺命といふを以て、速かに允許を賜ひしなり。依て幕府は世上に向つて、家康の遺命を奉じて、江戸寛永寺に親王門跡を興立すと發表したるを以て、寛永寺建立の事までも、家康の遺命に依れりと言ひ誤り、傳へ誤りたる末、抑も徳川幕府が江戸に東叡山寛永寺といふ無本寺なる特殊の寺院を創設し、剩へ之に皇子を邀へて親王門跡を興立せしは、家康が深謀遠慮に出でたるにて、其實は、此皇子を以て、治平には人質に擬し、萬一野心の者ありて朝廷に讒訴し、討幕の異圖ある時に於ては、幕府は足利尊氏の例に倣ひ、此法親王を以て九五の位に即け奉り、關東の天子と仰ぎて之に當り、雌雄を決すべき計畫なりなどいふに至れり。此説殆ど公けの祕密として、古くより或一部に喧傳したれど、こは全く好事家が捏造の説、即ち家康の遺命といふより附會したる妄説なるは、前述にて明白なるのみならず、左の事に併せ考へて、其妄を知るべし。

守澄法親王御東下あらせられて後、延寶八年四月、四代將軍家綱薨去ありしかば、寛永寺に葬送ありて、守澄法親王を御導師に定めたり、然るに俄かの御病氣にて、尋で五月に法親王も薨去せられしかば、其事は果さざれど、其後第五世一品公辨法親王(後西院天皇の第六皇子)に至り、寛永八年正月、五代將軍綱吉、同二月に其御臺所薨去あり、共に寛永寺へ葬送ありて、法親王は其葬祭の御

導師を勤められ、其後は、將軍及び御臺所の薨去ありて寛永寺へ葬送ある毎に、法親王は御導師を勤むる例なり。抑も法親王御還俗の上天位に即かせられしは、決して其例なく、まして人臣たるもの、死骸の汚穢物に對して、禮拜供養ありし御身に於てをや、縦ひ萬々の事變に際會したればとて、いかで此御方を天つ日嗣十善の御位に即け奉るは、決して出來得べからざる事なり、然らば幕府は何の必用ありて、天海が自家の宗門を關東に發輝するに同意して、前古無例の擧をなししかといふに法親王を以て氏神の別當となせるは、攝關家既に之をなせりと雖も、之を以て菩提寺の住持となして、葬祭の事を掌らしむるは、人臣に在りてなし能はざる所、即ち攝關家と雖も未だ曾てなさざる所、ざるを幕府は、朝廷の御待遇は攝政關白の上にあるを以て、更に進んで皇子を以て菩提寺の住持となして、葬祭の事を掌らしむるは、其尊嚴、至尊に亞ぎ、人臣中無上の尊貴たるを、天下に示すべき最大材料となし、なり。しかのみならず、右の人質云々の妄説は、實は上野宮に非ずして、京都知恩院宮の事にて、そは縁山秘録（此書は、増上寺中興觀智國師存應が、幕府に登城の折々、家康、秀忠及び諸老臣等との對話を録せり。末に其弟子曉譽源榮和尚覺書也云々、寛永八年十月二十日廓圓と奥書あり。増上寺の山號を三縁といふを以て斯く題せるなり。記事は、眞偽相半す。慶長十七年正月十七日の條（登城の折家康の談話なり）に、

此度上洛の上、關白、傳奏衆に談じ、當今の皇子を申下し、自分が准子と定め、知恩院に宮門跡をたて、院家、坊官、諸大夫、侍等を申付べし、其上は一宗の座主と仰ぎ、（こゝまでは實説なり）猶又行末に至り、天子、徳川家をあしざまに思召れ、餘の大名に繪旨成下し給はん時は、其宮を天子と仰ぎ、九五の位に登せ奉らん、但し武將の身として、皇子を猶子になさんは恐れありと雖も、政事のためなれば苦しがるまじ、既に鎌倉にて宗尊親王を申下し、征夷將軍と仰ぎしかど、政事は北條がまゝなりし、親王は後嵯峨院第一の皇子なれば、天子となり玉ふべきを、九五の位は弟に譲られし事、偏に人質に取りしなり、自分、猶子の宮を仰ぎて、自然の時は天子となさんに何の苦敷事あるべき、乍去此事は傳奏どもには申聞さずして、徳川家萬一天子に背く事ありて征伐せさせ玉はんか、又は關西逆徒おこらん時は、宮を還俗なさしめ、征夷將軍となし玉へかし、所司代、町奉行（慶長十七年に京都町奉行なし）とも、其命に隨はしめんがため、兼て家來分となすべしと申談すべし、老僧いかゞ思はるゝや、此密事、大納言（秀忠を指せしならんも、秀忠は此時征夷大將軍内大臣なり、これにて偽書の證據は明白なり）の外申聞せし者なし、云々とあり。されど此事、家康の口頭より出でたりとあるは抑も不審千萬の事にて、先づ以て國體上に大關係ある一大秘密を、假令歸依僧なればとて、其事の成らざる以前に、猥りに口外する如きは、

庸人と雖もせざる所なれば、是非を論ずるまでもなし。但し知恩院に皇子を申し下して、自己の猶子（知恩院宮は代々將軍家の猶子なり）となさんは、其本山の事なれば或は内意を洩し、か、そは姑く置き、其後彌々知恩院門跡興立せるに及びて、此宮は、妙法院宮とか、寛永寺宮とかの如き諸門跡方とは一種特別にて、餘の宮方は其寺の御住職にて、即ち寺務を總括せらるれど、知恩院に限りては、寺に住職は別に在りて寺務を總括し、宮は世に知恩院又は華頂（華頂は知恩院の山號）御門主など稱すと雖も、知恩院は單に其御住居所にて、住職にあらざれば、當時世人の或部分に於て、實は人質云々の噂のありしを、例の僧侶の常とて、あらぬ臆説を書立てしなるべし。よし一步を譲りて京都より關東征討とあらば、天子に守立て相抗すべき準備なりとすとも、江戸に在りてこそ其事もなるべきに、遙かに京都に在る宮をいかにすべきか、是れ思はざるの甚しきものなり。さて此書を、假りに奥書に従つて寛永八年の著とすれば、幕府が第二皇子の東下を奏請したる寛永十五年よりは八箇年以前にあり、依て想ふに、先きに知恩院宮に就て、斯る浮説の或一部に行はれしに、後八年を経て幕府が、家康の遺命に依て、江戸東叡山に親王門跡を興立すと發表ありしより、例の好事家が、忽ち前日知恩院宮に係りし浮説を取出して、儲は知恩院宮に非ずして、上野宮にてありき、儲も東照權現の深謀遠慮仰ぐべしなど、言ひ觸らせしなるべし。然るに此寛永寺建立に就ては尤も

關係深かりし藤堂家の家臣等の中に於て、後年此妄説の烟に捲れて、此事は、初め高虎が密かに家康と謀りて定まり居りしを、家光の時に於て發表したるなりと、高山實録（高虎の年譜）の一説に載せたるは笑ふべきの至りなりとす。

諸宗法度の厲行と公武の大衝突

紫衣勅許の破棄——女帝の御查詢——玉室澤庵等の放流——春日局の上洛——俄なる御國讓り及び幕府の勅答

〔紫衣勅許の破棄〕 寛永三年、二條行幸の準備として、金地院崇傳は、幕府の命を奉じて京都に上り、武家傳奏に會して、所司代板倉重宗等と共に屢々事を議するの序で、圖らず崇傳が眼に映じたるは、諸宗僧侶の出世シユツセなり、されど他はさして法度の條目に抵觸せずと雖も、唯淨土宗の上人號、及び京都大徳寺派妙心寺派の僧侶の出世、即ち紫衣勅許長老成りの二事の法度に背ける事なり。依りて行幸も濟ませられ、兩將軍も東歸ありしかば、崇傳は、自身總祿司の職にあるを以て、諸宗法度の厲行を期し、之を調査せしに、知恩院（淨土宗）に係る上人成りは、其學業はともかくも、年齢に於ては法度條目に違背のものなきを以て、更に大徳寺派、妙心寺派の僧侶の紫衣勅許の輩を委し

く按檢せしに、年齢四十未滿のもの殆ど九十餘人に及びしかば、例の黒衣宰相の氣勢を以て、一々此輩に向つて其勅許を得たる手段を尋問し、己れ先づ江戸に歸り、右の次第を幕府へ言上し、次で右の輩より銘々差出したる年齢、戒薦及び奏請の次第書をも呈供して處分を仰ぐ事となりしに、幕府に於て、法度違背とありては捨置き難く、殊に年齢、學業、戒薦、參禪等全備のもの雖も、上人成り、出世等は容易に御沙汰なき様とは、曾て禁中法度にも載せて、奏聞もせし事なるを、未だ數年を出でざるに、斯る濫授の御沙汰ありしは其意を得ずとて、彼の法度の厲行を勤めしより、遂に恐れ多くも皇威を毀損する事となりしは、本光國師日記によりて其梗概を知るべし。

即ち同書寛永四年七月十九日の條に、

御前にて、上方諸出世(僧侶)御法度共被_レ仰出、今度板周防殿(所司代板倉重宗)と右之通被_レ仰付、

(中略)御年寄衆、國師相加、終日之御談合也、

一、諸宗出世之儀、故相國様(家康)御法度書に相背、猥りに有_レ之由被_レ聞召候之間、三條、(武家傳奏三條西内大臣實條)中院(同中院大納言通村)を以て伺_レ叡慮、御法度以後(元和元年)に法度を定めたり)出世之者先相押、其上重而器量を被_レ成_レ御吟味、可_レ被_レ仰付事、

附諸宗出世之前後御法度之日付を可_レ相考事、

一、寺々之傳奏も、故相國様御法度書に相違之者、出世之儀望み申共、向後猥に執奏無_レ之様に、三條中院と相談可_レ申渡事、

一、五山紫衣黃衣西堂之公帖頂戴不_レ申衆も、御法度以前は御赦免之事、(こは京都五山の僧中に、將軍家の公帖を申受けずして、紫衣、黃衣等の出世をせし者の、元和元年以前の分は、不問に置くとの意なり。)

一、知恩院執奏之上人號之事、背_レ御法度、猥りに上人に被_レ成候者は押置、右如_レ被_レ仰出候、御吟味之上、重而可_レ被_レ仰付事、

右の如く所司代へ命令せしを以て、板倉重宗は、直ちに之を以て武家傳奏に就て、諸宗法度の條目に違背せる僧侶の出世を先づ差止むべしと申し、に、他は姑く置き、大徳寺、妙心寺二派の僧侶出世に就ては、畏くも勅定の繪旨を賜はりし事なれば、今此輩の出世を差止むとありては、右の繪旨は反故となり、一天萬乘の繪旨忽ち光輝を失ふこと、前代未曾有の事なるを以て、兩傳奏は中々に承諾せず、何とか取計らひ方もあらんと申し、かど、重宗は、只管大御所(秀忠)の上意を楯にとりて、飽くまで其實行を迫りしかば、兩傳奏、關白殿下等も今はせん方なく、是非に及ばず奏聞せしにぞ、主上の御驚き大方ならず、假令ひ一旦の御過ちにて諸宗法度を御願みなく、出世を勅許あり

しとも、以後はともかく、既に勅許の分は、其まゝとなしてこそ、天皇の御尊嚴も立つなるを、幕府として至尊に對し奉り、下々と同様に法度違背を呼はり、忝くも繪旨を破毀して反故となすとは、實に言語道斷の處置にて、諺にも繪言汗の如しとて、一度出でゝは又復らざる至大至重のものなるを、今武士(幕府)の一言にて忽ち反故となるは、古來其例なき事にて、至尊の御身にとりては御耻辱此上なき事なれば今は天位に御座あるの面目なしと、深く御宸怒あらせられ、さらば高仁親王(寛永三年十一月十三日降誕、御母は中宮、徳川氏)に御讓位あらせらるべしと仰出されたり。蓋し斯く仰出さるゝに於ては、流石幕府も恐悚に堪へずして先づ暫くと御讓位を止め奉ると同時に、出世差押への事も寛假の處置に出づるならんとは、畏くも叡慮を始め奉り、關白、兩傳奏も思はれしなるべし。然るに武威を輝かすを以て唯一の主義となせる幕府は、毫も恐悚の色なきのみならず、自家の孫に當れる宮の、僅かに御年三歳にならせ給へるに御讓位あるを悦喜して、寛永五年に、急ぎ仙洞御所の造營に取掛り、傍ら御讓位、御即位の準備に取掛れるも、出世差押への事は、彌々斷行したり。本光國師日記寛永六年二月二十九日の條に、

妙心寺桂昌院、智勝院下向に付て、良長老(元良、崇傳の弟子にて、京都南禪寺の現住)正月十二日之狀來る、大徳寺南派、妙心寺總中、今度御法度違背(出世せし事)佗言狀(服罪書なり)二通案

あり、(一は寛永四年十月八日板倉重宗宛にて、僧三十餘人連署。一は寛永五年十一月二十七日金地院崇傳宛にて、四十餘人連署なり。其文長きを以て略す。)

されど大徳、妙心二寺の僧中に、之に服せず、辨疏する者ありて、未だ處置の終局には至らず。

〔女帝の御諮詢〕 さて幕府は、仙洞御所の造營を急ぎしまゝに、既に竣工に垂んとしけるに、畏くも高仁親王には御惱とならせられければ、禁中は勿論、幕府の驚き譬へん方なく、諸寺、諸社の御祈り、又は醫員の上京、殊に所司代板倉重宗は、晝夜中宮御所(高仁親王御座所)に詰切りて、時々の御容體を江戸に報告し、親王、公卿は、朝夕の御様子伺ひとして參殿ある等、上下の混雜、前代未曾有の景況なりと、堂上方の日記に見えれば、其全斑を察知するに足る。然るに遂に六月(寛永五年)に至り、薨去あらせられしかば、幕府に於ての御讓位の準備は中止となりたり。されど主上には、一旦御脱履(御位を下りさせたまふ事)と御決定あらせられし御憤懣の叡念は彌々堅固にして、此上は女一宮(此時皇女皇子唯御二方のみ)に御讓位あるべし、さりながら女帝の御例は暫く中絶ありしを以て、萬一親王、公卿の中に異議ある向き(幕府にては、自家の御孫への御讓なれば、異議なきは勿論なり)もあらんとの御遠慮にや、更に御疾病に託して御諮詢ありき。日野大納言資勝卿記寛永六年五月の條に、

七日、女院御所(主上御生母中和門院、近衛前久公の女)御使中御門大納言、阿野中納言烏帽子にて被_レ參候、其様子は、主上切々御腫物御指出申候、又此度御淋病氣にて候、其段通仙院(典藥頭半井)へ被_レ仰出候へば、御腫物心も有之候にて、御養生候へば可_レ然申候へ共、御在位にて如何に候間、御讓位も有度由被_レ仰候、又女一ノ宮御方を、東宮御誕生まで御即位有度との儀に候、覺書有_レ之、此返答を兩人之衆まで、以_レ書付可_レ申入_レ旨に候也、西園寺、右に付花山院右府へ談合に參り候へば、未だ御分別無_レ之由也、極り候は、御知らせ可_レ有由也、八日、西園寺亞相より使者にて、花山院へ御出候て、昨日被_レ仰出_レ女院御所へ御返答之儀、可_レ有_レ談合、使者玉はり候間、則花山院へ參候て、談合申候、兩所よりの返答下書、書寫申候、就_レ主上御養生之儀、從_レ女院御所被_レ仰出_レ之趣、御尤之儀に候歟、可_レ然様可_レ被_レ仰上_レ候也、奥は名字計書申候也、阿野中納言まで持參候て、直に渡申候、

又壬生左大史孝亮宿彌日次記寛永六年五月の條に、

七日、御讓位之事、於_レ攝關家内々有_レ御沙汰云々、十九日、就_レ御讓位御沙汰、自_レ女院御所被_レ仰出_レ之旨、勅答等有_レ之、又武家兩御所(秀忠、家光)に被_レ仰出_レ旨有_レ之、兩傳奏承_レ之、下_レ向江戸云々、

覺

一、女院御所より御談合として被_レ仰出、主上御うしろ、(御後ろ、即ち御痔の類)數年いたませられ候て、通仙院御くすりあがり候て、御養生あそばされ候へども、自然御腫物など出候へば、俄に御養生なされがたき事に候、御灸などもあそばされ度候へども、御位にてはならざるとの事に候間、御讓位あり度おぼしめされ候事、

一、女帝の儀くるしかるまじ、さやうにも候は、女一ノ宮に御位をあづけられ、若宮御誕生の上御讓位あるべき事、

蓋し是の時主上寶算三十四、一ノ宮は僅かに七歳にて、且つ女帝は、孝謙天皇以後は其例絶えし事なるを、今此諮詢に對して、公卿中に一人の異議を申上ぐる者もなかりしは、前條に述べたる如き、眞に止むを得ざる御事情あるを知れるが故なり。さて幕府よりの奉答は、東武實錄寛永六年八月の條に、

二日、姫宮へ讓位之事、勅命あるに依て、公(秀忠)御辭退の御書を進せらる、
仰の如く、うちつゞき世上ことのほかのあつきにて候、そこもと御そく才のよし、めでたく思召まいらせ候、つきては、ひめ宮の御方へ、御位をゆづりまいらせられたきと、おぼしめし候由、

むかしもめでたきためしおほく候、早々七月に御位につけまいせられ候はんと御内せうのとり、うけたまはり候、いまだおそからぬ御事と存候、此よしよきやうに、こゝろへもらし申さるべく候、なをかかねて申まいらせ候、めでたくかしく、

八月二日

御諱(秀忠)

ごん大納言どのへ(中宮御附權大納言、局、橋本氏)

三日、將軍家より御書、

御ふみ拜見いたし候、そこもといづれも御そく才のよし、まことにめで度ぞんじ候、さては、ひめ宮の御方へ、御位をゆづりまいらせ候はんと御内せうに仰下され候おもむき、御内意えまいらせ候へども、いまだおそからぬ御事と、おぼしめし候まゝ、いかやうにも、相國様(秀忠)仰次第にあそばさるべく候、又われらきしよく(氣色)も、すきとよく御入候て、西の丸へ(秀忠の許)まいり候、御心やすくおぼしめし候べく候、此由よきやうにこゝろへもらし申さるべく候、めでたくかしく、

八月三日

御諱(家光)

權大納言どのへ

右の如く、幕府へは、七月に御讓位あらせらるべしと御下問ありしに、幕府は、輒く從否の御受けを申上げずして、空しく朝廷御豫定の期限を過ぎせ奉り、八月に至りて、未だおそからぬ事と、御讓位を止め奉りしは、先きに仙洞御所まで造營に取掛りしとは反對の處置なるは、蓋し之を以て、後世に、幕府は其御孫たるを以て、千年も中絶したる女帝を擁立せりとの譏りを免れんためなるべし。且つ家光よりの奉答には、何事も秀忠次第に遊ばされよとは、畏くも至尊を木偶視したる、否常に木偶視せるを自白したるにて、此書面にても、主上の一舉一動は、悉く幕府の言ふまゝの外は、如何ともなされ難きを證するに足る。

〔玉室澤庵等の放流〕 されば此奉答により、主上は、御無念ながらも秀忠次第に遊ばさるゝの止む得ざるに至りしに、是より先き、彼の大徳寺、妙心寺出世の事に就て、大徳寺前住宗珀(玉室)、宗彭(澤庵)、妙心寺前住單傳、桃源の四人は、幕府の旨に抗し、抑も參禪悟入即ち大悟徹底は、當宗派の最も重んずる事なるに、上智のものは、若年若くは即座にも悟得成就すと雖も、下愚の輩に至りては、終生之を成就し得ず、又千七百則の話を一も残らず觀得すとも、之を活用するに非れば、禪機に通達したりといふべからず、假令一二則の會得に止まるとも、夙く大活眼を以て禪機を看破するに於ては、之を知識となす、然れば僧牒の如何は専ら其人に在りて、年齢にあらず、試みに古

徳耆老の行状を検せば、其言の妄ならざるを知るべし、然るに今一法度の條文を以て、以上の輩を拘束するは、實に當派の奥旨を知らざるにて、之を實行するに於ては、長く當派の衰微となる、畢竟するに、此大徳、妙心二寺の法度制定の局に當りては立案せし人は、全く禪機を知らざるに失せるなり(暗に金地院崇傳を指す)とて、數回書を上りて之を論せり。(其文は、澤庵和尚紀年録、又東武實録にも見えたり、長文なれば略しつ)依て幕府は此四人を以て、執拗にして上を侮蔑するものとなし、宗珀を陸奥棚倉に、宗彭を出羽上の山に、單傳を同由利に、桃源を陸奥津輕に配流し、其他七十餘人の出世給旨を取上げ、勅許の紫衣を褫ぎて平僧ヒラツツに下したり。こは六月(寛永六年)の事にて、其京都に聞えしは七月なりき。(澤庵和尚行狀、東武實録等に七月とあるは、江戸を發したる月に係けしならん、本光國師日記に據れば六月なり。又此時天海僧正が澤庵流罪の事を聞きて、斯くては大徳寺はもはや立行き申すまじく、寺のため法のためいたましき事云々と申されしと、細川忠興が、息忠利チカタカへ贈りし書簡に見えたり。)

〔春日局の上洛〕

右の終局、京都に聞えしより、主上の御憤りは彌々増し給ふまゝ、流石の所司代板倉重宗も、朝廷と幕府との間に立ちて、其御融和の仕方に苦しみ、所謂板挟みとなりて、殆ど手を下す能はざるに至り、幕府に於ては、此際廉立ちたる輩を遣はさんよりはとての意か、家光の

乳母春日局(齋藤伊豆守利三トシミツの女)を上洛せさせ、禁裏、中宮に參内し、親しく天顔に咫尺し奉りて主上の御機嫌を伺ひ奉る事(實は逆鱗の御様子を伺ひ奉らんためなり)となりしより、遂に俄かに御讓位となりたり。

江戸の局、三西の猶子に成て、今日參内、號春日、後に聞兄弟分と、希代の儀也、(西洞院中納言時慶卿記寛永六年十月十日の條)

江戸將軍乳母、三條西子分にて、今夜御所へ伺候、御對面之由承及候、無モウケイ勿體事候、帝道民の塗炭に落候事に候、(土御門三位泰重卿記同日の條)

今日御本丸御局、春日と位(位にあらす、呼び名なり、此時まで幕府にては御乳母様と稱せられ、中々威勢ありて、諸大名、有司に畏れられたり、事は次章に述ぶべし。又春日の名は、足利義滿の乳母の例を取りて、中宮より賜はりしと、局の譜略などに見えたり)被レ仰付、夜に入、中宮様御所より直に參内候て、禁裏様御對面、御盃被レ下、長橋殿酌にて、取親三條西大納言(大納言は内大臣の誤)に契約、緋の袴御免被レ成候、(中宮附天野豊前守の大内日記同日の條)

〔俄なる御國讓り及び幕府の勅答〕　そも春日局とは何者ぞ、幕府に於ては、將軍家の乳母として威勢隆々たるにせよ、朝廷に對し奉りては、唯武家の一侍婢のみ、斯る輩が參内して天顔に咫尺し

奉るは、前古其例なきを以て、公卿の中に「無勿體事候、帝道民の塗炭に落候」など、慨歎絶叫するに至れり、然るを三條西實條の妹分など、縁故を附會し、曾て先蹤の如何を顧みず、先きには勅許の繪旨と雖も、法度格例に照して忽ち之を破毀しながら、幕府自らなさんと欲する所は、敢て憚る所なく自由遂行するは、實に凌辱を極めたりといふべし、こゝに於て平素の御憤懣を一時に發し給ひ、三十日を出でずして突然御脱履あらせられたり。

十一月八日、辰刻計、月卿雲客、著_二束帶_一參内、從_二頭_一、中將_二被_レ言觸_一、尋_二子細_一無_二知人_一、然而御讓位云々、俄之儀、驚入之外無_レ他(近衛信尋公記)

十一月八日、辰刻時分、禁中より御觸にて、早々束帶にて可_レ參之由也、何事にやと相尋候へば、何事共_レ不_レ存、公家衆不_レ殘御參之由申候也、(中略)頓而參内申、頭、中將、中院又皆々へ尋申候へども、何事も不_レ存候也、其後二條殿參内候間、則得_二御意_一候處に、御讓位之由聞申候、驚入候、無_レ程節會被_レ行候(日野大納言資勝卿記)

十一月八日、辰刻、俄に堂上各束帶にて可_レ伺候_一由、被_レ觸事_一候、子細は不_レ知、急參内申候、(中略)御讓位俄也誰も無_二知人_一、中院大納言にて各驚計也、少_レ而頭中將與より被_レ出、節會被_レ行_レべき由申候、(西洞院中納言時慶卿記)

十一月八日、早々著_二束帶_一、朝參可_レ申由觸來也、乍_レ驚參内、(下略)須臾之間、公卿殿上人不_レ殘束帶にて參勤、雖_レ然不_レ知_二何事之子細_一、各不_レ審と相見、片節會可_レ被_レ行由也、上卿右大臣_二殿_一端座、御付奉行辨頭中將來軾告_二御讓位之由_一、殿下始諸卿共驚顛氣色相見候也、(中略)中宮御方御殿被_レ定_レ院(仙洞御所)云々、(土御門三位泰重卿記)

十一月八日、女一様へ御讓位あり、人_レ不_レ知、乍_レ去公家衆方へは、朝五ツ時分に、各束帶にて出仕可_レ仕旨、觸ある由に候、中宮様御所にては、一圓不_レ知、申の刻計に與より其儀式あり、則周防申開候、右俄之儀に付、九日に次飛脚江戸へ被_レ遣候筈、今晚則禁中様、中宮様御所へ被_レ爲_レ成、姫宮様禁中へする參らせられ、御讓など有_レ之由候也、(大内日記)

此事眞に主上の宸衷より出で、疾雷耳を掩ふに及ばざる如く、至大の禮典を、斯く急劇に御決行あらせられしは、前古未曾有の大怪事にて、乃ち御憤懣の程は察するに餘りあり。但し豫め之を知れるは、右大臣二條康道(主上の御妹貞子内親王は康道の御臺所なり)と武家傳奏中、院通村との二人のみにて、其他滿朝の公卿は、此御決行に接して唯周章狼狽、殆ど生氣なきが如きは是非なき次第なり。又主上平素御憤懣あらせられし一斑は、細川家記忠興譜に、

寛永六年十二月二十七日、忠利君(忠興の子、此時當主たり)への御書に、禁中之事等被_二仰遣_一候、

(忠興は江戸に在り)

禁中御讓位の儀、立御耳、(兩將軍の)始は事之外御立腹にて候つれども左候て別に可被成御沙汰様も無之により、何と成とも御心任せと御意之由、國師(崇傳)物語にて候、替儀候は、可申事京にて禁中向之儀承候、主上の御事は不及申、公家衆も事の外物のきれたる(貧困の事)體と申、主上御不足の一つには、公家中、官位御まゝに不成との事、又は御料所加増にて被進、金銀も折々被進(幕府より)候へ共、是も毛頭御まゝに不成候、右之分に候へば、何を以て公家へ感不感(恩威)可被立様も無之候、其上八木(米)金銀御遣ひなきにより、たまり申候を、利分を付、奉行共より人々に借付申候、如此之故、人の口にて候へば、王の米何程かり候、金銀いかほどかり候と口ずさみ申候、神代より禁中に無之例に候を、今主上の御代に當り、か様之事出来、無御存知事故、後代のそしり御請被成候事、何より口惜思召候由、又は大徳寺、妙心寺、の長老成不届と、武家より被仰、式衣をはがれ、又被成御流候へば、口宣一度に七八十枚もやぶれ申候、主上此上の御耻辱可有之やとの儀、又かくし題(秘密問題)には、御局衆のはらに宮様達いか程も出来申候を、おしころし、又は流し申候事、殊の外むごく、御無念に被思召候、いくたり出来申候共、武家の御孫(中宮の御所生)より外は、御位には付被申間敷に、餘りあらけなき儀と、深く被思召由

に候、此外未だ數々御入候へども忘申候、此前いつの時分やらん、

おもふ事なきだにやすくそむく世にあはれすて、もおしからぬ身をと被遊候由に候、(略)

因みに云、或る幕府最員の論者などは、此書の旨趣全然信じ難しといふなれど、そは偏頗の論にて、史學には此偏頗最員は第一に忌むべき事なり。そも細川氏は外様大名なれども、幕府に於ては、家康の外孫女たる小笠原秀政の女を、秀忠の養女として忠利へ配したれば、尤も近姻なるに、斯る書通ありしは、其公論なるを知るべし。又忠興いかにして斯く禁中の秘密を聞き得たるかを考ふるに、忠興の父幽齋玄旨法印藤孝は、三條西大納言實枝に就て古今集の秘訣を傳授したるに、慶長五年關原役の時、丹後田邊城に籠りしを、幽齋は、大内に絶えたる古今集の秘訣を傳へ、帝王の師範、神道歌道の國師なりとありて、三條西大納言實條、中院中納言通勝、烏丸中納言光廣の三人を勅使として、和議を取結ばせられしに、即ち實條は實枝の孫にて、此時武家傳奏たり、通勝の子通村も亦武家傳奏たり、光廣の子光賢は忠興の聲たり、か様の縁故ある人なれば、其説の出所も推知すべし。

右の如く、常々幕府に對しての憤りは數々あらせられたれば、折にふれて御製にも御洩しありしは御集の中に、

述懐

ともかくもなさはなりなん心もて此身ひとつを歎くおろかさ

題不_レ知

曲木に柳の絲をより掛けてすぐなる道を風にとは_レや

蘆原やしげらばしげれ萩すゝきとても道ある世にすまばこそ

かしこきは捨てられぬ世を捨つる世に世に捨てられて捨てぬ身ぞうき

月秋友

月を友といはんもやさし雲の上に住むか住むにもあらぬ我身は

以上の諸書に徴して、其一朝一夕の御憤りにあらざるを知るべし。されば今此御決行は、一には幕府の望みに副へ、(御孫の即位)一には幕府が之に對していかなる處置をなすかを御試あらんために、儲こそ中宮にも、所司代板倉重宗にも、御洩しなかりしならん。儲是の日(十一月八日)より、主上は太上天皇とならせたまひ、翌九日には、中宮を尊びて東福門院の號を宣下あらせられしかば、門院及び重宗彌々驚愕して、急に江戸へ報告したると、其後の狀況とは、

十一月九日、今日中宮様を女院様に被_レ成、東福門院様と被_レ仰出、(中略)燭を取刻に、豊前(天野)江戸

へ御使に罷下り候、中宮様より大御所様(秀忠)へ御内書、持參申候、(大内日記)

十一月九日、院參之衆(太上天皇の御近臣)可_レ參候_一由、内々雖_レ申談候、中宮御門閉門之由、出入堅制止之由、各不_レ及_レ祇候_一候、(これに據れば、板倉重宗、女院御所即ち仙洞の御門を閉ぢ、御近臣の參仕をさへ制止とあれば、殆ど上皇を幽閉したるにて、假令一時の事と雖も、恐れ多き事といふべし)所司代板倉周防守、中宮御所へ伺公仕、不_レ慮俄に御讓位、中々廢亡、言語同斷之御事也雖_レ然江戸兩御所へ御案内、御返事有_レ之まで、御穩便可_レ然存と被_レ申候、

十二月一日、中宮御方へ伺公、板倉周防守可_レ申談_一候由申候間、祇候申候、中院予等兩三人也、今度御讓位之事申出候、江戸御兩所、何之故御讓位候や、一旦不審可_レ被_レ申候間、如何様之事にても御返答覺悟、公私共肝要御事候由、周防被_レ申候、(以上土御門三位泰重卿記)

然るに幕府に於ては、此前古未曾有の大怪事の急報に接しながら、毫も意に介せざる如く、數十日間、中宮の御使ひたる天野豊前守だも召し見ずして、十二月二十三日に至り、始て勅答の旨を達せしは、

十二月二十三日、今日まで豊前不_レ被_レ召出_一候、今日被_レ召、御返事被_レ仰聞、御返書直に御渡、御口上被_レ仰下_一候、御本丸同前、二十七日に京着仕、先板倉周防に、江戸にての御意之趣申渡、次に申上候

はせ候、(大内日記)

十二月二十七日、從_ニ院御所_ニ召候、禁中御黒戸にて御對面、昨日天野豊前、從_ニ江戸_ニ罷上り候、武家兩御所返答被_レ申候、其趣は、御讓位之由、驚き申候御事に候、此上は、とかく叡慮次第之由被_レ申候、無_ニ別條_ニ珍重千萬也、二十八日、御番之外、不_レ殘伺公申候、予外様番頭へ御使へ参り候、各西園寺、日野、烏丸、轉法輪、柳原對顔、今度江戸より御返答被_レ申候、密々申聞候、此中諸家氣遣に可_レ存候、然共叡慮之上は、御意次第之由被_レ申候間、此分にて無_ニ別條_ニ之條、氣遣仕間敷之由仰也、(土御門三位泰重卿記)

幕府、此一大非常の件に關し、其勅答の斯く緩慢に出でしは、蓋し朝廷の暴舉專決、いかなる處置を幕府より申し來らんも計られずと、(前の板倉重宗の言を參看) 滿朝の公卿に十分憂悶畏懼の念を持たせ、漸くにして叡慮次第の一語を以て簡單に其局を結びしは、實に巧妙の手段といふべし。是に於て上皇は、定めて幕府に於ても喫驚周章するならんと思召されしなるを、今や所謂拍子抜けのしたる御様子は、細川家記忠興譜寛永七年正月二十七日の條に、

忠利君への御書、禁中之儀、何となりとも主上次第と、仰のぼせられし由、か様の事も、國師へ御談合と聞え申候、物毎に付、浮世の邪魔になられ候(崇傳をいふ)と申候、笑止案外の儀共に候事、

今の體は、主上、女一宮様へ御位ゆづらせられ、いか様、何ぞ變る事も出來候はんやうに皆存候へども、此方(幕府)より何の御かまいも無_レ之に付、禁中向、手を御うしない候様に相見え候由、京都より申來候、(書の上、下略す)

畢竟するに、幕府は、主上の御英明を忌み懼り、事毎に檢束し奉りしより、主上御憤懣に堪へざりしに、會々出世差押への事ありしより、決然御脱履ありしなり。されど新帝は幕府の御孫、しかも女帝なりしを以て、流石に幕府も世の物議を顧み、初めには御咨詢に對して、おそからぬ御事といひ、終りには叡慮次第と申上げ、幕府の意にあらずと雖も、止むを得ず茲に至りしと世上に知らしめて、其内容は、忌み懼る所を除き、欲する所を立つるに至りしは、往昔の藤原氏などの企て及ばざる老猾手段なり。而して此處置には、常に金地院崇傳が參與せりといへば、亦以て彼れが伎倆を知るに足る。然るに幕府最員の史學家は、此事を以て主上一時の御過舉に出でたるにて、毫も幕府に關聯する所なきが如くといふは誤りなり。

明正天皇御即位と中院通村の冤罪

明正帝御即位——中院通村

〔明正帝御即位〕 女一ノ宮へ御讓位あらせられしに就ては、やがて御即位の御大禮を擧げさせらるるを以て、幕府は所司代板倉重宗に令して、右の御準備に取掛らせしに、此御大禮も、戰國以後は殆ど廢典同様の御略式のみ御舉行ありしに、今や四海太平に、且つは將軍家御外戚たるは、前古例なき御事、彼れといひ是れと申し、今般の御即位こそは、本朝の舊典に従ひ、萬壽式正マンジュシキテイにありたし、是れ一は幕府が朝廷に對し奉りて忠功たり、一は幕府御外戚としての光榮なりとの議、攝政一條兼遐及び武家傳奏の意見にて、勿論仙洞の叡慮、女院の思召も右の如しとありしかば、さらばとて幕府も其意を體し、右の御準備をなし、が、高御座タカミイザを始め御禮服、及び上卿、内辨、外辨等諸司の禮服、器具等まで新たに調製し、中には、式正の御舉行は絶えて久しき事とて、其服器等の中には、書上カキウジヤウのみ見えて寶物の存せざるもあり、之がため一々關東へ伺出で、は時日を費せばとて、先づ老中酒井忠世、土井利勝等に、金地院崇傳を差副へて上京せしめ、諸事は公卿中有職イロツクの者宿に就て、萬に一も遺憾なき様との事なりしかば、其御結構の善美を盡し、は、蓋し中古以來の御盛典たり。

〔中院通村〕 然るにやがて御即位御舉行に就ても、もと此御受禪は、叡慮次第と申上げて、幕府の與り知らざる所なりと、關東方の表面は濟したれど、京都方は、此一言のみにて落着べくもあらざれば、先きに御下問に對して、おそからぬ御事と勅答せしを、幕府へ一言の仰せもなく、強ひて

しかも急劇に御讓位ありしは、所謂幕府を出しぬきたる御處置なりしを、一言も謀め奉らざりしは、堂上一般の失體なりと、之にて幕府の意にあらず、主上の御過慮より、堂上一般の失體が、止むを得ず茲に至りしとて、京都の表面を刷ひしは、勿論無理なれど、中々妙手段といふべし。さて之がため其犠牲に供せられしは、中院通村なり。

寛永七年六月十四日、雅樂頭、(酒井忠世)大炊頭(土井利勝)、周防守(板倉重宗)、國師(崇傳)四人、禁中に爲御使參上、施樂院にて參會、三條内府(三條西實條)、阿野大納言(議奏)呼寄せ、口上申渡其詞に云ふ、各是へ參り候は、傳奏之儀にて候、中院大納言、武家への御合口イヒノクにて無之間、被爲改、別人に被仰付候様に、左候は、日野大納言(資勝)は、昵近之内にても、唯心(日野大納言)資入道、駿府に下りて家康に昵近せり)以來、別而奉公の筋目を被思召候間、可然か、被伺叡慮、院御所へも被仰伺候様に可被仰上候、即其晚に武家次第と被仰出之、(本光國師日記)中院通村は學古今に通曉し、當時堂上中屈指の人にて、殊に忠貞の臣なればこそ、上皇にも、先きに叡慮の秘密をも洩したまひしに、今や御即位の御大禮行はれんとするに際し、斯る有識の臣を、「武家への御合口にて無之」との簡單の一語を以て傳奏の要職を斥けしは、亦以て當時黜陟の一斑を知るに足る、即ち武家ならば、思召有之といふ格なるべし。さて程なく通村を關東へ召し下して

四五年の間天海僧正の許に召預けられたり。澁川春海(天和の末幕府へ召抱へられたる天文方)の筆記新蘆面命に、

後水尾院様、ふと御位を御すべり被_レ成候付、板倉周防守殿、近衛殿へ参られ、不意なる事、御世繼も不_レ被_レ仰付、(立太子のなきをいふ)江戸へも不_レ被_レ仰談、御心儘なる事、何事にやと尋被_レ申、應山公(近衛信尋)被_レ仰候は、我等も曾て不_レ知、何故にか有らん、防州再三尋申され候へば、御存無_レ之候、中院は存候はんやと被_レ仰、依_レ之中院通村卿へ御尋候處、通村仰られ候は、何が面白くて御位に可_レ被_レ成_レ御座候や、僧某等を紫衣に被_レ仰付候處、江戸にて御奪被_レ成候、如此之有様にて、御位御持可_レ被_レ遊やと仰られ候、防州大に驚き、此旨申上候處、台徳公大に御氣色損じ、舊例の如く、隱岐國へもうつし可_レ被_レ成やと、被_レ仰候處、大猷院様大に御諫めなされ、(中)事あはただしく、明正院様御立(御即位)被_レ遊候、これに付中院殿を、何となく江戸へ召寄せ、四五年江戸に御置被_レ成候、こは蓋し當時幕府の一部に、秘密として傳へられたる説なるべし。さるを、幕府方の夜譚集などは、

大猷院様の御時、中院大納言通村卿勅使として下向ありしに、通村卿は歌道の達人なるよし、大猷院様被_レ聞召上、予も門人に成申べき間、古今集の傳授致され候へと仰出されし御受けに、古今傳授候時、禁中へ奏聞申、勅許の上これなくては、私として、難_レ致事に候、まして歌道不鍛錬の御方に、中々存じもよらぬ事なりと申上られしかば、御機嫌損じ、其後は歸京の御暇も不_レ被_レ仰出、天海僧正の許に御預け置れ、四五年を過されしに、通村卿ある年の秋に、入るかたに身をばさそはで夜なくの袖に露そふ武藏野の月、斯くよまれし、天海僧正聞て感心の餘り、將軍家の御聞に達して、様々御詫言申されければ、やがて御免あり、御對面にて、歸京の暇を下されしとなり、

又一説、

中院通村卿武家傳奏の時、後水尾上皇御落傍思召ありて、此事を關東へ沙汰せば、彼是と拒み申べし、沙汰なせそとて、其儘に御落傍ありける、其春通村卿、年頭勅使にて關東へ下向有けるに、執政の面々、上皇御落傍の事は、いかにして注進なかりしやと問ふ、通村答て、此事申など勅有し故と有しかば、執政重ねて、何事によらず、禁中の事直に注進すべしとは、血判誓紙の趣にはあらずやと難せしに、通村被_レ申は、禁庭の官人なり、申などある事は、假令誓紙百千枚いたしたりとも、申侍らすと答られにしぞ、將軍家の思召あしく、御對面もなく其まゝに留置れける、云々(落穂雜談一言集)

右の二説は共に非なり。通村の東下は、全く前條の御讓位の事に係れるにて、畏くも上皇にも此事を憐み思召して、御製集に、

八月中旬のころ中院大納言武家勘當の事ありて武州にあるころ遣はさる

思ふより月日へにけり一日だに見ぬはおほくの秋にやはあらぬ

秋風に袂の露も古郷をしのぶもちすりみだれてや思ふ

いかにまた秋の夕をながむらんうきは數そふ旅のやどりに

見る人の心の秋に武藏野も姨捨山の月やすむらん

何事も皆よくなりぬとばかりを此秋風にはやもつげこせ

此御製を拜吟し奉れば、いかに上皇の通村を御憂慮あらせられしかは、察するに餘りあり。さるかに、やがて通村關東より歸京ありしに、其當座は關東を憚りたまひて、御疎々しくあらせられしが、秀忠薨するに及びて、舊の如く御親みあらせられ、正保四年に内大臣に進めたまひ、其子通純を權大納言に陞せられ、特に通純の子通茂の幼年なりしを、常に仙洞御所に召されて、上皇親しく和歌を御教示あらせられたり、されば元祿年間に、通茂は和歌の宗匠と稱せられ、勅誼によりて、幕府より殊に終身五百石を給せられしは、蓋し通村に報いたまはん敬慮なるべし。

さて是れよりして、朝廷の幕府に對せらるゝ御崇敬は一層渾くなり、苟くも將軍の台命上意といへば、異議なく御聽許あらせらるゝに至り、幕府は、名こそ將軍なれ、實際は統治の主權者となれり蓋し幕府の權勢、其極に達すといふべし。されどは自然の形勢に乗じて占め得たるにあらず、急劇に東照權現の御掟といふを楯にとり、こゝに至りしにて、秀忠の手柄に相違なきも、亦大失策たりしに相違なし。何となれば、是よりして、公武は、外御親密にして、内は彌々猜忌に走り、幕府を怨憎する念は、甲乙丙丁と、以心傳心に冥々裏に流傳し、遂に熊澤伯繼、山崎嘉等の神國論(實は尊王論)の唱道を見る事、僅かに十年の後において、明治中興の氣運は既に此御讓位に胚胎せしは、奉賀の至りに堪へずと雖も、幕府に取りては、既に衰亡の基を据ゑたるなり、さるを御治世萬々歳と自尊に安んせしは、是れ即ち内損の病根なりしに、之を覺らざる偽忠臣等は、神國論の道理に抗せんとか、或は一時の好奇心よりか、「公武法制應勅十八條」といふ書を偽作するのみならず、こは紫宸殿に張出し置くものなど、途方もなき妄言を吐散らすものさへありしは、笑ふべきの至りなり。

因みに云、公武法制應勅十八條は何者の作か、詳かならざれど、延寶天和を下らざる偽作と見ゆ。茲に其大略を抄出すれば、一、王臣政道を改め、武家之を預り奉る、故に仙洞宮中之外、行幸之

儀一切止め奉る、云々、一、諸國大名小名、勅命と雖も、京都へ參内仕間敷、西國大名往來の砌たりと雖も、洛外見物は三條橋を限るべし、云々、一、諸大名官位昇進は、一切關東の沙汰たり、若し直に天奏せしむるに於ては罪科たるべし、云々、一、東叡山住職は、今上皇帝御血統を以て關東御下向、將軍在職の鬼門を守らしむ、云々、一、今上皇帝據る所なく、往昔の政道を家康に致す旨、勅定を蒙る上は云々等、實に噴飯に堪へざるものなり、其全文漢文體なれど、艱澁讀むに堪へず、彼の諸法度とは同日の談に非ず。されど或る一部の學者は、猶之を信せしと見えて、彼の蒲生秀實の幕罪略は、此書を本とせしに似たり。

秀忠の薨去及び其逸事

秀忠の薨去ト一秀忠の逸事

〔秀忠の薨去〕 寛永七年、女一ノ宮の御即位も濟せられしを以て、翌八年に、右奉賀のため兩將軍上洛あるべしと、内々にて其用意ありしに、八年四月より秀忠心地例ならず、六月に至り全く不食の病に罹り、日々衰弱するのみにて、諸醫師手を盡すと雖も其效驗なかりしかば、上洛の事は遂に沙汰なく、内外に對して唯病氣の披露のみなりしに、此年冬より一層重體となりしかば、將軍家光

は、諸事を措きて日々西丸に候するを以て、大名、諸有司も亦日々登城して御機嫌を伺ふ事、家康の時よりも甚だ鄭重なりしは、一は御外戚の尊とはいへ、所謂御治世萬々歳の威光に服せしなり。朝廷よりは、武家傳奏の書を以て病氣御尋ねありしは勿論東福門院よりは御使ひを遣はさるゝなど中々の御懇篤なりしが、遂に翌九年正月二十四日戌刻に薨去あり、時に年五十五。同月二十六日増上寺に葬る。二月二十二日に、武家傳奏を勅使として佛典(宸筆)を供せられ、且つ宣命使を遣はされて、台徳院と謚を賜ひ、正一位を贈りたまふ。(以後例となり、將軍は、生前内大臣若くは右大臣にても、薨去の上は、正一位太政大臣を贈らせらる)上皇、女院亦御使ひを以て宸翰の佛典を供したまふ。(是れ亦以後例となれり、若し御幼冲等にて宸翰を染めさせられ難き時は、攝家、親王家の中の能書に代筆せしめらる)其他關白以下、攝家、親王、諸門跡等、各々使者を以て自筆の佛典を供せられたり。(是れ亦以後例となれり)こゝに於て西丸は、酒井忠世留守居として、松平丹波守康直と共に之を守る。

〔秀忠の逸事〕 さて秀忠の逸事に就ては數多あれど、其一二を擧ぐれば、
儉素。

池田光政(輝政の子、秀忠の外孫)五歳の時、江戸に到り、台徳院殿へ御目見得申上げし、御奏者は、

土井大炊頭利勝にて、御座の間の御次まで誘引ありて、そこにて御禮申上げらる、其折節台徳院殿には碁を遊され、御側には人々拜見の體なり、中にも織田常眞(信雄)は、冬の事とて頭巾を被り、大胡座オホゴザにて上座に居られたり、台徳院様碁盤を脇へ寄せられて、新太郎か、こちへはいりや、久しく見ぬ間に、おとなしく成長したぞ、伯耆は(時に因幡、伯耆を領す)雪國で、寒いそうじやげなさうでおじやるかなど、御懇ろの上意どもにて、やがて時分にもなりしかば、新太郎にめしを食へさせよ、大炊案内しやと上意にて、其ま、御膳所へ大炊頭案内せられ、上座は織田常眞にて、其外十二人並居たり、則ち大炊頭指圖にて、光政を常眞の次へ居へたり、さて御料理は、蕪の汁におろし大根のなます、あらめの煮物に、乾魚の焼物を付けたりと、此事を光政老年まで能く覚え居られて、天下の將軍さへ右の通にてありし、我等が臺所などは、それより輕くても事すむべしと申されたり、(披沙煉金、下同じ)

治術と鑑識。

台徳院様、或時細川忠興に、天下を治る心持は、いか様に致したるが宜きやと、御尋ありし御答に、私式など、中々天下を治むる心持など、存じも寄らぬ御事に候、去乍ら古き者共の物語を承り候に、大様丸オイサワき物に角なるふたを仕る様に成されてこそ、下々も甘カッぎ可申、角の物に角のふた

を仕り候様にては、中々窮屈にして下々得堪へ申すまじくと申上げしかば、尤の事なりと上意あり、又人を知るといふは、いか様なる者が能きと知るべきと御尋に、先づ明石の浦のかきながらこそ、何れの場所へ御用ひ成され候とも、決して仕損じはなきものと、古き物語に候と御答申されしかば、實に尤の事なりとて、深く御感心の御様子なりしが、折節御側に在合せたる老臣衆など、これはいかなるなぞならんと不審して、忠興退出の後、先程の明石の浦のかきながら、一圓合點いちげんがってんまいらず候が、いか様の意味にて候やと伺ひしに、台徳院様、それは明石の浦は、常に浪の荒き所故に、打よるかきながらは、自然と浪にもまれて、形ちもまろらかにあるなり、人も其如く、艱難辛苦にもまれて、角カクのとれ、思慮も様子もまろらかなるが、よきとの事なり、斯程の譬を解き得ぬものやあると御笑なされし、

謹嚴。

台徳院様には常々鷹野を御好みにて、秋より春の間は、別して毎月の様に御鷹野に成らせられしに、いつも御自分様には、未だ暗き内より御支度遊ばされ、御供揃おとぞろの言上を待たせられたまひ、時により朝御膳の最中に、御供揃候段申上候へば、其ま、御箸を置かせられて出御ありし程に、老臣衆、これは餘りに格立ちたる御事とて、向後は御膳を濟せられ候上にて、御供揃を申上可然

と申合ひしを、いかにして御耳に達しけん、其後老臣衆へ上意に、先達て我ら食事半ばにして鷹野に出でたるを氣の毒がり、向後は食事済したるを見計ひ、供揃を申聞えんと、何れも相談の由なれど、それは以の外の事なり、子細は、數多の者が我らへの奉公に、寒さといはず、早天より罷出づるに、我等が支度の遅きため、定めの時刻を延べて、彼らを待たする事やある、向後とも、譬ひ食事以前にても苦しからず、何れも罷出づるに於ては、早速申聞くべし、必々我らへの遠慮に、彼らを空しく待たすべからずと、堅く仰含められし程に、これを承りたる人々、其思召の難有さに、何れも感涙を流せしとぞ、

台徳院様には、御若年より平生小鼓を御慰みと被遊、折々御閑の砌は、御一人にて御打被遊候ひしに、權現様薨去の後は、すきと此御慰みなくならせられ、初めは御愁傷の御遠慮にもとや被存候が、二年三年過させ候ても其事なきに付、或時土井大炊殿申上げられ候は、あれ程すかせられ候小鼓、近年すきと不被遊候、若し御愁傷の御遠慮にも候は、もはや三年も過させられ候間、折々は被遊候とも可然候はんと、何れも存する事に候とありし御意に、さては其方共は、全く愁傷の故と存せられ候や、それは思違ひなり、權現様御在世の間は、何事も駿府へ申上候て沙汰致すは、其隠れなし、それ故我らには、下々餘り目も付け申すまじ、然るに今程は諸事我ら

自身の沙汰にて、全く天下の武將と仰がれ候上は、善惡共に我らが仕方に、下々目を付け申す間、我ら小鼓を好みて、自身折々慰みに打つと承るならば、必下々之に真似て、遂には下々は鼓打に
なるべければ、相止めしなりと仰せられし、

識見。

台徳院様御代、何れの年にかありけん、は、き星出で、殊に大きく毎夜見えける間、人々とやかくと、様々の事申觸らしけるが、京都にて陰陽道より、此度の彗星こそ稀代の事にて、兵革の兆に候へば、武將の御身にありては、尤も深き御慎みの由奏聞ありたる由、所司代より繼飛脚を以て、江戸へ言上ありしに、台徳院様聞し召され、今度の彗星北方に出で、兵革の兆と申せど、あの廣大なる空中に星一つ出でたるに、其星は何れの國に當るにや、世界は廣し、何ぞ此國にのみ限らん、左様の事は、さして取上げぬがよきぞと上意ありしかば、何れも御尤の上意と感じ奉りしが、果して何事もなかりし。

舊例を貴ぶ。

台徳院様には、何事に就ても舊例を御破りなく、萬事は權現様御定めを通御用ひにて、決して御自身新規に斯くと仰出されしはなかりし、それに付て元和三年御上洛の砌、御路次の便を計りて、

遠州今切の渡に舟橋をかけ渡しけるを御覽ありて、殊の外御腹立被遊、昔より東海道は、當所と大井川と函根とを以て要害とする事故、権現様度々の御上洛にも、遂に當所へ舟橋をかけたる事會てなし、是れ其要害を人に見破られんを思召しての事なり、然るに今予が代に及びて、か様に致しては、もはや天下の要害一つを無くしたるにて、以の外の曲事なり、何者の差圖にて斯く仕たるか、早々吟味をとげ、急度申付くべし、其僉議相濟むまでは、譬ひ夜が明くるとも厭はずとありて、御本陣へ御着あらせらるゝと其まゝ、御着替もなく御座ありし程に、老中の面々何れも恐入りて、早々差圖致したる者僉議仕るべき間、先づ御湯御つかひ遊ばれ度と申上げしが、一圓御聞入なく、殊に夜に入ると雖も、御膳も召上らず御座被成ける故、老中の面々當惑して、いかにもして御膳のみも差上度と思ひつれど、力及ばず、如何はせんと各々詮議の末、ふと立花宗茂事を思出し、立花は日頃御合口の事なれば、同人を以て先づ御湯御膳の事申上げ、相濟み候間に一件吟味をとくべしとて、急ぎ立花の旅宿を尋ねしに、十二三町先きなる由、御目付方より申出でければ、忽に御使番を早馬にて彼の旅宿へ遣し、急に御頼み申入度事出来候間、早々御本陣まで御出給はれと申送りければ、立花は何事にやと、大急ぎにて御本陣へ駈付けゝるを、老中の面々待兼ねて、偕々夜中と申し、御老體を急に呼立て申す事、誠に心なき様なれど、實は箇様くの

事にて、逆も我ら共の力に及び申さず候間、何卒御自分の御執成を以て、先づ御湯御膳をすませられ候様に、御骨折偏に頼申すなり、其上の事は、我々いか様にも取計ひ申すべき間、先づ右の段御頼み申入ると、小聲にて申されしに、立花は、各々先程より、様々に御申上ありてさへ御聞入れなきを、此老人が申上げたればとて、御聞入れあるべしとは思はれず、去乍ら先づ一應は申上げて見申さんとて、やがて御次の間の老中伺候の席へ参りて、例の高聲にて話申され候聲を、台徳院様はや聞召し及ばれ、あの聲は立花にてはなきかと上意に付、御側衆御次へ参り見候へば、立花なり、則ち上意の通立花が罷出で居り候と申上げしかば、これへ呼び候へと上意に付、立花召され候と御側衆より申しければ、立花畏り候とて、罷出で候を御覽せられ、夜中に何とて参りたるぞと御尋に、立花、此度の御上洛、別して今日は何で度奉存候に付、御祝儀を申上度罷出で候、尤も御着早々罷出で候ては、御湯御膳等にて、御次にても取紛れ申すべきと存じ、夜中乍らわざと遅く参上仕、唯今御次にて今日の御祝儀を申述候處、御召にて殊に難有存じ候と申しに、台徳院様、今日程散々の事はなきぞ、あの舟橋、何者が差圖したるか、沙汰の限なりと、委細に御聞けられ、依て早々吟味致し候様に申付けたりとありしに、立花は、偕は左様に御座候か偕々天下を御持被遊候御方と、私式の考とは、か程まで相違仕り候か、今更面目も御座なく候と

申上げしに、台徳院様、それはいか様の譯ぞと御尋に立花、さればに候、古より頼朝を始め、近くは恐入り候申し條乍ら、權現様の御威光にても、當所を舟橋にて御渡り被遊候事は御座なく候、これは畢竟、今にも何事ぞあらんかと、不慮の儀を御配慮にて、要害を大切に被遊候事と奉存候、然るに御當代は、御威光にて四民共に心安く、枕高く打臥し、實に草木もなびく太平、古來曾て御座なく候、斯る折柄なれば、御要害などは御無用になされ、あの大河に舟橋を渡して、下々まで平地の如く、心安く旅行仕候様、成下され候御仁徳、とかく申上ぐるに及ばず、古に百倍も増る御威光、まのあたり見申したる私の悦び、言語にも述難きまでに存じ候故、今日程めで度事は、御道中これあるまじくと存じ、右の御祝儀申上度罷出で候處に、唯今の上意にて、行當り迷惑仕候と申上げしかば、台徳院様とかくの上意はなく、立花夜食はと御尋に、立花は、私旅宿へ着仕候と、右の御祝儀申上度と存じ、御着駕を待上申候に付、未だ食事も不仕候と申上げしかば、左候は、よき序でなり、相伴すべし、先づ御湯に御かゝり可被成間、暫く次にて相待候へとて、それより御湯殿へ入らせられ、やがて御膳をと仰出され、立花を召出され、御相伴にて御酒召上られ、其上にて老中の面々を召出され、先程申付けたる舟橋差圖人僉議の事、唯今立花が申上候所を聞召され、つくづく御考被遊候へば、尤にも被思召候間、先づ僉議は相止め候へ

と仰せられしかば、立花、私申上げし所を御尤と被聞召候段、面目身に餘りて候、此御悦びに、兼々太閤、權現様には、度々御覽に入れ候驚舞を御覽に入れ申さんとて御次へ立ち、羽織を被り、扇を口に加へ罷出で、驚の縮をふむ狂言を舞ひしかば、武功は申すに及ばず、斯る事にも達したる、奇代なる立花かなと上意にて、愈御機嫌よく、御酒も數獻御過しあり、夜半過ぎに立花は御暇たまはりて退出し、御次へ出でけるに、老中の面々、皆手を合せて立花に厚く禮を申述べたり、(公程閑暇雜書)

寛永八年、台徳院様には御不食の御病にて、久敷御養生被遊候へども、一圓其驗見えざりしかば、御自身にも御全快は覺束なく思召されて、御存生の中、今一度日光山へ御社參ありて、是までの御禮、兼ては今生の御暇乞をも申上ぐべしと仰出されしが、此頃の御様體にて、とても遠路の御旅行あるべき様もなければ、老中も初めは一通りの思召と心得られしに、彌々近日に御社參あらせらるべき間、早々用意致し候様上意に付、大猷院様を始め、御老中何方れも、只今の御様體にては、遠路御旅行不可然旨、御醫師中も申候間、今暫く御延引被遊可然と申上ぐれども、台徳院様は、此病氣とても全快可致とも思召されざる間、少しにても輕き内に、御社參遊ばさるべしと堅く上意に付、各々途方にくれたる折節、天海僧正御機嫌伺として登城ありける間、是れ

幸ひと御老中方より、僧正に内意を含め、日光御社参の事なれば、必ず貴僧にも上意あるべければ、何卒御止め申上げくれ候へとありしに、僧正、それは何より易き事なりと、早速に承知して、やがて御前へ召出されけるに、案の如く御社参の事仰出され、僧正いかに思ふぞと御尋なり、其時御請に、それは御孝心の至、御尤に奉_レ存候、成程御社参可_レ然存候由申上げしかば、これを承りたる御老中方、坊主又あの通の開放題を申上げたり、先程はあれ程に頼入りつるを、憎き坊主かなと思へど、いひ出す事もならざれば苦々しき體なりしに、僧正は一向に心付かぬ様子にて、や、暫く御前に伺候し、やがて御暇たまはり退出せられければ、僧正さへ右の通の御請なれば、彌々御社参と、何れも眉をしまめて罷在りしに、やがて又僧正あはたたく登城して、急に案じ出したる事候間、御直に言上仕度罷出で候との事なり、則ち其由御聞に達して、僧正を召出されしに、倍もくあぶなき事に、能き思案の出候は、これも權現の御告げかと思へば、唯今中の御門を出づるや、ふと思ひ出したる儘に取つてかへして候、大御所には、權現の御恩忝く思召され、今生の御禮御暇乞に日光へ御社参は、御尤の事に候へども、左候は、數多の大名共、何れも此度の事を手本に仕、將軍の御恩忝く被_レ存、九死一生の砌に相成、今生の御禮御暇乞のためとて登城致すべく、己れく_レの心より、眞實忝く存じて登城する事なれば、何の差支もなき様の御沙汰はなかりしと、

なれども、中には國元に在りて大病の者も、推して江戸へ參上するもありて、是らの中に、江戸へ着せぬ間に空しく罷成るものもあるべく、又在江戸の者とても、大病を推して登城するになれば、其中には、御城内に行倒れに相成るものもあるべし、凡べて天下を治むる人のする事は、善惡をいはず、下々が眞似るものなれば、此度の御社参は後代までの惡例を御殘しと思へば、甚だ不可_レ然と存じ、此儀を申上度罷出で候と申上げれば、台徳院様深く御威心遊ばされ、御社参の御沙汰はなかりしと、

そも秀忠政務を全く親らせしは、元和二年以後、實に十六年の長日月なりと雖も、諸般の事は、家康の遺制を固守し、譬へば諸有司の如きも、禁裏、中宮御附等の外は、元和九年に小十人組番頭（従前は御花鳥番、後世の御小性組より小十人を支配す）を置かれたる外に、新置等の事もなく、唯煙草のみは、性嗜好なかりしか、其栽培を嚴禁し、之を賣れる市人は五十日、栽培したる百姓は三十日入牢せしむる旨を度々令したり、又此時世上錢貨甚だ乏しかりしかば、中には甲冑類などの古金物などを、穴を穿ち、指繩に貫き、普通の錢貨の中に混入して通用せし惡漢ありて、これらの偽錢を獅噛又は鍋錢又眞鍮錢（これは其質より名付けたり）など名付けて、賣買授受の時、相互に選み出すなど、頗る不便の事あるより、其選擇即ち取捨の方を屢々令せし等（錢の事は次章に述ぶべし）の

みなれど、大體よりいへば、大阪役後、諸大名の懐柔及び豊臣遺類（福島、田中等）の撲滅、法度の厲行等、（世より見て論すべき點多きにせよ）思ひ切つて施行せし手際は、決して凡庸の器に非ず、之を要するに、表面は、家康の遺制を其儘保守して、家光に渡したる如きも、裏面は然らず、寛永修正の基礎を暗々裏に定めたるなり。

附言 秀忠の御臺所は、豊臣秀吉の養女、實は淺井備前守長政（贈權中納言從三位）の三女、諱は達子、初名於江與、文祿四年九月伏見城へ入與、寛永三年九月十五日薨す、年五十四、増上寺に葬る、崇源院殿と諡す、同年十一月從一位を贈らる。

第四章 守成時代

家光の初政と土井利勝及び春日局

利勝——春日局

〔利勝〕 徳川幕府二百六十餘年間、其最も盛世と稱すべきは家光時代となす、而して其初政に當りて輔佐の第一たりしは土井利勝なり。彼れは、秀忠より、天下に添へて大炊頭をも御譲りなさるとありし程なれば、其材能は推知するに餘りあり。殊に平生尤も謹直にして、毎朝人を日本橋、其外人立ちの繁き所に遣はし、世人の噂話を聞取らせ、自分にかゝる分は、委しく書留めて懐中せられたりと、賢相野史（利勝の言行を家臣の録せる書）などに見えたれば、其用意の周到なる一斑を知るに足る。

〔春日局〕 春日局は、秀忠の生前既に政局の一部に與れる程（前節御讓位の條を參看すべし）なれば、家光の代となりては、勿論内助せしにて、殊に利勝に續ぎて大老職となりし酒井讃岐守忠勝は、曾て家光の傳役として、且つ局が養子（實は繼孫）たる堀田加賀守正盛の舅にて、此正盛は忠勝に續ぎて大老職となり、又老中稻葉丹後守正勝は局が實子にて、其他老中たりし阿部豊後守忠秋、松

平伊豆守信綱、阿部對馬守正次を始め、太田備中守資正、三浦志摩守正次、久世大和守廣之等は、幼少にて小性に召出され、家光の相手を勤め、日夜局が教誨介抱に依て成長したる人々にて、何れも當時の名臣たり、されば家光の代は、春日局の政局といふべき有様なるに、後世まで其治蹟の美を稱せらるゝを以ても、局が傑出の材幹たりしを證するに足る。さていかにして局は斯る勢力なりしやといふに、先づ其素性よりいはんに、春日局譜略、

春日局、幼名福、齋藤内藏助利三末女、母者稻葉刑部少輔通明女也、通明者(中)稻葉一鐵兄也、福女嫁三稻葉佐渡守正成、産三稻葉丹後守正勝、同七之丞正定、同内記正利、春日局中年之頃、夢三金龍入レ懷、慶長九年甲辰、台徳公夫人崇源院殿、於三江戸産三嫡子竹千代君、御諱家光公春日局依三民部卿局之奏、而奉三乳竹千代君、晝夜竭三其心、幼君生三于辰、果合三于龍夢之應、(中)稻葉家譜には、

春日局、齋藤内藏助利三之女、稻葉伊豫守一鐵之外孫也、初一鐵次子兵庫頭重通、以レ女妻三家祖佐渡守政成、先卒、重通乃養レ局、爲三繼室、生三三子、(以下前と同じ)又幕府へ奉仕の事に就ては、

春日局は、(中)稻葉佐渡守正成が妻となりて、丹後守正勝、同七之丞正定、内記正利の三人を産み

しが、佐渡守は、筑前中納言(世に金吾秀秋といふ)家を立退きてより、義を守りて何れの家へも仕へず、本國なれば美濃國に隠れ居たり、關東にて若君御誕生ありける時、然るべき御乳母を京都にて召抱へんとありしも、人々關東を恐れてか、罷り出づるものなし、依て所司代板倉伊賀守、粟田口に札を立て、尋求められしが、福女これを聞き上京して、板倉の許に至り、我ら如きものにて苦しかるまじくば、罷り出でたしといふ、伊賀守聞きて、其父母兄弟等を尋ねしに、何れも武功歴々のもの共なれば、早速に承知して關東へ下しけるが、則ち御乳母に備はりける、さて其夫佐渡守をも關東へ召出されんとありしに、佐渡守は、妻の脚布に包まれて罷出づる様なる士にあらずとて、御受けせず、さりながら存寄りありとて、福女を離別したる上、彼れが産みたる子なれば、これもくれ遣はすとて、三人の男子を關東へ送りける。(諸家由緒書、明真洪範等取意)

又一説に、稻葉正成が妻は、明智が臣齋藤内藏助が娘なり、其母は稻葉一鐵の娘にて、明智亡び内藏助討死の後、母は娘をつれて一鐵方へ歸りける、其娘を正成呼びとりて、後妻として男子出生す、(中)此妻女はすぐれて嫉妬深し、正成、妾を京都より呼びよせて、是にも子出生す、されども妻には此事をかくし置きしに、妻女いつしか聞出して正成に、苦しからざる間、其母子ともに此方へ呼びとりて、一所に居らんといふ、正成悦びて、別屋敷より妾と子とを呼びとり、妻女へ

も目見えせしめて懇ろに申されし程に、妾も安心して居けるに、一日正成の留守に、妻女は彼の妾を近く招き、かくし持ちたる脇差にて一刀に切殺し、兼て用意し置きたる乗物に打乗り、裏門より遁れ出で、上方へ上り、里方に隠れ居けるが、慶長九年關東へ召出されて、竹千代君の御乳母となりにけり、後ちに春日局として時めきしは此人なり、其後正成も、御家人に召出されける、竹千代君に御家人御目見えの時は、此局抱き奉りて出座なり、正成も罷出で、御目見え申上げしに、東照宮より正成に、此女は其方が存じのものなるべしとの上意に、正成唯平伏して在りしかば、東照宮重ねて、これは我らに得させよ、其方には別に妻をとらすべしと上意ありし程に、正成も有難しと御請け申して退出せられしとぞ、其後正成は、山内對馬守(修理亮康豊)の娘と縁組せらる、(下略、諸家由緒書、備前軍記等取意)

後の説に據れば、局は正成と離別の後奉仕せるにて、前の説と合はざれど、稻葉家譜に「兵庫頭重通(美濃清水城主)(中)第六女、實齋藤内藏助利三女、重通養爲子、爲三林内匠頭(後ち稻葉佐渡守)正成繼室、(中)産三男子、(中)雖^レ然夫妻不相和而出去、侍^ニ養家光公、とあれば、後説従ふべし。

右の如く、局は幕府へ召出されて家光の乳母となりしに、慶長十一年五月七日に御臺所又男子出産ありしが、(後ち駿河大納言忠長と稱す)いかなる故にや、秀忠にも御臺所にも、これより家光を疎

んじて弟の國松丸(忠長)をのみ鍾愛あり、既に家光七歳にて疳瘡に罹りし際にも、家光に近侍する輩の外、誰ありて之を訪問するものなきのみならず、折には家光を訪問する輩までも、將軍御前の首尾宜しからぬ體なるより、全く臣下の如き會釋となりて見えしかば、局これを憤慨し、斯くては必定御世繼ぎにも立てさせられまじ、凡そ世上に、兄を捨て弟を立つるより家の騒ぎとなるはま、見聞する所なれば、何とぞ將軍の思慮を翻させんと、密かに駿府なる阿茶の局等に、書を以て事の次第を告げ、家康の聴きに達せん事を懇請せしに、阿茶の局らも措き難くて、右の書を家康に呈せしかば、家康大に驚き、我らが幼名を譲りて竹千代と名付けしは、當家三代の主と既に定めしなるを、斯る仕方は沙汰の限りなりとて、急ぎ江戸へ參られて、秀忠に諭戒する所ありき。そは披沙揀金等に、

權現様、一年駿府より江戸へ成らせられしが、俄かの御事にて、御城にても誰も存じたるものとはなければ、此注進を聞くや、あわてふためき、例は西丸は御座所となるを、此日はさはなく、御本丸へ入らせられし程に、將軍様(秀忠)にも、大急ぎにて大玄關の雨落まで御迎へに成らせられしに、權現様には、急に思立ちて參りたり、定めて驚きたまひつらんと、御ざれ言などにて、殊の外御機嫌の體なれば、何れも安堵したりと、さて仰せられしは、久々に竹千代殿に逢ひ申

したく参りたれば、罷り出づる様にとの上意に付、將軍様より奥へ、竹千代召され候と仰遣はされしかば、やがて御臺所は、竹千代御兄弟を御同伴にて御出であり、さて御禮仰上げられ候へば權現様、竹千代殿是れ〜と、御上段へ召されけるまゝ、將軍様にも、竹千代御免オユルシなるぞ、是れへ参り候へと仰せられ候時、竹千代様御座を立たせられ、御上段へ上らせたまひしに、續きて國松様にも座を御立ちなされ、御上段へ上らんとなされし時、權現様急に御手をふらせられ、あゝ勿體なし〜、こゝは將軍の御座所なり、國はあれに罷在り候へと仰せられ、さて御手自ら御前のまんちうを御取りなされ、御懷紙へ御のせなされ候て、竹千代殿これ参られ候へとて下され、次に又まんちうを二つ三つ程著に御はさみなされ候て、國これをたべよとて御下段へ御なげなされ、それより將軍様へ、竹千代はよき生れ付きにて、しかも其元が幼少の時に少しも違はず、成長の後は天晴名將軍たるべしと仰せられ、やがて夕御膳を差上ぐるに、將軍様、御臺所にも、御同伴にて、御盃出でたるに、猶御臺所にも先きの如き上意を、くり返し仰せられし程に、これより竹千代様、國松様、御兄弟の通り御改めあらせられたり、

此の事、諸書に記する所、大體は同じと雖も、彼れ是れ互に小異あるは、蓋し甲乙丙丁と、語り傳へいひ傳へしを筆記せるより、其間異同を生じたるなるべし。中には家康より、此事に就て御臺所へ

遣はしたる訓戒状ともいふべき書翰もあれど、(勿論寫しにて原本にあらず)こは例の好事家の偽作に係るものなれば、信すべからず。蓋し局が此決行は、幸ひに家康に聽かれたればこそよけれ、萬一聽かれず、且つ女輩の身として差出でたる申し條、君主父子の間を讒構せるものと見做されなば、實に極刑に處せられしなるべし、さるを一命を投出して、此君のために盡したる義勇は、男子と雖も耻づべき程なり。既に此時土井利勝、酒井忠勝等も、國松を鍾愛の餘り、其小性の輩の下々までも、日々の賜物、小夜喰等まで、悉く御臺所の御差圖にて、先づ豊かに手厚かりしに引替へ、竹千代の方へは絶えてさる事なければ、折々は局が自費を以て、竹千代附きの小性に、菓子、小夜喰の類までを供せしを見知るのみならず、竹千代痘瘡の時、夕方差上ぐべき粥の支度を御膳所へ申渡し置きしに、國松の夕御膳の支度に隙入りたりとて、竹千代へ粥差上ぐべき時刻になりしかど、未だ其支度だもなかりしより、利勝は直ちに國松へ供すべき膳部を引取りて、竹千代に供せりと。其傳記にも見えたるに、局の如く之を駿府へ訴へ得ざりしを見ても、局の勇決を察すべし。されば林道春が春日局の略傳を記せる中に「備乳母之職、奉上最勤、(中)其襁褓之歲、弄璋之齡、以慎寒温、以節飲食、至成立之漸者、春日局之力居多」と見えたり。

斯る勳功ありしを以て、秀忠にも厚く局を信任し、寛永三年に其御臺所オホ(所謂大御臺所、淺井氏)薨

去ありし後は、大奥に主裁者なきを以て、(家光の御臺所は鷹司攝政信房の女、諱は房子、元和九年御東下婚禮ありしが、いかなる故にや御中協はず、遂に中の丸の別殿に移り、當時御臺所と稱せず、中の丸様と稱せり)局を大奥の總取締となす。後代まで費用し來れる大奥の掟は、多く局が制定したるにて、現に中奥と大奥との界なる銅大戸に、是より内へ男入るべからずと、大書に掲示せるものは、局が創始なりしといふ。されば寛永二十年に局病に罹りければ、家光日々親しく其病床に臨みて、手自ら藥を與へんとせしを、局は固く辭して、私事、先年上様御抱瘡にて、一時は御容易ならぬ御様子と、御醫師方申されし砌、恐れながら御命ちに代り奉るべき由、佛神に祈誓をこめ候上は、其時既に一命を差上げ候故、縦ひ何程の病苦に迫り候とも、藥は用ひ申すまじと申し、さてもはや御名残りに程も有るまじく候へば、別殿へ下り申すべきにて候、此上は御代長久の御仕置(政事)こそ、憚りながら御忘れなき様に願ひ奉り候、私儀も、死しても唯今までの如く、草葉の蔭より御身を守護し奉るべしと申したりしかば、家光も涙を流して其誠忠を感じ、それより日々三度づつ使ひを賜りて、病狀を問はせられたり。さて死去の由披露ありしかば、幕府は一般に令して、歌舞音樂を停止ありしかば、三家を始め大名、旗本士各々登城して、將軍家の御機嫌を伺ひ、弔辭を申上げたり。徳川幕府に於て、乳母の喪に物音を停止し、且つ三家始め將軍家へ弔辭を申し、は、

前後に唯春日局一人なり、以て其忠勤の尋常ならざりしを知るに足る。されば家康以來、忠勤を以て人に推崇されたる安藤帶刀直次すら、常に春日局の忠勤は男も及ばぬ事なりと、感歎したりといへば、是れ亦其功勞の偉大なりしを證するに足る。

因みに云、局は嘗て父母の追福、且つは自分が菩提寺として、府下に一寺を建立せんと秀忠へ内願せしに、早速許容ありて、神田湯島臺に於て五千坪の地所、及び木材若干と白銀三千枚を賜はり、且つ稻葉丹後守、堀田加賀守の兩家へ、右建立の工事手傳を命せられ、寛永元年工竣るに及び、妙心寺前住劉川を呼下して開山となし、報恩山天澤寺と號して、關東臨濟禪の一本寺と定め、御菩提所に准せられ、寺領三百石を寄附ありたり。是れ江戸に於て臨濟派寺院新建の初めにて、(但し金地院はあれども、こは崇傳が住坊として、未だ一寺院の格なかりしなり)後ち局歿するに及び其法名を取りて麟祥院と改め、山號をも天澤と更めたり、即ち現今の湯島麟祥院にて、同寺に局の壽像(こは本書卷首に掲げたり)遺物及び墳墓等存在す。又齋藤内藏助利三が遺孤平十郎も、局の由緒に由り、御取立てありて五千石を賜はり、齋藤伊豆守利宗と稱せり。

加藤忠廣の配流

加藤家と幕府——忠廣の配流及び其罪狀——肥後を細川に與ふ

〔加藤家と幕府〕 寛永八年秀忠病に罹り、家光政務を親らするの初めに當り、諸大名をして喫驚戦慄せしめしは、肥後熊本の城主加藤肥後守忠廣と、家光の弟駿河大納言忠長とが、嫌疑即ち御不審によりて、一は流罪に處せられ、他は嚴譴を蒙りし事なり。然るに此二人が如何なる重罪を犯しかば、今に至るまで詳かならず。一二其罪狀なるものを記せるものに、藩翰譜、諸家興亡記、武家事記、武家評林の諸書等ありと雖も、概ね世評を録せるにて、的證とするに足らず、唯忠長の事は、其最期の處置に關係したる阿部對馬守重次、安藤右京進重長の各傳記中に、其罪狀の一斑を知るべき記事ありと雖も、忠廣に至りては、或は訛傳を其儘ものしたるなど、下に辨するが如し。今下津蓬菴遺書、阿部貞享書上等を參考して其梗概を述べんに、蓋し幕府施政の大勢上より觀察し來る時は、加藤は豊臣恩顧の隨一にして、其武功をいへば、君臣共に、日本は申すに及ばず、朝鮮、明國までも鳴り渡れり、之に關西の要地たる肥後五十餘萬石の大封を與へて、一方の雄鎮として存立せしむるは、實に危険の極みなれば、早晚之を取潰さるべからざるは當然の事なりとす。但し

いかなれば、彼の福島正則よりは遙かに後れしかといふに、是には深き事情のある事なり。先づ福島に續きて、直ちに加藤を取潰すに於ては、さてこそと、豊臣恩顧の輩は何れも早晚此厄に罹るべしと、其他の諸家に疑懼の念を起させなば、彼等は概ね大封の家のみなれば、いかなる事變を醸さんも計られずと萬一を憂慮せると、又豊臣恩顧の者と雖も、眞に服従せるに於ては、幕府亦從て懇遇を加ふる事なれば、其中に於て領知沒收などせらるゝは、眞に免すべからざる罪科ありしならんと思はせんと二つにて、是れ幕府が毎々慣用する所の手段なり。之のみならず元來加藤清正は、武勇無比なると共に、其思慮の深き事も常人に秀でたれば、秀吉存在の時より、家康を以て眞實律義にして頼母しき大將と確信し、徳川殿を以て第二の秀吉の如く信服して懇志を盡し、こと、豊臣恩顧の諸將中に於て一二を下らざりき、然るに慶長五年關原役の後、家康が所謂太閤様御遺言を反故にして征夷大將軍となりしには、流石の清正も蓋し案外なりしなるべし、されど清正の思慮の深きは、之を時の勢ひと見做して、毫もさる色をだも見せず、諸所の普請の手傳ひ課役といひ、江戸へ人質を置く事といひ、慶長十二年には、嘗て家康も臣従したる秀頼を勸めて、反りて家康を京都二條城に候問せしめて、臣従の禮を執らせたるなど、徹頭徹尾家康の意の儘に奔走せしは他なし、今忽ひに此古狸に反抗の色を覺られては、豊臣氏の滅亡忽ちなるべけれど、我れより腹心を布きて

眞實依頼するに於ては、必ず永久見捨つる人に非すと固く信じて、皆豊臣氏萬年のためにしたるなり、さるからに家康も、清正の女を以て我が最愛の子たる紀伊頼宣に嫁せしめ、又自己の姪女を以て加藤に配するなど、形式は婚姻なれど、内容は所謂人質交換にて、斯く惻情を盡し、なり、若しも清正元和まで存生したらんには、家康が大阪征討は、彼の如く輒く行はれざりしならん、されば慶長十六年四月、清正の病大漸に及ぶや、彼れは幕府に書を呈し、私病氣本復も仕るまじく、此上は一子虎菊(忠廣の幼名)の儀は、何様にも兩御所思召しに任せ奉ると言ひ、又家老中には、何様にも上意次第に仕り、虎菊を守立て候へと遺言せしは、即ち此時、幼少の虎菊、とても樞要の地を守るに堪へざればと、自分より封國を幕府へ差出したるなり、幕府も亦此言上に對して、假令ひ虎菊幼少なりとも、少しも如才(疎意)あるべからずと、兩將軍より自筆の書を賜はりたりしが、其書の達せざるに清正は卒去せり、されど幕府は其書の如く、虎菊に遺領相違なく賜はりしかば、加藤方にも清正の遺言を以て、幕府に請ひて藤堂高虎を以て後見となしたり、こは高虎は、前章に屢々述べし如く、兩將軍、別して家康には別懇の親みある人なれば、特に此人をと選定したるにて、其用意、實に至れり盡せりといふべし。さて高虎後見を命せらるゝや、更に幕府に、虎菊幼少後見中は、幕府より目付として、一人國許へ遣はされたしと請ひしかば、尤もの事なりとて、書院番組頭

たる阿部四郎五郎正之を肥後へ遣はして、暫く政務を監督せしめたり。斯る次第なれば、幕府には中々取潰すべき種子を得ざるを以て、程なく虎菊を江戸に召し、秀忠之に首服を加へ、偏諱を與へて忠廣と更め、肥後守に任せしめ、尋で從四位下侍從に陞せたり。

因みに云、幕府の制度に於て、當主死し、若しくは事故ありて隠居する時、男子なき輩は封土を沒收する例にて、享保年間に至りて其制を緩めて、養子して相續を願ふ事を得しめたり、又當主死し若しくは隠居する時、前以て幕府特別の内意あるにあらざれば、縦ひ男子あるも、御目見え以前、即ち幼少なる時は、一類中の連署を以て、領知の返上を願ふ例なり、其時は幕府より、願之趣は尤之儀に候得共、何々の筋目を被_レ思召、領知其儘被_レ下置との沙汰あり、然る時は又更に連署を以て、御目付とし、領知へ遣はされ度由を願ふも亦例にて、こは加藤清正に生まれりといふ、此例は幕府末路まで襲用せり。さて此目付といふは、概ね兩番(御書院番御小性組)士より選出せらるゝ例にて、目付といふ字義の如く、其大名の國許へ參りても、(大概二人なれど小藩なれば一人なり)是れといふ事務はなく、他見には安閑として退屈さうに見ゆる故、俗に案山子目付といへり、されど此案山子然たる所は即ち妙味の存する所なり、若しも此輩が一言片辭も、其大名の家政則政事上に容喙するに於ては、直ちに御後ろ暗き致し方とて、彼我共に嚴罰を蒙る例な

れば、此點に於ては深く彼我共に慎みたり。斯くして首尾能く此目付を勤めたる人は、立身も速かなる故に、當時旗本中に於て、此目付を命せらるゝは、一の名譽となせしなり。

〔忠廣の配流及び其罪狀〕 右の如く、清正の幕府に對する仕方は遺算なかりきと雖も、主幼なる時は、權臣互に相闘ぐは普通の習ひにて、加藤家にも、清正卒去の後間もなく家老の加藤美作、加藤出羽の兩人、一門といふ門地を頼みて、各々一人にて諸事を捌かんと、毎に權を争ひしが、清正の存生中、第一の氣に入りなりし下津蓬菴(捧菴ともあり)之を憤慨し、屢々兩人に調和を勧めしかど、美作方、出羽方といふ如く、各々一味のもの出來たるより、調和遂に就らずして、慶長十九年、駿府へ争訟せしかど、幕府に於ては、斯る出來事のために國目附を遣はせし事なれば、直ちに阿部正之を召し、其見聞せる所を聴き、且つは後見たる藤堂高虎の意見をも咨詢して、遂に喧嘩兩成敗といふ法度の條目に照して、之を處斷せり。其後元和四年に至り、復び美作と加藤左馬允との二人權を争ひ、私黨を樹て、幕府へ争訟せしかば、秀忠自身之を裁斷するに當り、美作方の罪狀悉く露はれ、殊に大阪陣の時豊臣氏を援くる計略ありしなど、宥すべからざる事もありしかば、此年八月、美作方の横江清四郎、橋本掃部助等三人は死刑に、美作父子以下三十餘人を諸所に配し、更に山田十太夫重利、渡邊圖書助宗綱を目附として肥後へ遣はし、右馬允は舊の如く勤役せしめたり。

此時、幼少といふを以てか、若しくは藤堂高虎へ對しての義理立てか、虎菊には何等の咎めもなく如上の優待ありたるに、寛永七年に至り、突然と御不審の儀あるに付早々參府すべしと、老中より肥後へ奉書を遣はしたるを以て、忠廣大に驚き、夜を日に繼ぎて江戸へ參られしに、品川へ人を遣はし置きて、忠廣の着くを待ちて江戸に入るを禁じ、當所に於て御沙汰を待つべき旨を傳へしかば忠廣即ち其近邊の小寺(或説には池上とあり)に入り、深く慎みて在りしに、程經て老中酒井雅樂頭忠世の許(一説に評定所とあるは非なり)に、忠廣の家老在江戸の者を召出し、一通の書面を示して、此判形(華押)は忠廣に相違なきやを尋ねしに、元より謀書とも見えざればか、相違なき由を返答しけるに、やがて寛永八年六月四日に、忠廣は常々身持宜しからずといふ罪名にて、酒井宮内大輔忠勝へ御預けとなり、肥後熊本の城地を沒收せられ、出羽の國庄内へ配流せられたり。但し諸書に載する忠廣の罪狀を概括すれば、

大獄院様御代始め、土井大炊頭殿何事にてか御前向き首尾宜しからず、數月引籠り居られ候故、世間にては種々の噂どもにて、追付け身上にも相障る程の事に申し觸らし候、其節御代官井戸新左衛門殿方へ、何方の使とも申さず候て、一人の男、白木の狀箱を持參仕り、玄關に差置き、足早に立去り候が、其様子甚だ不審に見え候間、取次ぎの士先方の名字を承るべくと存じ、追掛け

候處、もはや妾を見失ひ候間、餘儀なく右の状箱を新左衛門殿歸宅まで預り置くべしと、差置き候處に、やがて一人の中間體チウケンタイのもの玄關へ參り、先程これへ差出し候状箱は、全く門違ひに付、御返し下されたしと申す折柄、新左衛門殿歸宅致され候て、玄關取紛れ候内に、此者も何方へ參り候や、相見え申さるに付、彌々不審に存じ、新左衛門殿へ委曲聞きに入れ候處、何様其状箱こそ不審のものなり、これへとありて取寄せ見られ候へば、謀叛の企て、回り判形の廻状なれば何れか出先きと申すは分らざれど、正しく大炊頭殿、駿河大納言様、加藤肥後守など判形これあるに付、新左衛門殿早々彼の状箱雅樂頭殿へ持參申され、夫より肥後守御不審か、りぬ、これは大炊頭殿内々申上げ候て、わざと御前悪しく成り、上へ御恨みある様に世上をつくろひ、諸大名の心持をためし申すべきための由、然る間諸方より大炊頭叛逆企て仕り候由、御老中へ内意申出で候へども、駿河大納言殿と此肥後守をのみ、其儀これなきに付、遂に身上果され候が、其後以前前の如く、少しも替りなく大炊頭殿出頭致され候云々、

此説や、信すべきに似たれど、第一、土井利勝は御前の首尾悪しく數月引籠りとは、實に妄の甚しきもの、即ち前に述べたる如く、天下と共に大炊頭を讓るとありし人にて、家光初政の執權中隨一人なり、よし一步を讓り、其事ありしたため謀叛の回状を出したりとて、家康以來信任無類の利勝

が斯る企てしたりとて、誰か眞實と認むべき。第二は、加藤忠廣の如き、此偽謀を信じて加判したりとすとも、加藤家は、清正以來武功世に聞えたる家臣ら數多あるに、是等に一言の相談もせず、自身一己の存念にて判形を加へたるのみならず、斯る秘密に秘密を守るべき回状を、下郎の使に持たせて他へ遺すなどは、狂人の外はあるべからず。彼れ是れを考へ合すれば、採用するの價値なし。加藤肥後守忠廣は、父に似ぬ極めて暗愚なる人にて、常々側近く召仕ふ茶道の極めて臆病なるものありしが、忠廣常に此者に様々怖ろしき話などして、彼れが恐れおのゝくを見て打興じけるが或時忠廣外より歸り來り候て、殊の外怒がしげに書き物など自身致され候て、ふと彼の者罷出で候に急に書き物を止めたる、其様子平生に變りて見えし程に、彼の者不審して、今日は殊の外御取紛れの御様子は、何事か出來候やと伺ひける、忠廣、さればなり、未だ誰にも申さぬなれども平生心安く召仕ふ汝なれば、先づ内々にて申聞くべし、必ず他言すべからず 夫に付ても追付け其方を取立て、一方の大將分に申付くべき間、随分と命を惜しませぬべし、あはよくば、一廉の大名にも成申すべしと、例のおどし交りにいひけるを、彼の茶道忽ちに面色を變へ、それは何様の事にて候やと、恐るゝ申しければ、忠廣、餘の儀にもこれなし、我ら近日御城へ向つて人數を出し、一合戦すべく、其用意も大略は整へたり、但し大將分のもの一人不足にて、これのみ

整へなば、明日にも打立つべく思ふなり、幸ひ唯今其方をと見立て候上は、それにて不足なし、唯これよりは其方が身の支度調ふまでなりと申し、かば、彼の者彌々驚き、左様の怖ろしき場所に何しに私如きもの参らるべき、平に御免あれと申し、を、忠廣興に乗じて、いや／＼某が目鏡にて申付くる上は、辭退したりとて叶ふべからず、唯此事は父母兄弟と雖も、決して口外すべからずと申して、彼れが恐怖の様子を打興じて居たり、さて彼の者私宅へ歸りても、何事も手に就かず、唯此事のみ苦勞にし、剩へ三度の食事さへ、ろく／＼ならぬ體なれば、兩親も不審して病氣にやと尋ねしが、其様子もなし、借は殿の御叱りを受けて、其ためかと尋ねれば、いや殿には追付け御取立あるべしとの御意なりと申す、されど唯事ならぬ様子に付、兩親も種々に尋ね問ひし程に、彼の茶道今はつゝむによしなく、事の次第を語り、大息つきて歎息しければ、兩親は大に安堵し、さればこそ、殿のいつものおどけなり、先づ考へても見よ、汝が如きもの、左様の場所に何とて召連れらるべき、又殿とても、何しに左様の企てあるべきぞ、いつものおどけなり、安心せよと申されしかば、彼のもの忠廣に、しか／＼の由を申し、に、忠廣、例のおどかしに、わざと怒りて、其方あれ程に他言無用と申し、を相背き、我が密事を洩したる段用捨ならずと、脇差に手を掛け、既に手討と見えし程に、彼の者前後も見ず、空を飛んで、私宅へ歸り、委細を父

母に語りて、今にも討手來るべし、何方へも立退かんと申し、かば、兩親も誠しからの事ながら既に手討といふにはいか様子細のある事なるべしと、一子の不便さに、其まゝ夜に紛れて取退きけるが、此事いつしか御耳に達し、事むつかしく罷成り、遂に忠廣陳謝の辭もなく、身上滅却したる云々、

此説は前説に比すれば、やゝ採るべきに似たれど、事の顛末餘りに淺薄にして兒戯に類せるは、適從するの價なし。要するに、當時幕府が忠廣の封を褫ひしは、其罪狀明白ならざるより、種々に揣摩憶測して流評したる説を録せるにて、其實に非ざるなり。但し聊か從ふに足るべきは、諸家秘抄等に、

加藤肥後守殿身上滅却の事は、(略中)先年大阪御陣の砌、秀頼公より、御書に御刀を添へて下され、御味方の儀申來り候へ共、其時節家老中申合せ、内密に仕り置き候事、其節家老の加藤美作計らひとして、内々にて、人數四五百に兵糧、玉藥を添へて遣はさるべきかとありしが、中々思ひも寄らぬ事なりとて、同意の人もこれなき様子を見て、兵糧一萬俵は大阪の藏にこれあり、其外に肥後よりも、兵糧と玉藥を船にて冬御陣以前に進上申し、其上夏御陣の節は、長崎へ内々人を遣はし、同所より船にて玉藥餘程大阪へ差遣し候事、後日御耳に立ち候事、大船御法度仰出され候(五

百石以上の船は私に造るを禁せしは前章に述べたりに、肥後は渡海場所なれば、船入用の間、苦しかるまじきかとして、造り立て候儀も御耳に立ち候事、但し船は、御法度の大船にてこれなく候事、(此事を鶴の毛衣などいふ書には、杉の木二本にて造り立て候を以て、二本丸と名付け候を、日本丸と名付け候は、叛逆の證據と仰せらるゝあり)

蓋し幕府は、罪すべき事實なきも、故らに深き子細のある如く表面を粧ひしより、幕府方の記録は強ひて其事實を證明せんと欲して、互に憶測架空の風説を記載せるを、加藤方の記録ともいふべきものは、又之を辯駁せんとて、各々既往の事實を記憶より摘録せる如くなれば、何れも的證となすに足らず。故に一言以て之を覆へば、幕府は、豊臣恩顧の家柄が雄藩として存立するは危険なるを以て、取潰したるのみ。其危険なる所以は、既に加藤家の臣が自白に、大阪に兵糧等を送りたりとあるにても察すべし。

〔肥後を細川に與ふ〕 右の如く加藤家を取潰したるも、肥後は戦國以來世に一揆國と稱せられし所なれば、其後を誰に與へんかと種々評議もありしが、遂に翌寛永九年に、豊前中津の城主細川忠利に與へたり。其時の様子は、

大猷院様御代、加藤肥後守跡へ誰を遣はされ然るべきかと、色々御評議もありしが、細川越中守

は、三齋(忠興)も罷在り候事なれば、此人に越したるはなかるべしと、上にも思召し、御老中も左様に存寄り候に付、彌々明日越中守召出され、其段仰出さるべしとありし、其夕方御夜詰として、中根壹岐守殿登城致され候處、大猷院様上意に、何ぞかはりたる儀も承り申さるかとありし御請けに、別に相變りたる儀も承はらず候、但し肥後は當時關國にて御座候を、細川越中守へ下され候筈に相成り候由申すもの御座候て、驚き入り候、楮々下々と申すものは、何の譯もなき事を申すものにて候と申上げしかば、大猷院様何とも仰せなく、急に大炊頭をよべとの上意に付早々人を遣はし候へば、大炊殿罷出で候を、御座所へ召され、以ての外の御氣色にて、肥後を越中守に下さるべしとは、つい先刻の事なるに、いかなる筋にて、何者か聞出し候や、はや下々にて其事を申觸らし候由、唯今壹岐が申すなり、何事によらず、か様にては御仕置きのしまり立ち申さる間、先づ明日越中守への御沙汰は延引致し、重ねてよく吟味の上、別人に仰付けらるべしと思召し候由、仰せられ候處、大炊殿御請けに、實に左様にて御座候へば、誠に以て恐悅此上なき御事と存じ候子細は、天に口なし、人を以て云はしむと古へより申傳へ候が、先刻の御評議に連り候者共は、何れも御目鏡にて召仕はれ候者共に候へば、御仕置き筋の事など、むざと口外仕り候儀は決して御座なく候が、此度肥後國を越中守へ下さると候は、上にも越中ならでは

と思召し、私式も上意御尤もと存じ、御請けを申上げ候に、何事も辨へなき下々まで、右の通り申し候とは、則ち天人合體とも申すべく、恐悦之に過ぎずと存じ候旨申上げしかば、大猷院様にも、左様にもあるべきかと、御氣色直らせられ、翌日細川越中守召され、殊に御懇ろの上意どもにて、一倍の御加増にて熊本城を下され、其跡豊前中津は、小笠原信濃守長次に下され候(別本落穂集、諸家雑説等取意)

此説元より確信するには非ざれど、當時幕府が、樞要の地を諸大名に與ふる用意の一斑を察するに足る。蓋し細川忠興は、秀吉存在の時より家康に心を寄せたる(家康の條參看)因み等にて、家康は其外孫女即ち小笠原秀政の女を養女として、越中守忠利に配せるなど、織田以來の大名中に於て、徳川氏に信任せられたる隨一の家柄なり。

因みに云、忠廣に男子なく、其女兒は紀伊頼宣の夫人にて、此外に親縁の人もなきを以て、幕府の命にて、清正以來相傳の重なる武器、什器、殆に當時世に聞えたる朝鮮國よりの戦利品たる書籍及び鉛版活字までも、悉く紀州家へ渡したり。後寛文二年、忠廣庄内に病死せしも、子なきを以て、幕府は遂に其家を再興せず。

駿河大納言忠長の嚴譴

忠長嚴譴の旨趣——忠長の行實——忠長の發居——忠長の自刃

〔忠長嚴譴の旨趣〕 世に流布せる諸書には、忠長も叛逆を企て、事露はれて罪せられたりとして、前條の加藤忠廣と、一列の如く記載すれども、其事實に非ざるは、加藤の條に述べたる如し、されば叛逆にもあらざるものを、家光は如何なれば同胞の親をも思はず嚴譴に處せしかといふに、概括していへば、將來野心の者ありて、忠長を煽動して叛を謀ること、猶彼の足利直義（直義）の尊氏に於ける如き舉に出でんを慮り、後患を事前に除きしのみ、語を換へて云へば、幕府萬年のために、是も亦犠牲に供せしのみ。されど忠長に就いていへば、第一、父母の愛に狃れて不愼なりし事、(但し若年の故)第二、兄家光に對し不悌なりし事、第三、何事にも我意を通さんとせし事、第四、天性伶俐にて人心を收むるに巧みなりし事、以上の四點を具へたる將軍の連枝なれば、之を前將軍の、萬一を杞憂する懷疑の眼を以て視る時は、豈に一刻も安心せらるべきや、是れ忠長の終りを善くせざる所以なり。

〔忠長の行實〕 忠長は秀忠の第二子、(實は第三子)母は御臺所、慶長十一年五月七日江戸城に生

る、小字は國松丸(一には國千代ともあり)。元和三年、十三歳の時、始て賄ひ料として信濃小諸城十一萬石(一に十三萬石ともあり)を賜はり、同四年十二月、從四位下、左近衛權少將に叙任あり、同六年八月二十一日、參議に進み、同九年七月二十七日、從三位、權中納言に昇り、寛永元年八月駿府城及び甲斐、遠江、信濃の内に於て五十五萬石を賜はり、同三年八月二十日、從二位、權大納言に陞る。幼時より秀忠及び御臺所の愛子にて、常に家光に超えて諸臣も崇敬せし事は前章に述べたり、是れ抑も忠長の身を滅ぼせる基ゐにて、其後家康の注意に依て兩親共に家光を重んじたれど幼少よりの習ひ、往々父母の恩に犂れて、不悌の行動ありしは、蓋し聖賢に非ざるよりは、深く咎むべきにあらずと雖も、其一斑を述べれば、

駿河大納言忠長卿は、幼より諸事に御器用にて、萬づはきくとなされ、大猷院様には、諸事にうつとりと遊ばされたる御様子故、諸人も忠長卿を思付き奉り、別して御臺様には御愛子にて、諸事大猷院様よりも忠長卿の御事をば執し申されたり、此卿、初の御名は忠直と申し奉り、九歳の頃より、稻富喜太夫直賢に就て鐵砲を御習ひなされけり、元來御器用の御事なれば、或日西の丸の御堀に鴨の群れ居たるを御覽せられ、御側の人に、鐵砲持來れとありて、差上げ候へば、其ま、御堀に向ひ御放ちなされ候へば、あやまたず鴨を御打ちとめなされ候に付、御側の人々あつ

と計りに感じ奉り、其ま、大奥へ持參仕り、右の通り申上げ候へば、御臺様には別して御悦喜にて、台徳院様大奥へ入らせられ候へば、右の鴨、御臺様より早速御料理仰付けられ候て、夕御膳に差上げ、そこにて、これは國が手柄の鴨にて候由、御披露なされ候へば、台徳院様にも御機嫌にて、それは何方にて手柄致し候やと御意に付、西の丸御堀にての由、委しく申上げ候に、台徳院様、召上られ候鴨を御吐出し遊ばされ候て、西の丸は、權現様上意にて、竹千代に譲り候所なり、國めが分として、兄の城へ向つて鐵砲を放ちしとは、沙汰の限りなりと、散々の御腹立ちにて御座を立たせられ候、云々(別本落穂集、柳營夜話 集等取意、下之に倣ふ)

大猷院様には、御幼少の折は萬づ鷹揚にて、何事も即座に御答へ等も相成らず候に、國松様には幼少より、何事も即座に埒明き候はでは御意に入り申さず、御主様(忠長)にも其通りに付、諸人大猷院様より御生れ勝り候様に存じ候、台徳院様御前にて、いつも御兩人様御座なされ候時、何事ぞ上意これある時、大猷院様には、いつも御請け仰上げられず、おそなはり候内に、國松様には、相應御請け仰上げられ候、そこにて台徳院様、竹千代殿如何思はれ候やと上意これあり候時、始てしかく御請け仰上げられ候へば、台徳院様、國はいつにても兄を越して先きに物を申し候が、甚だ宜しからぬ事なり、左様に出過ぎ候ては、行くくは兄に憎まるべきものと、

御戒め成され候が、後年思當り申し候、偕々名將の御眼力、中々申すも恐れ多く候云々、(これぞ親の愛に狎れ、習ひ癖となりし一斑を知るに足る)

大猷院様には、活氣の御性質にてあらせられ候へども、又能く諸人の諫めをも御聞き遊ばされ候に付、御一代の間に御手討と申す事は、唯御若年の砌、子細これあり、一人を遊ばされ候外にはこれなく候が、駿河殿には、上^ツべの御様子は左もこれなく候へども、何ぞ仰出し候事の御意にさからひ候時は、度々御手討遊ばされ候に付、諸人安堵仕らず候が、後ちには御主様も、御身上御果しなされ候、云々(此手討の事は次に述ぶべし)

又保科正之の傳千とせの松には、(正之は秀忠の末子にて忠長の弟なり)

寛永六年己巳、御年十九、(保科正之)正光君、(正之の養父)兼々駿河大納言忠長卿へ、御父子の御名のり(秀忠故ありて、生前に表立ちて正之と父子の名のりをせず、事は正之の條に於て述ぶべし)御取持被^レ下度旨、御願被^レ申候に付、同年九月、駿府より、御對面被^レ成度由、被^レ仰越^レ候、正之君御同道にて、駿府へ御出被^レ遊候、(中略)御城へ御上りの時分、御座敷の内、所々の番士、一人も出居無用と被^レ仰付^レ候故、今日の御客は誰人にて、か様に被^レ仰付^レ候やと、侍衆不審を立て候處に、御歸りの時には、不^レ殘詰所々々に罷出候様にと、被^レ仰付^レ候由にて、偕御歸りの後、亞相公

(忠長)御近習衆へ被^レ仰候は、幸松(正之の幼名)事は高遠の田舎育ちにて、萬不調法にて可^レ有^レ之候間、當番の侍共へ爲^レ見候事も不^レ入事と思ひ、初は皆々退け候へども、存じの外なる事にて、利發なる取廻し安堵せし故、歸りの節は、番士共へ見せしと被^レ仰、御悅不^レ淺由に候、其日御對面の刻、御相伴にて御饗應、且又守家の御刀、御鷹一据、黒御馬一疋、白銀五百枚被^レ進、其上にて御紋の御小袖一つ、御手づから被^レ進候て、これは權現様の御召料にて候、其方も追付御紋御免の節めで度着用被^レ致候様にと、祝ひ進するの由被^レ仰候に付、正光君、これは別けて忝き御意にて候、亞相公より外に、御取成し可^レ被^レ仰上^レ方も無^レ御座候、拙者存命の内に、何とぞ御父子御名乗の儀を承り、相果度志願に御座候由御申上候へば、亞相公には、近頃奇特なる被^レ申様に候、少しも如才無^レ之旨被^レ仰候云々、

此書は、當時目撃のまゝを記せる最も確實なる書なるが、由て以て忠長の決して尋常執袴公子の比にあらざるを知るに足る。其人心を收攬するに巧みなりし一斑は、古老雜談に、

忠長卿駿府御在城の砌は、江戸へ參勤の西國大名衆は、必ず歸國がけには駿府へ登城して、御機嫌を伺はれ候、忠長卿には、右を殊の外御満足に思召され、中々御懇ろなる御馳走どもにて、各々は久しく在江戸にて、嘸草臥^{フサレ}つらん、こゝにては、江戸とは違ひ候間、心置きなくくつろぎ候

様など仰せらる、夫故大名衆よりも、品々進上あり、卿も其人其位にこり、道具(刀劍の事)又は馬或は巻物など遣はされ、人により二三日も御留め候て、御暇下され候もこれあり、右に付、其頃駿府へ参上の大名衆は、何れもおそく御暇出で候を眉目と致され候云々、

〔忠長の蟄居〕 寛永七年九月に、幕府より、一兩年も國元に罷在り、仕置き申付け候への命ありたれば、城代朝倉甲斐守、鳥居士佐守などは竊かに眉を蹙め、主公には上様御連枝といひ、大御所様も御座成され候へば、早々出府(江戸へ)せよとありてこそ然るべきに、斯く御在國あれとの上意は、たゞ事にあらざるべしと私語せしといふ。こは何故といふ事は詳かならざれど、是より先き忠長酒興に乗じて、種々疏暴の舉動あり、殆んど心疾に罹れる如く、遂には聊かにも意に悖ふものは、忽ちに手討にするなど度々なりしが、何れも死に至らざりしか、未だ幕府より咎めなかりしを、茲に至り、始めて平生の濫行幕府に聞えたる故なるべし。されど忠長は、毫も之を念頭に置かざる如く、在國を許されたるを幸ひと、日々狩獵、酒宴にのみ耽りたりしが、或日いかなる事にてや近臣井上安采とて、僅か十三歳なるを手討したりしに、此父は老年なる上に、唯一人の子なりしかば大に歎き、密かに老中土井大炊頭へ一通の訴状を送りたり、之に依て忠長の濫行悉く暴露す。第一忠長の家臣は、何れも幕府旗本士の中より引分けて附屬せられたる者、此輩は先祖代々參河以來

の忠勤の家筋にて、將軍家に於ても大切に思召さるる者共なり、若し惡事あらば、其旨幕府へ言上の上にて、其指圖に任せ處断すべき筈なるを、私に成敗(死罪を當時斯くいひたり)致し、段、上を蔑ろに致したる仕方なり、大御所の御在世の今日に於てすら右の通りなれば、將來の儀深く御配慮あらせらる、之に依て御懲しめのため、大御所の御沙汰として、當分甲府へ罷越し相憤み申すべしとの事にて、其年十一月、甲府へ蟄居せしめらる。(之を諸書に、十一月、駿河の淺間は殺生禁断の地なるを、忠長は我が領分なれば苦しからずとて終日狩せられるが、これより神の崇りにて短氣になり、折々近臣を手討せりなどあるは、信するに足らず。)

此事たる、忠長にとりては、晴天の迅雷ともいふべく、殊に御大所の御沙汰とあるに一層恐懼して其後是一向に身を慎み、御懲しめのためとあるを頼みに、赦免を待ちしも、其後は何の沙汰もなく且つ御咎め中といふを以て、大名、旗本士は申すに及ばず、我が家來だに、幕府より許されたる者の外は、訪問するものなき有様なれば、憂悶措く能はず、密かに書を天海僧正等に贈りて、救護を求めたり。

贈三眼大師駿州亞相御消息

今度我等儀煩故、召使候者共むざと申付、(即ち手討などの事)重々罷違候儀、至三唯今一迷惑仕候事

於_二向後_一は、御年寄衆(老中)御差圖次第に、萬事可_レ仕候事、右之心底うろんに思召候ば、せいし(誓紙)を以_テ成共_ニ申上_二候條、御年寄衆へ被_ニ仰談_一可_レ給候、頼入存候、

駿河大納言

十二月十六日(寛永八年)

忠長(華押)

大僧正

舊冬も如_ニ申入候、我等煩故、召仕候者共むざと申付、重々罷違、至_ニ唯今_一後悔に候へども、不_レ及_ニ是非_一候、若又無_レ據儀も御座候は、御年寄衆へ令_ニ相談_一、指圖次第可_ニ申付_一事、(こは家臣共賞罰をいふ)

於_二向後_一は、萬事御年寄衆御差圖次第可_レ仕事、

右之旨うろんに思召候は、重而せいしを以、御指圖次第、何分にも可_ニ申上_一候、各御年寄衆へ被_ニ仰談_一、將軍様より相國様へ御詫言被_レ成被_レ下候様に奉_レ頼候、唯今相國様御不例之砌、か様に罷在候儀、一入迷惑可_レ有_ニ御察_一候、正月十一日(寛永九年、又署名、宛名共に上文に同じ、故に略す、下文之に倣へ)

相國様頃日彌御快氣之由申來候、誠珍重奉_レ存候、(此時秀忠病中なれど、故らに忠長に斯く報告して、赦免の願意を緩めんとしたるなり) 然ば渡邊監物昨日當地へ罷越、御狀殊書物_{カキテ}の案紙、(謝罪誓紙の草案)被_レ入_ニ御念_一御越、別而忝次等に候、何分にも可_レ然様に御指引_ニ入候_一、(略) 偏萬端存候

(上下は) 正月十八日、

一筆令_ニ啓達_一候、仍先日御案紙通書付、渡邊監物爲_レ持進_一之候、可_レ然様彌頼入存候、猶口上に可_ニ申入_一候、恐々謹言、正月二十日、(謝罪の誓紙を天海まで遣はせしなり)

一筆令_ニ啓達_一候、相國様御機嫌次第に御草臥(秀忠の病漸_スみしをいふ)被_レ成候由承り、無_ニ御心元_一奉_レ存候儀、可_レ有_ニ御推量_一候、江戸近所迄も罷越度存候が、思召之通、御内所にて被_ニ仰聞_一可_レ被_レ下候、我等心中之程、御察可_レ有候、恐々謹言、正月二十五日、

尙以、只今御機嫌惡敷内、(病中をいふ) 少も江戸近所へ罷越、御氣色之御様躰承度計に候、思召之通、御内所にて可_レ被_ニ仰聞_一候、(此他數通あり、又金地院崇傳への書翰もあれど、大同なれば略す。猶此時の年寄衆土井、酒井等へも書通せしやに思はるれど、此等の家々には今傳はらずといふ。) 右の文書に據れば、是の時忠長が眞に先非後悔の至情を察するに足る。されば家光に於ても、天海の執成し(崇傳等は詳かならず)といひ、流石に同胞の衷情忍び難く、折々秀忠の病間を伺ひ、忠長教

免の歎願をせしが、いかなる故か、忠長の事を申出すと、忽ち面色變りて病苦を惹起せるを以て、強ひては申し得ざりしかど、彌々秀忠の様子は全快覺束なく見えけるより、家光も思ひ切つて、何とぞ御病中に御赦免ありて、御目見えをも仰付けられ下され候様、歎願再三に及びし時、秀忠双眼に涙を浮べ、將軍には弟の事なれば左様申すは尤も至極、我らも子の事なればゆるしたきは山々なれど、天下の仕置きには代へ難し、これを見られよと、枕邊にありし手箱(一書には枕の下とあり)より一通の書を取り出して、家光に渡されたり。依て之を披見せしに、忠長の自筆にて、駿遠甲信の中に、今一倍の御加増(合せて百萬石)下されたく、さもこれなくば、只今の高にても苦しからず候間、五畿内の内にて下され、大阪城を御預け下されたく、此兩條とも御叶ひなきに於ては、我等切腹して相果て申し、永く御怨み申上ぐべしとの意なりしかば、倍こそ、忠長が從來の様子に變りて、近年短氣になり、やゝもすれは近臣を手討などせしは、全く此願意の叶はざるを憤りての事と、始て分明せしかば、家光も今は再び申すべき辭なく、其まゝに打過し、程なく甲州に罷在りては遠方なれば、先づ當分上州高崎へ参り居るべしと忠長へ命じ、同時に高崎城主安藤重長に、忠長を大切に預り置くべき由を命じて、やがて忠長は高崎へ移り、彌々囚人同様の身の上となりたり。

〔忠長の自刃〕 忠長を高崎へ移したる由、安藤重長より幕府へ言上せしかば、家光即ち見届けと

して阿部忠秋(豊後守)を遣はしたりしが、忠秋歸府の上其様子を言上せしかば、家光重ねて阿部重次(對馬守)、忠秋、重次何れも御花鳥番頭にて、御小性組番頭を兼ねたり、當時は之を御側出頭衆といへり)を高崎へ遣はしたり。其時の秘密とて、重次の譜中に左の如くあり。(此事實は徳川實紀には省略せり)

駿河大納言殿高崎へ御移りの後、大猷院様極密にて重次を被召、上意には、其方の一命を我等にくれ候へと有之に付、重次申上げ候は、私一命の儀は、初めより差上置き候と覺悟罷在り候へば、今更改めて上意を蒙り候までも無御座候、早々召され候様にと御受け仕候處、大猷院様御満足に思召され候、左候は、是より急ぎ高崎へ参り、忠長に切腹致させ候へと上意に付、重次御受けに是は存じ寄らざる上意を蒙りて候、大納言殿御事は、正しき御連枝に渡らせられ候、假令御若氣にて、一旦の御過りは御座候共、當分の御勘當にて、追々御憤みの御様子もあらはれ申すべきと存じ候處、唯今御腹を召させ候とは、何とも御情けなき御沙汰と、憚り乍ら存じ候、假令唯今御手討に逢ひ候共、此儀に於ては、幾度も御断りを申上ぐべきにて候と申上げ候處、大猷院様には、暫く御思案の體にて入らせられ候が、つと御座を御立ち遊ばされ、御手箱の中より、紙に包み候書付様のもの御取出し被遊、重次に側近く参り候様仰せられ、夫にてこれを見候様上意に

付、何かは不存候へども包み紙を披き拜見仕候處、大納言殿御自筆にて、台徳院様へ先年差上げ候と相見え候御訴訟にて、至て恐れ多き事ども御認め有之に付、重次も重々恐入り何とも申上げ候辭も無く、あきれて罷在り候様子を大猷院様御覽被遊、忠長は不便には候へども、此初一念は、遂にはいつか一度あらはれ候べしと被思召候へば、台徳院様にも殊の外御苦勞に被遊、病中切々大猷院御詔言被仰上候へ共、遂に御免の上意無之、其上右の書付を御直に御渡し被遊候上は、御仕置には代へ難く候間、其方を高崎へ被遣候と、段々の上意を蒙り候に付、重次是非に不_レ及御受け申す、尤も歸宅の上罷立つべきなれども、左候ては、大切なる秘密の御用、等閑に心得様にも相當り、且つは人々不審を立て候は、洩れ候儀も可_レ有之と存じ、御城より直に早馬にて罷立つ、翌日高崎城へ着の上、安藤右京進重長に、内密にて右の上意を申渡し候處、重長、尤も其元を上使として被遣候上は、早速御受可_レ申なれども、重長篤と考へ候に、大納言殿は正しき御一腹の御弟様に有之候へば、假令一旦は御腹立にて左様に被仰出候共、後日に及び御後悔あらせられ候も難計、左様の砌は、其元我等共々不念の御沙汰も可_レ有之か、此處相考へ候へば、中々御受けは難_ニ申上候、尤も上意に對し私の疑ひを申上げ候は恐入り候へ共、其元にもか様の上使に參られ候は不祥と申すものにて候間、御太儀乍ら是より江戸へ御引返しありて、御墨付(將軍

の命令)を頂戴いたし、我等に拜見仰付けられ候へ、左も無_レ之ては、何か度も御受けは申上げ候間敷由堅く申切り候、此儀も尤もに候間重次其座より直に江戸へ罷り、其ま、登城致し、重長口上の趣申げ候處、大猷院様には、念の入り候由、かへりて御喜色の御事にて、御墨付被_ニ成下_一候に付、右を首にかけ、又候高崎へ驅付け、重長に右御墨付拜見致させ候へば、上意畏り奉り候段謹んで御受け申し、其座にて聲を揚げて啼き被_レ申候、(こは臣子の情、實にさもあるべき事、實録はかゝる所に價ひあり)。

又忠長自盡の情况は、安藤重長譜及び忠長事蹟に、

(前文は前の書と同じ、故に略す)上使阿部對馬守罷歸り候翌朝未明、未だ大納言殿御目覺め無_レ之内に、大納言殿御座所の縁より凡そ三尺程離し、屋根より高く塀を以て圍ひ、御膳所の方へ、僅か幅三尺に高さ四尺程の大戸を一つ付け候て、下々の通路と致し、尤も四方に番士を差置き候て、一々出入を改め、殊の外嚴重に申付け候處、右の音にてや、大納言様御目覺され、御召仕の者に、何事ぞ、夥敷作事の様子と御尋被_レ成候に付、御側に罷在り候ものより、何事かは不_レ存候へども、昨夜江戸より急上使有之、夫に付此の如く仕り候由申上げ候へば、何の御意もなく、夫より奥へ入らせられ、終日御長持、御手箱の類御覽あり、書物類を御取集め、御自身に火中なされ、其他

御道具、(刀劔類)御器物、御服の類のみ御長持へ入れなど、とかくする内に日も暮れ候に付、燈臺など差上げ候へば、常の御座所へ入らせられ、餘りに草臥候間、御酒一つ可被召上と被仰候に付差上げ候處、ゆるくと被召上候て、御給仕に女童二人罷出で居り候に、一人に銚子を直し來れとて、勝手へ御遣はし、今一人に何ぞ肴を持來れとて、これも勝手へ御下げ被成、やがて二人、銚子、肴を持參仕り候へば、大納言様うつ伏しに血に染みて御座なされ候に付、二人は早々番の者にかくと知らせ候に付、番の者より安藤重長に告知らせ候間、重長罷出で見候へば、下には白無垢を召され、上に御紋の服を召され、御頭の上より同様の御服をはをり、前へうつ伏しに御倒れなされ居り候に付、上の御服を取りのけて見候へば、短刀にて御自身、下よりふえを御かき、御自害なされ候に付、急ぎ江戸へ右之趣言上申し、御檢使をうけ候て、高崎大信寺にて御葬送、御中陰とも相營み申候、尤も江戸より御使ひなどもなく、寺中へ白銀三百枚被下候、右にて諸事相營み申候、(時に寛永九年十二月六日、年二十七)

因みに云、諸家雜記等の類に、安藤重長が上使阿部重次を待たせ置きて、自身早馬にて江戸へ驅付け家光に謁して、忠長のためにいふ所ありしに、彼の手箱より、忠長の書を出して見せられたるに得心してなどとあるは非なり。何となれば、假令ひいかなる事情あればとて、上使を置捨ててして江戸に出づるなどは、あるべからざる事、又大切の預り人ある身が、私に他方へ出づるは當時の制度の許さざる事、又諸大名が伺ひを経ず、私に江戸へ到るも、同じく許さざる事、此三點に參照すれば、誤りなること明白なり。

右の如く忠長の罪状は表立ちたるには、幕府より分附されたる家臣を、伺ひを経ず私に所刑したると、其秘密には父公に對して強請したるとの二事なり。されど何れも既に忠長其非を悔悟し、改悛の念を起し、は、天海に贈りし數通の書に徴して明かなり。然るを斯くまでに至らせしは、幕府の老中、別して天下と共に讓られたる土井利勝も在りながら、餘りに無情なる仕方に似たるも、當時の形勢、諸大名の嚮背を懸念する折柄なれば、忠長の如き、英邁にして伶俐なる人は、或は行末第二の將軍の如き猛勢となりなば、之を除くも容易ならず、遂には由々しき大事に至らんかとの懷疑心より、君家萬全のためとて、何れも涙を呑み情を忍びて、此處置に出でしなるべし。元來嫡宗を重んずる餘り、庶子を疎斥するは、古來上下を通じて弊風ともいふべきなるに、清和源氏は特に此風甚だしく、徳川氏に於ても、參河安祥時代には、櫻井の松平信定の宗家を瞰へし事、岡崎廣忠時代には功ありし松平藏人が、漸く大身となり、且つ人望を得たるに、行末を恐れて之を追出せしなど、此類往々あれば、忠長の事も亦此例と見て可ならん。

茲に於て、幕府は忠長の封を沒收し、其家臣は悉く祿を褫ひて、重なる輩は夫々處罰したるが、此輩の子孫に至り、赦されて幕府へ召返されしは、僅々十數人に過ぎず。蓋し此輩は、忠長の罪狀に連坐したるに非ず、當時古老の名士と世に稱へられし紀伊頼宣の附家老安藤帶刀直次が、此時忠長が家老たりし鳥居士佐守朝倉筑後守を評して、御主の子を預りて守り立ててそこね、何とて世間がなるべき(校合雜記等にも見えたり)と言ひたるにても、其召返されざる意味は察せらる。

之に依て駿府城は、大番頭を以て城番(當時城代とはいはず)となす。これより長く幕府の直轄として、大阪と同じく大名に與へず。又遠江掛川城を青山大藏少輔幸成に賜ひ、兼て駿府城の守衛を監督せしめ、秋元但馬守泰朝に甲斐の谷村を賜ひ、兼て甲府の城代となし、伊丹播磨守康勝を甲府に遣はして、諸政を代官せしめたり。

施政の修正整理

幕府の高級職員——軍役の改正及び士風の匡正——巡見使

〔幕府の高級職員〕 家康、征夷大將軍に補せられしも、施政の方針は概ね戰國仕組にして、所謂文官を次にして武官を重んず、(當時文官武官の稱呼はなしと雖も假りに斯くいふ)故に政局にのみ

專任せる輩は、内々は權勢あるにせよ、表立ちては、いつも井伊、本多、榊原等の如き、武功の士の下に在りたり。秀忠の代に及び、やゝ改正する所ありしも、猶未だ此戰國仕組を脱せざりしが、家光に至り、寛永十年始て其修正を行ひ、漸次整理して、遂に長く其制を費用する事となれり。即ち酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝を年寄(即ち老中)となす、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、堀田加賀守正盛、三浦志摩守正次、太田備中守資宗、阿部對馬守重次を以て、書院番、舊は(花鳥番といふ)小性組の番頭を兼ねて旗本土の總支配となし、年寄に副ひて庶政を議し、合せて上申下達の事を掌らしむ、當時これを御旗本總支配とも、諸士の支配ともいひ、又俗には六人衆といひしに、後ち信綱、忠秋、正盛は老中に進み、残り三人となりしに、猶六人衆といふの當らざるより、林鷲峯が少老衆と文章に書きしより、一般に行はれて、いつしか若年寄と稱するに至れり。稻葉丹後守正則、久世大和守廣之を御側出頭人となして、將軍近侍の頭とし、兼て將軍と年寄等との中に在りて、政事取次ぎに任せしむ、後ち出頭人を改めて御用人となしたり。凡そ此輩の大半、否二三人を除くの外は、參河以來の舊功臣にもあらず、又關原、大阪役に功勞ありしにもあらず、悉く秀忠の代に召出され、家光の小姓若しくは近臣として奉仕し、春日局の介抱にて生長したる輩にて中にも稻葉、堀田は局が子分にして、酒井忠勝は其姻戚なり、且つ松平信綱以下の人々は、悉

く戦場の風にだも當らぬ輩なるに、何れも數萬石の城主として政局に立ち、織田、豊臣若しくは足利以來の諸大名と、參河以來の舊功の旗本土とを支配するに至りしは、以て政局の修正といふよりは、大變革といふも不可なかるべし。尋で松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛を老中に進め、土井利勝の子遠江守利隆と、酒井忠勝の子備後守忠朝と、土屋但馬守數直とを若年寄となせり。

〔軍役の改正及び士風の匡正〕 又是の年(寛永十年)軍役の一部を改正し、目付及び使番には定例の軍役を免じて、其役に應じての軍役となし、旗本土の九百石より二百石までの軍役を改正して、九百石に二十一石、八百石に十九石、七百石に十七石といふ如く、二百石に八石となし、而して平時の旅行等には、其半數となしたり。又一般士風の偏武を匡正せんため、諸大名以下旗本土まで、殿中の作法を戒飭し、聊かにも不作法の輩あれば、目付をして之を制止せしめ、猶用ひざるは、直ちに老中を経ずして將軍に言上せしむ、されば一般に令して、供廻り、がさつに無之様可申付とは年々の事なりき。蓋し當時戰國の餘風、武士ならぬ者までも肩肘をいからして、往々諍闘を惹起せし事ある故なり。されど猶戯れて此法令を顧みざる如き舉動をなして、故らに人目に觸れしめたる輩往々あり、中にも、

仙臺中納言政宗、或る御禮日に登城して、御目見えの刻限を待たる折節、土井大炊頭利勝、其

近くを通られしを呼止めて、餘りに退屈なれば、相撲を一番參らんといふ、大炊頭、我らは御用にて御前へ出づるなれば、御免あれといふ、政宗は、いつもか様の事いひ出して、人の困るを見て興する人なれば、何とて承引すべき、是非參らんと、既につかみか、らん様子なれば、大炊頭も、さらばとて御廊下に出でて立合はれけるに、井伊掃部頭直孝此體を見て、側らより聲をかけ、大炊頭、此相撲に負けては御旗本の名折れなれば、關には我ら出づべきぞと申されたり、殿中には黃門、羽林の立合ひ、何れ晴れならずといふことなければ、在合ふ人々、こは珍らしき事かなと、打興して見物せられたり、やがて大炊頭、政宗を大腰にかけて投付けたれば、疊にどうと音して倒れたり、そのひまに大炊頭奥へかけ入れれば、政宗起上りながら、偕も残念なり、今一兩年々若くば、かくはあらざるにと申されたり、(校合雜記、明
真洪範等取意)

こは蓋し政宗、陽に幕府が偏武の匡正に抗する如く見せかけて、陰には、自己の年老武に堪へざるを朝堂に公示し、之を以て幕府猜疑の鋒先きを避けんとせるにて、亦尋常人の能はざる所なり。是の歳家光、番頭、諸奉行等の諸有司を召し、從來各々組下、支配下の諸士諸卒の行狀を子細に監査し、具さに其善惡を上陳すべきを命せしに、誰ありて此命を遵行して上陳せるものなきは、實に上を輕んずといふべし、されど既往は之を問はず、向後は嚴に其旨趣を體し、部下の善惡、見聞に

従ひ、時日移さず上申すべし、若しも從來の風に馴れて監査を怠り、他より告げらるゝに於ては、其者と共に頭も同罪に申付くべしと嚴命し、又目付を召して、右に同じく、向後大名諸有司何人を問はず、假りにも然るべからざる行狀の輩を見聞するに於ては、速かに上陳すべしと嚴命したり。

〔巡見使〕 右の如く政局の振肅を斷行すると同時に、諸國に巡見使を派して、諸大名領邑の政治の良否を視察せしめたり。即ち五畿内、南海道には溝口伊豆守善勝、使番川勝丹波守廣綱、書院番士牧野織部成常、關東には小出大隅守三尹、使番永井監物白元、書院番士桑山内匠貞利、九州には小出對馬守吉親、使番城織部佑信茂、書院番能勢小十郎頼隆、中國には市橋伊豆守長政、使番柘植三四郎正時、小性組番士村越七郎左衛門正重、奥羽及び松前には分部左京亮實信、使番大河内平十郎正勝、書院番士松田重右衛門勝政、北陸、東山道には桑山左衛門佐一直、使番徳山五兵衛直政、書院番士林丹波勝正なり。これを徳川幕府に於て、諸國巡見使の初めとなす。爾後將軍代替り毎に、必ず巡見使を派する例となれり。元より諸大名の領國の政績を按檢すべき職なるを以て、勉めて簡易に従ひ、聊かにても人民の勞苦を省くべき主意にて、之を派遣するに先立ち、幕府より諸大名に令して巡見使を待つには、勉めて質素を用ふべしとせり、例せば、宿泊、休憩所の疊、建具の如き古びたりとも修繕するに及ばず、道路の掃除も、盛砂等を禁じ、橋梁は、假令古びたりとも、危險に

あらざるは新架すべからず、渡船も亦同じ、三食の獻立の如きも、鶴鴈鴨鯉鯛等の如き、凡べて珍奇高價の品を用ふべからず、且つ膳部は、一汁一菜の外、香の物に限るべし、勿論酒は出すべからず、且つ好みもせず、菓子も亦然り、其他膳碗始め風呂桶、手水の道具の類は、新調するに及ばず、在來の物を用ふべし等の類にて、其主意の在る所は、偏へに民の煩ひを厭ひて、成るべく之を避くるにあるは言を待たず。されどこは、其初め若しくは第二度目位までは行はれたらんも、後世に至りては、必ず巡見使を派するに先ちて此令を布くと雖も、こは單に古への形式を述ぶるのみの如くにて、此令とは反對に、萬事鄭重を盡す事となり、猶夫にても缺點あれば、幕吏の弊習として、何かに託して領主よりの接伴役人を苦しましむるは常套にて、其言は主として、當領内、近年百姓ども困窮の様子に相見えるといふにあり、此一言たるや、暗に領主が政務の不行届きを認めたる意味なるを以て、巡見使江戸歸府の上、其通り言上するに於ては、いかなる御咎めあらんも計られざれば、至る所として、唯其歡心を得んとのみ勉むる例なり。さるからに、道路の如き、村落の如き、若しくは社寺の如き、總べて舊時巡見使の按檢したる跡をのみ追ひて、其後にいかなる便利の道路あるも、いかに開發せられたる村落あるも、これが按檢を求めざるなり。こは甚だ不當の事なれど、若しも舊時と替りたる箇所を見せなば、夫に付て根本より、枝葉までの尋問をうけ、且つ其近村數箇

所の人民を集めて、此新開發に付ての便不便、服不服等を尋ね、それがため意外の紛議となる事、往々あるを以てなり。十代將軍家治代に、奥羽巡見使たりし人々、ある大名の領邑に至りしに、いかなる故か、其待遇は一に幕府の令を遵行して、他の大名とは全く表裏の取扱ひなりしかば、痛く巡見使の含む所となりて、歸府の上、何某領内の儀は、隣藩に比し、甚しく困窮の様子に見え候と言上せしより、大に幕府の首尾悪しくなりしといふ。又或る大名の領内にて、巡見使廻村の折、例の如く其地の重立ちたる百姓を召し、近年何ぞ困り入る様の事はなきかと尋ねしに、何事も御座なくと答ふる例なれば、其如く申し、に、巡見使より、若し何事にも困り入る事あらば、遠慮なく申せと、これも例の事なれば申し、時、百姓共、左候は、申上げ候、當年御巡見のために村中農業を休み、道橋其他の夫役に使はれ、甚だ困り候と申したりと、これは元より好事家捏造の戯言なるべけれど、以て巡見使のために、地方の受けたる困難の情を察するに足る。但し第二度目の巡見使よりは、使番一人、兩番士二人、都合三人の定めとなりたり。何れも旗本土の事なれば、三家は申すに及ばず、幕府と直接に縁故ある大名、又は老中、若年寄等、溜詰大名などの如き、幕府に對して勢力ある人の領内に至る時は、巡見使より、反對に先方へ阿り、毫も權勢を張る事なし、こは萬一其仕方に付て、御威光を笠にきて云々と、内々にて幕府へ吹込まれなば、忽ち罰せらるべきを恐れ

てなり、されど幕府に縁もなく、尤も勢力もなき大名の領内に至れば、前に述べたる如き權威を張り廻るなり。されば幕府施行の中に、此巡見使ほど有害無益の事なし。

家光の上洛と公武の和融附酒井忠世の譴責

寛永甲戌の上洛——忠世の奇蹟

〔寛永甲戌の上洛〕 前章に述べし如く、明正天皇御即位奉賀として、秀忠父子上洛あらんとせしも、秀忠病に罹り、果さざりしかば、寛永十年、家光除服と共に明年上洛あるべしと、諸大名へ達すると同時に、尾張、紀伊、加賀、仙臺始め其他に供奉を命じ、此度は別して大勢を率ゐての事なればとて、寛永十一年三月に、大目付宮城越前守和甫に命じて、東海道より京都までの宿驛を巡視し、宿泊の所々を點定せしむ。やがて和甫巡視の上、一々各所の圖を製し、持歸りて復命しければ六月朔日を以て、仙臺中納言政宗江戸を發す。之を先發として、供奉の大名漸次江戸を發し、同二十日、家光江戸を發せり、供奉の同勢、前後を合せて三十萬七千餘人なり。凡そ是れまで家康、秀忠の上洛は、多くも總勢十萬に過ぎざりしに、今斯くも大人數にての上洛は、必ず何か子細あるべしと、京中の風評とり、にて、禁裏、諸公家共に暗に疑懼せりと、當時京都方の記録に見えたる

は、さもあるべし。やがて家光江州日の岡に着せられしに、遙々此地まで、禁裏、仙洞より、武家傳奏を以て遠路の御慰問を賜はる、此事は従前は曾て例なき事なるに、畏くも御外戚を重んじたまふは勿論なれど、大人数に疑懼の餘り、其歡心を探らせられんとの意味も籠れるは勿論なり。七月十一日、家光入洛ありしかば、翌十二日、武家傳奏三條西前内大臣實條、日野前權大納言資勝を勅使、院傳奏阿野前權大納言實顯、中御門前權大納言尙長を院使として、無事着京の賀儀を賜はり、更に翌日、前同様の公卿を勅使、院使として、當年々頭の賀儀を賜はる、是れまでは檀紙一束、末廣スエヒロ一柄なりしが、今度改めて御太刀一腰、(飾り太刀)御馬代黄金一枚を賜はり、尋で十七日に、武家傳奏を勅使として、家光に太政大臣宣下の勅を傳へらる。斯く重ね々渥き恩命を賜はるは、前年俄かの御讓位より、關東に對し御憤懣あるは隠れもなき所なれば、今度常に超えて大勢の上洛は、定めし其仕返しもあらんかと、御憂慮の餘りに出でたるはいふまでもなし。時に家光固辭して、恩命優渥、謝し奉るに辭なし、但し退いて自ら願みれば、年齢未だ初老に達せざるのみならず、功業亦遠く父祖に及ばず、然るに過重の恩眷を拜して、極官を冒さんは恐懼の至りに堪へずと、再應奉答したるを以て、此事は熄みたり。禁裏、仙洞よりの御待遇右の如くなれば、親王、公卿は申すに及ばず、地下官人に至るまで、我れ先きにと二條城に伺候する體、以て察すべし。されば何れも將

軍御前の執成しを頼まんとために、高位高官の身を以て、無位無官の旗本土に手を下げ頭を下げ、心にもなき敬禮を施して毫も耻づる色なく、これがため幕府有司の傲慢を増長せしめしは、此時を以て甚だしとすと近衛基熙の日記に見えたり、亦以て當時諸公卿の意氣地なきを察するに足る。翌十八日に參内あり、こたびは御外戚として始て主上に拜謁する事なれば、鄭重に式正の儀を用ゐられ、當日は、先づ高倉權中納言永慶二條城に參りて、衣紋の役を勤め、次に土御門左衛門佐泰重參りて、身固めの役を勤めたり。是より長く恒例となり、將軍宣下は勿論、官位昇進等にて、例年と格別なる事ある時は、必ず高倉、土御門兩家下向ありて、衣紋、身固めの式を勤む。衣紋とは、蓋し此時家光束帶の事なれば、心得なき武士には、其着方を知らざる上に、殊に石帶イシオビの締め方などは、有職家には一の口訣クチケツとして秘藏する所なれば、束帶衣紋(着方)の全般を勤めたるなるべし。此後將軍の勅使引見には、烏帽子直垂を用ふる事なれば、武士にて衣紋は事濟めど、猶前例を追ひて、將軍裝束して着座の後、高倉出座して將軍の前に進み、左右の袖に、そと手を觸るゝのみなりと。是れ併しながら、高倉家の職として表立ちて衣紋を勤むるは、至尊の外は無き事にて、攝政關白と雖も表立ちて高倉に衣紋の役を命ずるは絶えて無き事なり、稀にあるも、そは語合カウカウひとて、頼入るにて、高倉の衣紋を所役とせるは、至尊の外は將軍家のみ。又土御門所役の身固めとは、陰陽家の方術を

以て除難の呪をなすにて、即ち將軍裝束を着して、上段に着するや、土御門は中段へ出で、將軍に對座し、密に口の中に呪文を唱へ、袖の内にて印象イシゾウを結び、九字を切るなり、此式も亦人臣に於ては、將軍家の外なき所、此二事を以ても、其威勢の程を察するに足る。右の二事畢りて二條城を出門あり、尾張、紀伊の兩大納言、前田、伊達の兩中納言を始め、各々式正の儀從を具して隨行したり、當時堂上家の日記に、先年二條行幸以來の壯觀なりとあり。かくて將軍の車禁門に至るや、日野權大納言資勝簾の役を勤め、飛鳥井權中納言雅宣、阿部忠秋より受取りて、沓を呈す、此所役は、往昔鎌倉の宗尊親王、征夷大將軍に補せられし時、公家數人を隨行せしむ、之を武家昵近衆アツクシユといひしより以來、昵近たる家の人々の勤むる事となりしなり。さて主上、清涼殿（俗に御殿といふ）へ出御あり、家光、中壇に進みて龍顏を拜し奉り、御太刀一腰、白銀千枚、時服百を獻上し、天酌にて天盃を賜はる等、御待遇の優渥なる、前代に超過せりといふ。次に仙洞、女院兩御所へも參上し、御盃を賜はり、仙洞へ御太刀一腰、白銀五百枚、時服五十、女院へ白銀三百枚、時服五十を獻上す尋で仙洞御料の地七千石を増進して、一萬石となし、且つ當今は女帝の御事なれば、向後は諸事仙洞の御計らひたるべしと奏聞したり。蓋しこれまでは上皇を、幕府方にては、所謂目の上の瘤の如く、恐れ多くも一の邪魔物の如く見做し、に、茲に至りて公然と奏聞して、古への院政に復したる

は、實に意外の事に見ゆるも、實際は、何事も京都所司代を経て幕府へ御諮詢の上ならでは御決行ならざれば、院の御計らひといふも實は幕府の計らひなれば、唯斯く外面を刷ひて、上皇の御不満と諸公卿の物議とを抑へしのみ。

因みに、當時禁中仙洞御料の額を述べんに、禁裏御料は、山城國にて高二萬十五石四斗九升五合。仙洞御料は、山城攝津丹波三國の内にて高一萬二百一石九斗二升。（此度の七千石も合計す）女院は御賄ひ料三千石、これは幕府の代官へ仰せられ次第カクタイ上る事にて、幕府の姫君なれば、實際は所謂御入用次第の事なり、其年額何程を上りしかは、後世に帳簿傳はらずといふ。

さて家光は、參内、院參滯りなく濟みしを以て、次には親王、公卿、諸門跡を始め、地下官人の輩まで、銀、時服を贈れり。其略は、側衆ソコシユ永井尙政を使者として、攝政一條兼退へ白銀二百枚、時服二十、餘の攝家、之に准ず。兵部卿伏見貞清親王へ白銀百枚、時服二十、其餘の親王家、之に准ず。武家傳奏へ白銀百枚、時服十、院傳奏へ白銀五十枚、時服十。其他清花以下の諸家へは、其家柄に依て差等あり。且つ將軍家上洛のみやげとて、京中へ白銀五千貫を賜はる、時に京中家數三萬五千四百十九軒にて、之に配分して毎戸銀百三十四匁八分二厘なりと、京都町家の記に見えたり。又此時九條幸家の末子千代丸に松殿家を再興せしめ、祿千俵を給し、特に奏請して攝關家に列せしむ、

茲に至りて六攝家となる。(幾程もなく元服して昭家と稱せしに、早世したるを以て家絶えたり)此幸家の御臺所は豊臣秀勝の女、即ち崇源院殿淺井氏が先夫の子にて、家光とは異父同母の親なるを以て、特に此事ありしなり。之と同時に、諸公卿の子息が、無足(俸祿なき俗語)にて禁中、院中に勤仕するは不如意なるべしとありて、其家格に應じて、自今幕府より方領を給すべきを内奏したり(方領とは、俗に云ふ部屋住料なり、公家は、公達を指して、某の御方と稱するを以てなり、其額は百石を最高とし、三十石を最下として、維新前まで行はれたり、尤も後には、格別の由緒ある向きは百五十石までを給したり)斯く表には、堂々三十萬餘の大勢を率ゐて威を示し、裏面には、上下に對して供進恩惠殘る所なかりしかば、人情の常として、京中舉りて、手を額にして其德を謳歌せり。蓋し幕府の意は、京中不滿の聲を鎮壓せんため、故らに大勢を引率して、將軍一度麾けば、三十萬餘の兵立所に舉り、しかも百數十里の長途を、旬日にして往來すとの威を示すと共に、敬上惠下の意志も亦斯くの如しと、所謂恩威兩全を實施したるなり。されば朝廷に於ても、此度の事特に御満足ありて、供奉の老中松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛を從四位下に叙せらる。是れまでは、幕府の老中は概ね從五位下なりしに、是より後は例となりて、老中に補せらるら、即日四品に叙せられ、尋で侍從に任せらる、事となれり。是等の事よりして、一時疑懼に覆はれし京都は、全く清霽とな

れり。爾後上皇、禁中、女院等の思召しといふを以て、幕府へ御依頼ありしにより、諸公卿の二三男を新家取立てあり、藏米三十石若しくは百數十石の祿を、幕府より給せし家數十軒出來たるなど内部分はとにかく、外面には、公武前年の大衝突は何處へやら雲散霧消して、寛永十八年、家光の世子竹千代(四代將軍家綱)誕生の時、上皇より「武家の繁榮は全く朝家の光輝たり」と、畏くも御祝詞の宸翰を下さるゝに至れり。殊に其元服の日、從二位權大納言(家光は從三位權大納言)に推任叙あり、以後恒例となる。斯く公家も大名も一般に鎮靜したるを以て、此後は將軍の上洛は廢典となり、蓋し其必要なきを以てなり。故に幕府に於て最大の禮典たる將軍宣下の拜賀にだに、名代を以て御禮物を獻上するに止まる。

家光は此序でを以て、大坂、奈良及び和泉の堺を巡視し、みやげとして一般の地子を免除したり。蓋し大坂は、幕府にとりて西部の最大要鎮、大和は之に亞ぎ、堺は西部の要港なるを以てなり。されど其内容は、三所ともに久しく豊臣氏直轄の地にて、其人心亦第二の京都ともいふべき程にて、根柢より幕府に信服せず、頗る治め難きを以て、特に親しく視察して、此恩典を垂れしなり。果して是れより人心漸く幕府に歸嚮し、遂に戸々御江戸様と稱するに至れり。(維新前まで實に斯くいひたり)

〔忠世の奇禍〕 此時圖らずも、老中酒井忠世は大打撃を受けた。酒井家は實に徳川氏の一族にして、參河以來諸士の上座として、代々徳川氏の寄託を受ける最重の家柄なるを以て、秀忠薨去の後には、忠世を西丸に移して之を成らしめ、兼て留守居となす、こたび家光上洛に就ては、右の由緒を以て江戸城の留鎮たらしむ。然るに七月二十三日、誤りて忠世の居所より火を失し、西丸全般を焼きたりしかば、忠世は恐懼に堪へず、直ちに寛永寺中の一寺院に退き、深く謹慎して罪を待ち、よりて其旨急使を馳せて言上せしに、家光之を聞いて大に激怒し、凡そ火災は過失不念より起るとは申せ、或は之を天災なりともいふ、往年東照大権現すら、駿府城の造營間もなきに、しかも奥向き邊より火を失し、一圓災ひに罹れるは、忠世も現に知る所なり、但し其過誤を自身の不念として、屏居謹慎罪を待つは尤もの事なれど、主君より預けられたる大切の城地を去りて、程隔りたる寺院に移るとは、言語に絶したる仕方なり、世今幸ひに太平なればこそよけれ、戰國亂世ならんには何とか言はん、火を失して殿舎を焼きたりとして、大切なる城を捨て去るは、武士としては臆病至極、沙汰の限りなり、斯る不心得の者とも知らず、大切の留守居を申付けしは、予に於ても後悔千萬、諸大名始め數多の家士らがさげすみも面目なしとありて、即ち老中より、其意を體して、此度其元居所より出火にて、西御丸焼失致し候に付、恐入候段は尤に被_レ思召_一候得共、兼て御預け被_レ成候、大

切の御城を退去致し候段、臆したる仕方に被_レ思召_一云々と、奉書を以て達せしかば、忠世彌々恐入り、殊に武士の身として臆したりとの一言は、土足を以て頭を蹴られしも同然なれば、追つては切腹も仰付けらるべきかなど、其身は勿論、世上にても其如く風評せしに、やがて家光江戸へ歸城あるや、さはなくて、老中の役儀と西丸留守居とを免せられ、追つて西丸再造に付、右の金奉行を命せられたり。こは恩の如く見ゆれど、さにあらず、徳川家譜代の隨一として、代々寄託の命を受來り、其身も西丸の留守居を命せられ、老中の上座に在り、殊に西丸は、大御所若しくは世子の御座所たるべき至重の所なるに之を預かり、威勢隆々たりしに、一旦の誤りより斯く貶せられしは、蓋し此時、表向きには土井利勝在り、奥向きには春日局在り、相提携して内外諸般の修正を盡し、參河以來の大名的なりし風を更めて、御所的になさんとしつゝあるに、忠世は參河以來の由緒といひ且つは往年家光の輔導たりき、殊に其性質は所謂保守的にして、新規を好まず、何處までも權現様御仕置きを墨守せんとて、往々新制度に同意せざりし故なるべし。こは忠世が政局を去りてより、着々新制の施行せられしにても知られたり。

新制の施行

諸侯の官位競争の杜絶——高家衆——参勤交代の定め——政務の分掌——評定所——新番士——番所及び關所——大船の制限及び難破船救護規定——五人組——林家の學校——武術の奨励——通貨及び錢座——林家の外交文書擔當

〔諸侯の官位競争の杜絶〕 先きに家光、太政大臣の御推任を固辭し奉りしに依り、諸大名を會し今度相國宣下の恩詔ありしは、當家既に先蹤ある上に、當時天下誰に憚るべきにあらねば、只管謙退を旨として、固く辭し奉りたり、今や人心漸く太平に馴れ、上下日に奢侈に赴く、故に予謙退を以て下に臨み、以て其弊を匡さんとす、各々亦其意を體し、一層謙退を専らとして、慶を子孫に貽すべしと面命あり。是より諸大名の官位昇進の沙汰は漸く稀れにして、遂に後の家格をなせり。其概略は、尾張、紀伊は、初官從三位中將にて、尾は右兵衛督、紀は常陸介を兼ね、參議に進み、家督して中納言に陞り、權大納言從二位に止る。水戸は正四位下少將を初官として、左衛門督を兼ね中將に進み、家督して參議に陞り、正三位權中納言を先途とす。加賀は正四位下少將を初官として家督して中將に進み、從三位參議を先途とす。加賀より以下は、終身受領名を稱せしむ、故に私に

は某中將、某宰相と稱すと雖も、幕府よりは單に松平何の守と呼ぶ。但し將軍の御前に於て守の字を付けて稱するは、加賀、薩摩、仙臺の三家に限る、是れ優待なり。餘は單に信濃、安藝など稱して守を省く。薩摩、仙臺は、初官從四位下侍從より、家督して少將に進み、從四位上中將を先途とす。其他は、從四位下侍從より、少將に進むを先途とするあり、從四位下より侍從に陞るを先途とするあり、或は從五位下より從四位下に陞るを先途とするありて、十萬石以下に至りては、概ね從五位下に止る。又譜代大名に在りては、家綱元服の時、井伊直孝は加冠、保科正之(會津の祖)は理髮の役を勤め、共に中將たりしを以て、此兩家は從四位下侍從を初官として、家督して少將に進み正四位中將を先途とす。其他三家庶流、越前家、酒井家等は、從四位下侍從、若しくは從四位下より少將に進むを先途とす、特に中將に陞るは異數となす。本多、榊原、小笠原等は、從五位下より從四位下侍從に止る、但し小笠原は從四位下より少將を先途とす。其他は概ね從五位下に止る但し老中、京都所司代は從四位下侍從に、大阪城代は從四位下に進むを例とす。

〔高家衆〕 是より先き、幕府より禁中に使用するは、吉良、大澤二氏の所役なりしも、二氏は唯足利氏以來の武門の禮式に通曉するのみにて、禁中の禮節に疎く、例せば着服の如きも、多く長上下にて、烏帽子直垂とても用ふるは稀れなりしかば、家光は之を以て敬上の意に反すとなし、且つ偏武

匡正の意にも反せるを以て、侍妾六條氏(三位有純の女)の弟右衛門を江戸に召し、其生母は戸田氏鐵(實は戸田帶刀の女)の女なるを以て、外戚の氏を名のらせて戸田中務大輔と更め、從五位下侍從に叙在し、千石を給して奥勤め寄合衆となし、兼て御側向きの躰け方を命じ、且つ吉良、大澤と共に京都御使役を勤めしむ。是よりして禁中への御使は、武家風を更めて公家風となり、當時之を奥勤め寄合衆と稱せしが、いつしか高家衆と稱するに至れり。高家とは、猶名家といふが如し。是よりして幕府の禮式に、京風、江戸風の二様を生じ、京風は禁中への御使、又は勅使待遇等に用ひられ高家専ら之に當り、爾後幕府の老中若しくは親藩の輩が、將軍の名代として禁中に參内するにも、毎々高家之に差副へ、所謂武家と公家の合の子の如く、從て官位も高く、概して從五位下侍從を初官として、正四位少將を先途とす、但し受領名を稱するは一般に同じ。これよりして勅使參向(勅使のみならず總べて公卿、門跡、親王方等)の度毎に御馳走役を命せらるゝ大名は、何れも此高家衆に手を下げて、京風禮式の指南指圖を乞ふに至り、遂に元祿の淺野吉良の騷動を惹起すに至る。又幕府に於て、堂上家の子を召出して旗本に列せしは、此戸田を初めとす。

因みに云、此侍妾六條氏の右衛門佐局と號して、當時大奥に於て、總女中の支配に躰け方を兼ねて、春日局に亞ぐ程の威勢ありし人なり。其初め家光専ら美童をのみ愛して、女色を一向に遠ざ

けしを、春日局が計らひととして、由緒正しき婦人を求め、侍妾に供せんとせし折、六條氏は、伊勢内宮の社僧慶光院(此寺は代々尼寺にて、堂上家の女を以て住職とし、寺格高き寺なり)の住職として、年十六にて江戸に下り、將軍へ謁見せしに、其容貌美麗なりしかば、局より内意を申して江戸に止め、還俗せしめ、於萬と改めて、家光の侍妾とせしなり。

〔參勤交代の定め〕 又是まで諸大名へ賜はる將軍の内書は總べて華押を用ひられしを、中將以下の人へは、一般に朱印を用ふる事となしたり。寛永十二年六月二十一日に、代替りに付て武家諸法度を大名へ頒つに當り、從來は、諸大名各々誓紙血判を上りて相背かざるを證せしに、此時家光親しく諸大名に、各々三代奉公の事なれば、今よりは誓紙に及ばず、彌々唯今までの如く相心得べしと面命したり。尋で諸大名參勤交代の期限を定め、外様大名は概ね四月江戸參府、譜代は四月、中には五月若しくは九月、十二月等にて、東西に兩分し、其半ばを相互に交替せしめ、在府は凡そ十二箇月、即ち滿一年とす、但し父子兩人の間は、父子を以て交替せしむるを例とす。且つ其參府と雖も、豫め幕府へ伺ひ、許可を待ちて參府し、其歸國即ち御暇も、亦幕府の命あるにあらざれば私に歸國するを得ず、其歸國するに當りては、一門若しくは家老を江戸に於て留守せしむ。(勿論大名の妻子は人質として、是より先き悉く江戸に置きたり)其歸國に就ても、三家及び國持大名、越前

家等は、老中を上使として、其居邸に就て歸國の命を傳へて、物を賜り、參府に就ても、同じく老中を上使として、登城謁見の旨と、遠路の苦勞慰問の旨とを傳へしめ、其以下は、奏者番を以て上使となす、但し外様大名と雖も、十萬石以下には上使なし、又譜代大名に於ては、井伊、會津、小笠原、酒井の數家には、參府、歸國共に使番を以て上使となすも、其他には上使なし、是れ特に外様は客分、譜代は臣下といふ分界を立てたるなり。

因に云、家光相續の初め、諸大名を召し、各々へ、家康、秀忠二代は、特別の禮遇ありしも、予は前二代と違ひ、生れながら天下の主將たる者なれば、自今は臣下の扱ひをなすべしと言ひて、一同へ刀を賜ひ、一人々々に手自ら渡して、そこにて抜きて見よとありしも、誰否を申すものなく、勿論刀を抜きたる人もなし等の話は、家光の英邁を見るべき一の美談として、世に傳ふと雖も、實録と見做すべき書には、其事見えす。但し前田利常の談話には、これに類似の事あれど、そは慶安の頃なれば時代違へり。想ふに、前の諸法度を頒つに當り、誓紙に及ばすとの話に附會せしにあらざるか。

〔政務の分掌〕 寛永十二年に至り、從來勅使の參向ありしには、別に旅館といふものなく、寺院を以て充てたりしを、敬上の意に反せるを以て、新たに城中龍の口に別殿を造らしめて、之に充てた

り、俗に之を傳奏屋敷といひたり。されど勅使の參向は例年一回の事なるを以て、此屋敷の一部を以て重なる聽訟の所となしたり、後ち之を評定所といふ。従前重なる聽訟は、酒井忠世若しくは土井利勝の邸を以てしたるも、茲に至りて改めたり。依て諸有司の分擔を定め、土井利勝、酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛に、一人づ、月番ツキバンを定め、諸大名及び大番頭、寄合を支配し、庶政を裁斷すべしと命ず、是を老中月番の初めとす。十六年に至り、土井利勝、酒井忠勝の二人に月番加判は御免あり、重き御用のみ取扱ふべしと命せらる、當時之を大年寄衆トシノカサウと稱す、後世の大老職なり。元來大年寄とは門閥重臣の稱にて、家康の時、參河にては酒井雅樂助正親、大久保七郎右衛門忠世の二人なり、後ち關東に移るに及び、井伊直政、本多忠勝、榊原康政の三人は隨一の大身なるを以て、常に大議に與る、よりに酒井、大久保に次ぎたり、大久保忠世の子忠隣、罪を蒙りて封を褫はれ、井伊等三人卒去ありしより、獨り酒井忠世之に居り、井伊直孝は譜代大名中第一の大身たるを以て、之に次ぎたりしが、茲に至り、土井、酒井、政局の故參を以て、特に此職に置かれたり、是れ門閥重臣にあらずして、之に補せられたる初めなり、是れ畏くも禁中の關白職に擬せしにて、一に武家執役シツヤクともいふ(時に土井は下總佐倉十八萬石、酒井は若狹一國十一萬石)。十八年に至り、堀田正盛に信濃の松本城を賜ひ、加増して十一萬石となして、(後ち下總佐倉十五萬石を賜ふ)亦此